ISSN 1341-1101

秋田県公文書館

研究紀要

第四号

【論文】

秋田藩の諸士系図について……………………伊藤勝美… 1

近世秋田を訪れた遊行上人……………………煙山英俊… 21

公文書の評価選別と公開非公開の基準についての試論………佐藤隆… 37

【報告】

企画展「県庁文書で見る秋田の鉄道史」……柴田知彰… 61
―公文書館の展示における一実験例―

【史料紹介】

秋田藩における境争論関連史料について……加藤昌宏… 81

【彙報】

平成10年3月

秋田藩の諸士系図について

伊藤勝美

はじめに
一　諸士系図の伝来の過程
二　寛文期
三　元禄・宝永期
四　享保期
五　明和〜寛政期
六　文化期以降
おわりに

はじめに

平成五年の開館以来、秋田県公文書館（以下、公文書館と略称[1]）では『加賀谷家文書目録』（所蔵古文書目録第一集、平成七年三月）と『秋田藩家蔵文書目録』（同第二集、平成九年三月）を刊行した。前者は秋田県立秋田図書館（現秋田県立図書館）から移管された文書群の一つであり、仮整理の段階で移管されたものを、文書を伝えた加賀谷家の特色を表現できる分類項目をたてて再整理したものである。後者は秋田図書館時代に二度にわたって『対照索引』が刊行されているが、「六一冊」の各冊の構成を表現するために、各冊の所収文書の順番に資料名・年月日・差出人・宛名・所蔵者（藩への提出者）等の項目をたてて整理したものである。

公文書館では、所蔵資料の総合目録の刊行を視野にいれた資料の点検・整理を行っているが、その前提として文書群を伝えた「家」ごとの目録と利用頻度の高い資料群ごとの目録（主題別目録）を作成する必要があろう。公文書館所蔵資料（古文書）のなかで、「秋田藩家蔵文書」とならんで利用頻度の高いのが、絵図と系図類である。系図類については、利用頻度の高さから、目録の刊行が必要であると考える。本稿は、公文書館所蔵の系図類の内、秋田藩が藩士に提出させたものに注目して、その伝来と成立の過程についてまとめたものである。目録刊行のための基礎的作業の一部でもある。

なお、本稿で諸士系図という場合は、「秋田藩が藩士に提出させた系図」を意味し、享保年間成立と考えられる二五冊については、「諸士系図」として区別する。

一　諸士系図の伝来の過程

公文書館所蔵資料の内、秋田藩が作成・収集したものは、版籍奉還時に佐竹家と秋田県に分けられた。秋田県所蔵となった資料の一部は、明治三十三年、秋田図書館開館にともない貸し出された。その一部は後に県に戻り、県庁移管資料として現在公文書館貴重文書書庫に保管されている。(2) 系図類は県庁移管資料中にも含まれているが、大部分は秋田図書館で一般郷土資料（通称A記号）として整理した。(3) なお、由緒書等は「佐竹文庫（宗家）」（版籍奉還時に佐竹家に残ったもの）にも含まれている。このうちA記号の系図は、秋田図書館時代に電子コピーの複製本が作成されている（表1参照）。

表1の①～④は明和期・天保期・文政期提出分も含めてA記号で整理されているが、文化二年の提出命令によるものが大部分である。事情は不明だが、文化期の系図については、秋田図書館では目録上では二期に分けて整理している。(4)

②はイロハ順にまとめられた「諸士系図」二五冊と「佐竹分流系図」二冊、「陪臣系図」二冊の計二九冊、③は「諸士系図」一六冊と「陪臣系図（上）」一冊の計一七冊からなっている。③は②の草稿の一部と思われる。いずれも享保年間の成立と推測されるが、藩政期・明治期には「諸士系図」・「分流系図」・「陪臣系図」は別個に分類されていた。天保三年に記録所が調査・作成した「御蔵書目録」（A〇二九―一）では二部に「佐竹分流系図三冊」(ママ)、三部下に「御旗本・在々諸士系図（伊呂波寄）二十五冊」、「陪臣系図二冊（川崎嘉右衛門・福地三太郎清書）」とあるが、明治三十三年秋田図書館への資料貸付台帳としても使用されたと思われる「旧書籍目録」（一一三五五）では旧藩引送諸記之部に「八八、一、諸士系図四十二冊」、「一〇九、一、陪臣系図稿一冊」、「一一〇、一、陪臣系図三冊」、「一七四、御分流系図二冊」とある。「諸士系図」は清書・草稿が明治期には一括されたが、「分流系図」・「陪臣系図」とま[illegible]

表1　秋田図書館より移管された系図複製本

	まとまりの概要	表　紙	冊数	整理記号・番号
①	文化年間提出	Ｂ５　オレンジ	98	A288.2―　1　～A288.2―589
②	「諸士系図」等	Ａ４　濃緑	29	A288.2―590―1～A288.2―590―29
③	「諸士系図」草稿等	Ａ４　薄緑	17	A288.2―591―1～A288.2―591―17
④	文化年間提出	Ｂ５　灰	87	A288.2―592―2～A288.2―680
⑤	「元禄家伝文書」	Ｂ５　灰 Ｂ４　灰	21 595	A288.2―687　～A288.2―3181

註　①②③は『郷土文献目録』（昭和36年３月）所収（A288.2―592―2含む）
④は『郷土文献目録２』（昭和43年10月）所収（A288.2―592―2含まず）
⑤は『秋田県歴史資料目録第十三集、元禄家伝文書』（昭和52年３月）所収、『郷土文献目録４』（昭和54年３月）にも再録

別されていたことがわかる。(5)

⑤は『秋田県歴史資料目録第十三集』で「元禄家伝文書」として紹介された文書群である。「元一〜元二四九五」として整理された期間があったが、のちA記号で再整理された。凡例の中で「見出し、検索を容易にするため、各家を五十音順に配列し、その性質形状にかかわりなくその家に附属させる形で整理した」と述べている。(6)

二　寛文期

秋田藩では、寛文年間に家中の幕紋改を行うとともに系図の提出を命じた。この段階での調査は、家老戸村義国を中心として実施され、根田治部助俊与が実務を担当した。(7)

史料1は「佐竹惣系図」（AO二八八・二一一）の奥書部分である。この文章にしたがえば、「義処公之武命」により、佐竹昌義〜義盛・義宣（小野崎道保入道編纂）、義仁〜義治（小野崎筑前守編纂）、義舜〜義昭（岡本江雪斎編纂）、義重・義宣（岡本蔵人藤原宣綱編纂）の「四度之御家譜」に「当　君義隆公被召出牢人免許之侍」を追加し、上覧に備えることを目的として編纂された系図ということになる。

寛文五年に藩主の地位にあったのは二代義隆であり、三代義処の「武命」によって編纂されたと解釈される傍線①部分は検討の必要があろう。(8)

史料2は国文学研究資料館史料館所蔵の「佐竹南家文書」所収の被仰渡（22K—31）である(9)（「一」の上の算用数字は、便宜上筆者が付したもの）。史料2の6傍線②「強に　上意以せさる」は、史料1傍線①に対応するものであろうか。傍線③にあるように「寛文年中差出す所の系図・文書」は、「当春　御参府以前焼失せしめん事を　上聞に達」したということであり、実際に焼却されたかどうかは不明だが、この時期に作成・提出されたと思われる藩士の系図は、公文書館所蔵資料では確認できない。

史料1

右御家譜并御家中近親・侍之系図、従　佐竹冠者昌義公至義盛・義宣御時小野崎道保入道記之、従　義仁公至　義治公小野崎筑前守禄（マヽ）之、従　義舜公至義昭公御時代岡本江雪斎記之、　義重・義宣両公之御世岡本蔵人藤原宣綱記禄之、①然今度以　義処公之武命ヲ、右合而四度之御家譜并当　君義隆公被召出牢人免許之侍追加之、以備上覧、此外失出所、姓名此漏御記禄者、弥尋捜シ可被載之而已

寛文五年

八月吉日　　　　戸村十大夫　義（マヽ）

史料2

（端裏書、朱書）「上　徳雲院様御代被仰渡」

覚

1一此度御家中の諸士系図・文書等被相改付而、段々被書出之通遂披見之処、其先不知として、近代或ハ二三代或ハ五六代六七代

被書出分、大概無子細相見ゆるの間、猶以遂吟味御記録江も被載置之へし、数代書綴り候系図写差出され候面々ハ、①先頃催促の上本書被差出といへとも、自然相残におゐてハ、其家の分ハ勿論他家に伝る所といふとも、古き書もの丶類其外古来持伝る系図・証文等不残差出さるへし、真偽遂吟味被載置之へし、但古来之系図等紛失、持伝へさる者ハ、其数代書綴り候系図・引証の書もの并出所等委細に書付被差出之へし、引証の書もの出処等正しからさる新調の系図ハ吟味を遂らるへきの条、左様に相心得らるへし

2　一写にて被差出所の数代之系図、粗遂吟味の処に、多くハ不正相見ゆる所なり、此段急度面々に申断可相尋といへとも、大勢の儀にて家ことにハ申達かたし、数代の系図差出され候面々ハ、其覚悟可在之者也、相知たる事ハ相知たる様に正直に在之度事なり、不相知儀を相知たる様に書出さる丶事ハ、其家の為に益なく、却而害に成事も亦相見ゆる所なり

3　一近年好而系図・証文等を偽り作れる者あり、たとへハ系図なき者、彼者に対して系図をもとめて、我祖父何某或ハ曾祖父何某と云者迄ハ詳に相知るといへとも、是より以前申伝ふる所なし、其姓氏も又不詳といへハ、彼系図作れる者則曰く、汝か先祖ハ我是を知れり、或ハ秘する書に在と云て、或ハ何の天皇より何代何の姓なりと系図を作るに、諸家大系図等にもとつき、大系図等にあらハる丶所の系図既に尽る所より、其系図もとむる人の祖父・曾祖父に至て数代闕る所あれハ、仮名・実名・官位・称号・兄弟の分派・妻妾の所縁等、筆に任て昔日実に在人のことくに偽り記し、粗旧記等に所見の古戦等、其頃に応するとおもふを能程につもり、其戦に出て討死、其城を攻て高名すなと丶委細に伝記等を偽り記し、系図所望の人にあたふ、系図の品により其偽り作れる事一様にハあらすといへとも、其大抵先かくのことし、系図もとむる人誠と心得信用して、其偽り作れる事を不知、却而彼者を神のことくおもひ敬ふ、又彼者に対し、古来所持する所の系図古たるを以書改めん事を乞へハ、其系図虫くひ、すりきへて仮名・実名・官位等不分明所あれハ私に偽り記之、或ハ先に偽り作れる所の系図の為に其事を又此に書加へて無量の偽りを成し、剰其古来所持する所の系図ハ、今の偽り作れる系図の為に後来害ありとあさむき、惜哉伝来の古き系図等を焼失なさしむと云々、此度其事を訴ふる者あるによつて、始て此事を知る所なり、是実に御家中系図・文書の罪人にして、系図・文書を相改むる寇となれり、此度差出さる丶所の系図、彼手より出たるとおほしき物すくなからす、是等の類ハ引証・出所等も正しかるへからさるの間、強而もとむるにおよハす

4　一日本の姓氏、神皇蕃の三別ありとやらんいへ共、各鳥獣のたねにハあらす、皆人倫のたねならん、世の治乱盛衰に依て、昔日大名・高家たる人も、或ハ陪臣・郎従となり、或ハ土民・商賈の賎に下る、又其姓氏未詳者も大名・高家となり、官禄・職位

の尊きにのほる、皆是幸不幸と功徳無功徳とのなせる所ならん、たとひ土民・商賈の賤に下れる人、系図・証文伝来すといふとも、今其土民・商賈たる事をまぬかれん哉、又大名・高家の尊きに登れる人、系図・証文なしといふ共、今其大名・高家たる事を廃せんや、何事そ強而系図を偽りかざり、証文をもとめんとするや、強てもとむるか故に、正道を失し邪義を立て、後人の為に笑ハれ、其祖をはつかしめ其子孫をまとハし、禍を生する端ともなれり、誠に恐るへし、ケ様の儀得心せられハ、不正数代の系図を捨て、或ハ二三代三四代、或ハ五六代六七代といふ共、其先の何某と其家にも云伝へ、其身も聞伝へ、親類・縁者・又人も知たる慥成者よりして系図に書つらね、御記録にものせ、其家の系図ともせられんハ、誠に士の本意にして、後代の亀鑑ともいふへき歟

5 一系図・証文、其家々に必相伝する道理あらん、又相伝せさる道理あらんや、如何と云に、其分流より数百年の間、其所領・俸禄全く其子孫つゝかなく、其間火災・紛失の煩なき時ハ、相伝する道理ならん、しからさる時ハ相伝せさる道理ならん、相伝する者ハ我祖を知る、是実に幸なり、相伝せさる者ハ其祖を不知、是実に不幸なり、然共系図・証文失ハさる者ハ実にすくなく、失ふ者ハ甚多し、是世の盛衰によつて也、今是を如何かせん哉、系図・証文持伝へすといへとも士の恥辱にハあらす、強而偽作り、或ハ乞もとめて其姓にもあらさるを姓とし、其祖にもあらさる者を祖とする事、士の道に背けり、ケ様の義ニ付、其心の邪正真偽おのつから相あらハるゝ時ハ、恥へきの甚しきなり、能得心して唯ありのまゝに書出さるへし

6 一寛文年中、御家中諸士系図・幕の紋を其より〳〵に問て記録する事あり、其事故あるに仍てなり、②強に　上意以せさるゆへか、ひろく諸士に不相違、手よりに書出す者あり、書出さゝる者ありて、満足せざるゆへか事を記す者、我意に任て偽作する者多し、今度　上意を以ひろく彼家々に問て、③寛文年中差出す所の系図・文書を考るに、其家に書伝へさる事・唱へ来らさる事を記し、混乱して更にとり用へきなし、此書当春　御参府前焼失せしめん事を　上聞に達する所なり、又幕の紋の事、其頃一家同姓の者其家の嫡庶を論し、庶子といへとも其俸禄の重きを以、嫡子の微少なるを軽んして、事を他によせて偽て惣領に立、幕の紋をかざらんと欲す、仍而一家・同姓悉く不和となり、親族をはなれて別家となるの類すくなからす、又系図伝来する者ありと聞て、其由緒にもあらすして次男・三男の契約をなし、其家の下風に立ん事をもとめて、系図・幕の紋をかざらんとする者あり、是等強て其家の美をかざらんとする一旦之邪、私を以て上をあざむき、先祖をあやまり、兄弟の次第を乱し、其偽を子孫に伝ふ、且ハ無智無道、且ハ不義不孝、何事か如之哉、今以其風儀残れる者あつて、系図・幕紋をかざれる者又すくなからす、只今といふとも、前非を改め、唯ありのまゝに書出され

ん事、誠に本意たるへし、たとひ最前被差出所の系図に相違すといふとも、少しも其過をとがむへからさるの間、無気遣速に書改、最前被差出所の系図を引かへらるへし、如斯申渡上にも猶不知顔ならん輩ハ、遂吟味の上に品により急度相断におゐてハ、当人ハ不及申、其筆者迄可為越度事

右委細念を入申渡上にも猶承引無之におゐてハ、出所・引証等不正新調の系図をハ、古来の義悉相止之、たとひ其祖父・曾祖父といふとも、正しかるへき者よりして御記録に載置るへし、其時に一言の子細を申さるへからす、各存よりの通り於在之ハ、早々申出らるへきもの也

元禄十三年辰六月日

三　元禄・宝永期

元禄期の修史事業のなかで「佐竹家譜」・「秋田藩家蔵文書」等が編纂された。この事業の開始を告げる元禄九年八月付の文書提出命令では、佐竹家に関するものは「本書ニ而成共写ニ而成共」、それ以外（「自分之系図」も含む）は「写ニ而」提出させる方針であった。この命令は十二月に藩士に通達されたと見られるが、翌十年八月付の提出命令では、「家々系図」・「由緒書」等も「本書ニ而成共写ニ而成共」という指示に変わり、原本提出が求められる範囲が拡大している。

さらに元禄十年十二月付で「最前被相触候通、御旗本并在々共、系図・証文等岡本又太郎宅迄雖被書出之、猶以御旗本・在々共、未書出面々大勢在之候、古来より持来候系図ハ雖在之候、仮令祖父・曾祖父等より成共、相知次第一代切ニ兄弟之別をも其傍ニ記、若由緒有之者は同書付之、証文・古書状等致処持候者、右之由緒書同然ニ可被差出事」で始まる五箇条の提出命令が出された。ここでは本書・写等の文言は見られない。このあと「国典類抄」に記録されている提出命令は、元禄十三年六月付のものである（史料2参照）。

史料3・4・5は「佐竹南家文書」所収で、その内容から同時に藩から出されたものであると考えられる[10]。史料3の1で系図・証文等の「本書」の提出を命じ、2では由緒書や証文は提出したが「近代之系図」を提出しなかったものに、「別紙ニ書付遣之」（史料4が対応）系図を提出することを命じている。三点とも佐竹南家の伝来文書であることと、「御組下之面々」等の文言から、所預へあてた被仰渡であることがわかる。

なお、史料2傍線①の「先頃催促の上本書被差出といへとも」という文言から、元禄十年十二月から同十三年六月の間に原本の提出が命じられたことが想定される。また傍線①の「先頃催促」は、史料3の1「先達而（中略）写ニ而被指出候、右之分不残此度本書可被差出候」の「此度」の催促を指していると考えられる。したがって、史料3・4・5は元禄十一年か十二年の命令と推定できよう。

史料3

覚

1一先達而御組下之面々、系図・証文等写ニ而被指出候、右之分不残此度本書可被差出候、委細遂披見、真偽致吟味、御記録ニ被載置御用ニ候

2一最前由緒書又ハ証文等ハ指出候得共、近代之系図も不差出候面々在之、此度別紙ニ書付遣之、彼面々二三代も相知候通、系図ニ書つゝらせ可被差出候

3一由緒在之者も時代隔候上、或幼少、或養子なとにて其跡目相続故、由緒等不承者も可在之候、然共祖父・曾祖父なとより名乗抔ハ不相知候とも、名斗も不相知儀は在之間鋪候、承伝候通、二三代も書出候様に可被仰渡候

4一御組下免許之面々迄、不残一冊被相認、其内系図書出候者ハ、其断書を名所之上ニ被書記、又は其身一代之外不相知と申者、又ハ何そ子細在之不書出者ハ、其断をも名之上ニ書記され、其上委細口上書別紙ニ差出候様ニ可被仰渡候

5一各御奉公之面々ニ而、此度御記録等ニ一代も被載置候儀、末代之可為面目候、油断ニ相心得候義、甚不可然候

右之通、御組下免許之面々迄、念比ニ被相達、書出候様ニ可被仰渡候、系図・証文之本書并近代之系図共ニ、来月廿六日四つ時より九つ時迄之内、於拙宅受取候間、其心得ニ而可被差出候、右之本書共披見、真偽を相決、日限を定、追而急度可令返進候、猶滞候子細在之候は、是又廿六日可被申断候、以上

六月廿九日

史料4

口上

此度御家中之面々、系図・証文在之者ハ勿論、其外由緒・申伝等取失候者も、二三代名斗も相知次第系図ニつゝり、御記録ニのせ置候、御組下免許之面々によらす、壱人も御記録ニ書落候儀、其身之為無心元事ニ而候、且ハ其身書落候儀ハ不及是非候、大目御記録相改候内、壱人も書落候而は、手前始其外役人共迄不吟味ニ可被仰付候、御組下免許之面々迄、父子・兄弟共ニ御奉公之者ハ、壱人も不残壱冊ニ被相認、別紙ニ書付候通、系図指出候者、又ハ何そ子細在之不差出候者、右両様ともに名之上ニ断を書、指出候様ニ可被仰渡候、其上ニ子細在之不書出者ハ、其趣を委細ニ口上書に相調、判形を加可指出由、可被仰渡候、右御組下被相改候帳面之末ニも、其頭之仮名相記され、判形を加へ可被指出候、末代之証拠ニ御記録同然ニ可残置候、以上

六月廿九日

史料5

覚

此書付之通、面々写取候て遍申ふらし、諸人不残書出候様ニ可被成候、幼少なとの面々ハ系図に書候様子をも不被存儀も可在之候、左様之面々ハ、御指図被成候て、理屈明候様ニ為御書可被指出候、兄

弟わかれ又ハ女子なとハ、嫁する所を相知次第其傍に書記可被差出候、最前書出され候面々も、其書様道理聞へ兼候儀も有之候、兎角御指図被成、書付指出候様ニ可被仰渡候、以上

六月廿九日

史料2は元禄十三年六月付であるが、「国典類抄」前篇嘉部三八所収「御文書取纏」元禄十三年九月廿九日条（出典「向右近守政御相手番勤中日記」）に「田崎善助より回文ニ而又太郎殿より被相渡候書付」として記録されている。同年十月九日条（出典「山方太郎左衛門泰純処持田崎治左衛門秀満御勘定奉行勤中日記」）では、「四ッ過より、八木作助殿より被頼安楽院江罷出候、証文御返し被成候、中村又左衛門光得被相渡候、何も被出候」とあり、提出した文書の返却が始まっていることが知られる。元禄十四年正月廿九日条（出典「守政伝記」）に記録されている元禄十三年十一月付の条目で、「慶長八年已前之知行御黒印」の提出を命じるとともに、「元禄九年中以御書付老中より被相達」「其後度々令催促といへとも已ニ五ケ年に及て遅滞之面々粗有之」ため、「其様子なくして当年中に系図不差出面々は御記録に載らるへからす、尤品ニより遂吟味、急度可相断事」と通達されていることから、藩士の系図等の提出が円滑に進んでいない状況がうかがわれる。

以後も「被仰渡控帳」に記録された「秋田史館」の青印状の発給状況等を見ると、文書所が藩士の嫡庶争論の検討資料の作成に大きな役割を果たしたことが知られる。

元禄十六年六月二十三日、三代藩主義処は参勤交代で江戸から秋田に戻る途中、横手で死亡する。四代藩主となる義格はこのとき十歳であったため、十月七日には国目付斎藤治左衛門・戸田三郎兵衛が江戸を出発、二十二日には秋田城下に到着した。こうした藩主の交代もあったためか、佐竹一門への分流証文と分流系図の下付は、宝永六年三月二十二日に行われた。この日担当者への論功行賞も行われ、「岡本又太郎御腰物・時服拝領、中村又左衛門・吉成藤兵衛両人共加増五十石宛被下、木村松軒十人御扶持ニ而被召出、物書五人銀壱貫宛為御褒美被下之」という記録が残っている。[11] また、表紙に「宝永六年五月」と記されている「御文書幷御書物帳受取渡目録」（AS〇二九―一）が作成されたことは、元禄・宝永期の修史事業がひとつの区切りを迎えたことを示すものであろう。

四　享保期

元禄・宝永期の修史事業は宝永七年にひとつの区切りをむかえた。この時期に藩士が提出した系図等をイロハ順に編纂したものが「諸士系図」二五冊（A二八八・二―五九〇―一～二五）であると考えられる。秋田図書館ではこの二五冊に分流系図二冊と陪臣系図二冊（A二八八・二―五九〇―二六～二九）を一括して整理していたが、その成立・伝来過程から見ると、別個に扱う必要があると考える。

「諸士系図」と元禄・宝永期に藩士が提出した系図・由緒書等を

対比すると、後者が「諸士系図」編纂の基礎資料として使用されたと考えられる（端裏に「写済」等の記載あり。「久保田」や提出者名等の追記も文書所の担当のメモであろう）。ただし「諸士系図」には元禄・宝永期提出分以降の記述もあり、宝永七年以降も編纂が継続されたと考える。

史料6は「国典類抄」前篇嘉部三八所収「御文書取纏」の享保十二年五月三日条（出典「御政務処御書物今宮大学義透御家老勤中日記」）、史料7は同じく五月三日条（出典「宇都宮帯刀典綱御家老勤中日記」）である。史料6の「諸士系図留書」・史料7の「御家中諸士之系図」がそれぞれ「諸士系図」をさすものと考えられる。したがって「諸士系図」の「清書」が完成したのが享保十二年五月三日としてよいであろう。

なお、このときの論功行賞は五月晦日条（出典「義透日記」）に記録されている（史料8）。吉成藤兵衛は、この記事などから「義

表2　諸士系図一覧

諸士系図			諸士系図草稿		
1	伊部　上	A288.2—590— 1	1	以部上	A288.2—591— 1
2	伊部　下	A288.2—590— 2	2	以部下	A288.2—591— 2
3	呂波仁部	A288.2—590— 3	3	呂波仁部	A288.2—591— 3
4	(保辺土知奴部)	A288.2—590— 4	4	保辺土知奴部	A288.2—591— 4
5	遠部	A288.2—590— 5			
6	和部	A288.2—590— 6	5	和部	A288.2—591— 5
7	加部	A288.2—590— 7	6	加部	A288.2—591— 6
8	与部	A288.2—590— 8	7	与部	A288.2—591— 7
9	太部	A288.2—590— 9			
10	(曽津祢部)	A288.2—590—10	8	曽津祢部	A288.2—591— 8
11	奈部	A288.2—590—11	9	奈部	A288.2—591— 9
12	武宇部	A288.2—590—12	10	武宇部	A288.2—591—10
13	乃久部	A288.2—590—13	11	乃久部	A288.2—591—11
14	也部	A288.2—590—14			
15	末部	A288.2—590—15	12	末部	A288.2—591—12
16	計不部	A288.2—590—16	13	計不部	A288.2—591—13
17	古江天部	A288.2—590—17	14	古江天部	A288.2—591—14
18	(安部)	A288.2—590—18	15	安部	A288.2—591—15
19	佐部	A288.2—590—19			
20	幾部	A288.2—590—20			
21	由美部	A288.2—590—21			
22	之部	A288.2—590—22			
23	比毛部	A288.2—590—23			
24	世部	A288.2—590—24			
25	寸部	A288.2—590—25	16	寸	A288.2—591—16
26	佐竹分流系図	A288.2—590—26			
27	佐竹分流系図	A288.2—590—27			
28	陪臣系図	A288.2—590—28	17	陪臣系図 上	A288.2—591—17
29	陪臣系図	A288.2—590—29		陪臣系図 下	A288.2—680

註・各冊の「○部」は題簽による。題簽の欠けているものは小口の書き込みから補った。
・草稿の16には「也部」が合冊されている。
・「分流系図」と「陪臣系図」は参考のため一覧表に加えた。

隆家譜」二冊・「義処家譜」三冊の編纂責任者であることが知られ、川崎嘉右衛門は寛延年間に「義格家譜」二冊の編纂責任者として活躍する。(12)

史料6

一御記録処ニ而従
　義光公至
　義処公御伝記、先年より於御文書処相記候分、此度清書出来候由、
　治部・伊織申聞候、右之外　御系図引証本・諸士系図留書も清書
　出来之由、依之右之御書物共一覧申候

史料7

一箭田野治部・岡谷伊織御用在之候由、右御用ハ先年被　仰付候
　御伝記・　御系図引証本・御分流系図・御家中諸士之系図清書出
　来仕候由、取寄一覧仕候処、何も清書出来申候
一鑑照院様御伝記抔ハ日記を見申候様ニ在之、不相印候共可然義を
　相印、御飛脚出足着等之義在之、其外重キ義も不相知処有之、御
　伝記之様ニハ不相見得候

史料8

一吉成藤兵衛数年御記録方相勤、此度前々被　仰付候　御伝記等記
　録相済候段、御右筆々頭も申立候間、御褒美銀拾五枚可被下哉、
　川崎嘉右衛門も右御書物相勤候間、銀拾枚可被下哉申上候処、申
　上候通申渡候様被　仰出候

五　明和～寛政期

明和三年五月三日に藩士への文書提出命令が出され、提出期限は十二月十四日と示された。「分流・家伝ともに取纏、嫡家より可被差出候、若嫡庶之伝相知兼候ハヽ、双方より可被差出候、但家伝書は竪閉紙ニ而可被差出候」とあり、家伝書（系図・由緒書等）は、嫡家（宗家）が取纏め、竪閉紙（竪帖）にして提出するように求められた。元禄・宝永期には一紙（貼継）であったが、明和期には提出形体が変化している。後述のように、この提出形態は文化期に引き継がれる。(13)

この時期に藩士が提出した史料に対して、記録所が「青印状」を与えたのは寛政年間であった。寛政五年三月付で発給された被仰渡に、「明和年中指出候趣此度申出候得共、安永年中御本丸御焼失之砌焼失致候哉、当時無之候」と記されているものもあり、明和期に提出された史料には、安永七年閏七月の久保田城本丸火災で焼失したものがあったことがわかる。

史料9はその翌年、火災の混乱の事後処理の一環として出された被仰渡と考えられる。火災前の提出した系譜と文書のリストの提出を命じているが、史料10の傍線①に「両度迄被仰渡」とあることから、リストの提出は史料9と史料10の間にもう一度命じられていることが推測される。こうした過程を経て、史料11にあるように系譜・

古文書等を「一ト先被返付」することとし、元禄以後書き継がれていない系図については「追々御書継被成置候間、当時より面々致吟味置、追而被仰渡次第無遅滞差出候様」に予告された(14)。この方針が文化二年の提出命令として具体化されたものと考える。

公文書館所蔵資料では、元禄・宝永期と文化期にくらべ、明和期の系図はわずかである。焼失したためでもあろうが、史料9・11の内容からすれば、系図についても他の伝来文書と同様に、藩士に返却することが原則であったと考えられる。返却するのであれば、享保期の「諸士系図」に相当する系図の編纂が計画されていたかどうかが問題となろう。現段階では確認できないが、史料11の内容からすれば、計画はあったものと考えたい。

史料9

安永八年亥七月十二日、被仰渡候趣、左之通
御家中系譜再御吟味に付、先年御記録所江差出、尓今不被返置面々、系譜并文書何通と申儀書付に致候而当八月中迄に、在々は当九月迄に御記録所江可被申立候
右之趣、壱町并支配有之面々は其方江も可被申渡候、以上
七月
渡所
一町触　四拾弐通　但、町宅医者共
一家来触　壱通　一大山日向　壱通
一古内蔵人　壱通　一塩谷伯耆　壱通
一梅津亀松　壱通　一松野弥五郎　壱通
一向勘七郎　壱通　一渋江六郎　壱通
一寺社奉行　壱通　一角館本御家中　壱通
一御本方奉行　壱通　一御町奉行　壱通
一能代奉行　壱通　一下・仙北御代官　弐通
都合五拾七通

史料10

寛政四年□□(十二カ)月七日、於□(御カ)会所ニ御張出を以被仰渡、左之通
御家中系譜御吟味之次第有之付、古来より伝来之古文書并系図・由緒書真偽難相別分ともに、御記録所江差出候様に明和四亥年被仰渡、連々御取調被成候処、御本丸御焼失之節焼失致候分有之付、右指出候面々、系譜・古文書何通と申儀書付ニいたし、同所江差出候様両度迄被仰渡候得共、于今不差出候面々多分有之付、猶又□□候間、右調□左之通相心得、□□□帳面□□、来丑二月中迄、在々は同三月中迄に御記録処江可被指出候
但、引渡・廻座之面々ハ、誰頼を以御記録処へ直々可被指出候
一明和年中宗家に而分流之系図、ならびに古文書取纏差出候面々は、分流誰系図何冊、何之書何通差出候段、分流ニ而は右誰宗家、誰方より取纏差出候趣共ニ可被書出候
但、明和已来代替、又は名改之面々ハ、誰跡、誰事と帳面江当時之名前肩書ニ可被致候
一居宅焼失、或ハ［　　］等ニ而□□差出候次第不［　　］有之□

□嫡庶不分明、争論等有之付、被分置被下度願申上候面々、若宗
家・分流明和已来断絶致候義も有之候ハヽ、其趣、并其頃訳有之系
図不差出候面々も有之候ハヽ、其次第共、可被書出候
一伝来之古文書等江御序を以
御青印可被下置被仰渡、或ハ元禄年中御記録江被載置候系図・文
書致紛失、御写拝領仕度願申立候面々ハ其次第、并明和已来御吟
味相済被返付候分有之候ハヽ、其趣も可被書出候
右ケ条之心得を以相調可被差□（出）□、尤近進並以下□□（町列）不相知もの
ハ、於其支配々ニ取纏、并陪臣・町人・百姓等も系譜・由緒有之
分は、是又其主人・支配頭より可被指出候、惣し而難心得次第も
有之候ハヽ、御記録処江可被相窺候
右之趣、壱町并支配有之面々ハ其方へも可被申渡候、已上
（注、月日、原本に欠）
右渡所左之通
一町触　壱通　　一家来触　壱通
一大山十郎　壱通

史料11
（寛政八年正月廿九日）
同日、御会所御張出被仰渡、左之通
明和年中被仰渡候趣有之、御家中文書・系図等差出置候処、安永
年中
御本丸御焼失之砌悉く致紊乱、或焼失等に而御書継被下置候儀も
不相成事故、此度一ト先被返付候間、以前系譜・古文書等指出置
候面々、御記録所より催促次第罷出、請取可申候
但、引渡・廻座之面々は催促次第誰頼指出、可被請取候
一御家中系図之儀は、元禄以後御書継無之に付、追々御書継被成置
候間、当時より面々致吟味置、追而被仰渡次第無遅滞差出候様可
被相心得候、尤其節指出方、前廉可被仰渡候
右之趣、壱町并支配有之面々ハ其方へも可被申渡候、已上
正月
渡所左之通
一町触　壱通　　一家来触　壱通
一大山十郎　壱通

六　文化期以降

文化期の提出命令としては史料12があげられる。史料12は「町触扣」二〇（A三一七―五七―二一）所収の被仰渡である。虫損部分は「被仰渡控帳」一四（AS二八〇―三一―一四）で補った。「被仰渡控帳」の記載内容から、この提出命令は、原案が文化元年十二月に「御役頭」に提出され、「老衆」（家老）の裁断を経て、翌年正月二十三日に「町触」として仰せ渡されたものであり、その際、提出期限については原案で「御城下は来四月限、在々は同五月限」とあったのが、「久保田ハ当七月限、在々ハ同八月限」と変更されたものである。(15)

史料12

文化二年丑正月廿□□（三日）、於御□□（会所カ）御張出を以被仰渡、左之通

覚

明和年中御家中系図［御取纏可被］成置、其刻一統御記録所［江書出候処］、安永年中御本丸御焼失之節、焼亡或［ハ紛］乱・水浸等ニ相成候間、其後［追々］被返付候、仍而此度新ニ御取纏［被成置候間］、元祖より当代迄相知候［丈ケ］相調可被書出、不慥事蹟ハ記載致間敷候

但、宝永年中系図拝領［之面々は］、元禄より以来可被書出候、其［他は］一統元祖より可被書出候

系図調方左之通

1 一姓氏名・実名・幼名之事

但、改名致候輩ハ以前之［名・実名］共ニ可相記事

2 一□（生）年月日之事

3 一母は某氏之女、并妾服ハ母ハ妾ト斗可記事

4 一□（妻）之父之名、実名之事

5 一出仕・御番入、年月日之事

6 一新ニ御奉公ニ被召立候面々、□（其）訳・年月日之事

但、養子・養弟等ニ而御奉公被召出候面々は、其実父之名実名可相記事

7 一御知行・御扶持・御給銀被下候ハヽ、其訳・年月日、并自分開高致候ハヽ、其次第・年月日之事

但、減録或ハ没収等は其訳同断

8 一改氏致候ハヽ、其訳・年月日之事

9 一御添役以上之御役、進退・年月日之事

10 一役方有之輩、役方被抜置候ハヽ、其訳・年月日之事

11 一格別之勤労ニよって御紋服并武器等拝領之面々、其訳・年月日之事

12 一男子・女子共ニ、他江遣候ハヽ、其訳之事

但、女子嫁候ハヽ、夫之名実名之事

13 一死年月日・年齢・法名之事

14 一分家之面々ハ、元祖之肩書ニ某之何男ト可相記事

15 一由緒有之面々ハ、其訳系図之末江可相記事

16 一家之紋・旗之紋・幕之紋、系図之末江図ニ致、地色・紋之色等も具可相記事

但、幕之紋・旗之紋従

上拝領又は御預等之面々、或ハ宗家より証文授与之面々ハ、其訳同断

17 一右之外ニも家之規模・其身之規模ニ相成候義有之候ハヽ、書記可致、一躰系図調方ハ強而漢文等ニは不相及事ニ候間、事蹟簡易ニ見解安キ様ニ可被書出候

右之通、①美濃紙竪帖小口張致、末文ニ指出候節之年月日・名前相記、両判ニ而可被指出候

系図指出方左之通

18 一宗家之面々ハ、分家之系図取纏可被指出候
但、分流系図ハ、一家限別冊ニ相調可被指出候、并御附人又は証文伝来之陪臣ニ分家有之分、右同断

19 一宗家断絶之面々ハ、次男家ニ而分流之系図取纏、末文ニ其訳相記、可被指出候
但、分流断絶ハ、宗家ニ而右同断

20 一陪臣ニ宗家有之面々ハ、次男家ニ而分流系図取纏、其訳相記可被指出候
但、陪臣たり共、御附人并証文伝来之者、宗家ニ而　御直参ニ分流之面々有之候ハヽ、其宗家江取纏、主人より可被指出候

21 一御附人并証文伝来之陪臣ハ、其主人ニ而系図取纏、可被指出候

22 一嫡庶不分明に付、御裁判願中上置候面々は、双方より系図并其訳共致書記、独立ニ可被指出候

23 一右惣而壱町限町役取纏、目録指添可被指出候
但、宗家之面々分流誰と系図取纏指出候訳、分流之面々ハ宗家誰江系図取纏指出候訳、可被書出候

24 一在々ハ、其支配頭ニ而取纏可被指出候
但、右同断

25 一近臣並以下之面々ハ、其支配頭ニ而取纏可被指出候
但、右同断

右之通取纏、久保田ハ当七月限、在々ハ同八月限、御記録所江可被指出候、惣而難心得義有之候ハヽ、同処江可被相伺候
右之趣、壱町并支配有之面々ハ其方へも可被申渡候、已上

正月

渡処左之通

一御張出　壱通　一家来触　壱通
一大山十郎　壱通　一郡奉行　壱通
一能代奉行　壱通　一大館給人　壱通
一江戸　壱通　一京都　壱通

この時期に藩士が提出した系図類は多数残っている。提出期日については、文化三年のものもあり、多少の遅れはあるが、1から25の指示事項についてはかなり忠実に従っていることがわかる。形態としては、傍線①の「美濃紙竪帖小口張」・「末文ニ指出候節之年月日・名前」・「両判」の条件が満たされており、「系図指出方」つまり提出の手続きとして、宗家が分流・支流の系図を取纏めていること（18）、所預が組下の系図を取纏めていること（25）も指示のとおりである。

なお、所預の取纏めた状況を示す史料として、「梅津亀松組下角間川給人系図目録」[16]（A二八八・二―五八九）がある。表3はこの史料の記載順に、公文書館所蔵の文化年間提出系図の表題・肩書・提出者名と整理記号・番号を並べたものである。

文化年間提出の系図を享保期の「諸士系図」のように編纂する計

画があったかどうかは不明である。「諸士系図」に文化年間以降の嫡庶争論の「裁判」に関する朱書きが見られることや、史料12の提出命令の前文の但し書きの「宝永年中系図拝領之面々は、元禄より以来可被書出候」という文言からすれば、「諸士系図」が基本台帳的な機能を維持していたものと思われる。文化年間のものが統一した様式であるということは、提出させた「原本」そのものを基本台帳として機能させようと意図したものと解釈できようか。だが、文政年間の青印状に「向後家系御記録江被載下もの也」という文言が見られることなどからすれば、「新家」を含む「諸士系図」続編の編纂計画はあったものと考えたい。(17)

おわりに

本稿では、公文書館所蔵の系図類のうち、秋田藩の命令により作成・提出されたものに注目して、その成立過程を検討した。これらは、「佐竹家譜」・「秋田藩家蔵文書」の編纂と密接な関わりをもつものであり、こうした修史事業を進めた藩の組織の変遷の中で見ることにより、系図類の位置づけも変わってくると考える。

旧所蔵機関の秋田図書館では、他の古文書と同様に、系図類をも図書資料として整理（図書館であるから当然のことであろう）していたが、歴史資料として保存する責任がある公文書館としては、成立過程等を念頭においた再整理が必要となる。その際秋田図書館作成の『系譜・家譜・家伝目録』（昭和五十七年三月）が参考となろう。同目録は系図・由緒書等を関連する家ごとに五十音順に整理したものである。同図書館がこれまで作成した「佐竹文庫目録」等のように、系図はA二八八・二、由緒書はA二八八・三と整理したために、文書の伝来の「まとまり」が分割されてしまう難点が克服されている。見習うべき視点であると思う。だが本稿でも指摘したように、家ごとのまとまりや成立過程が充分に反映されているとはいえず、こうした問題点を解消する方向での再整理が、公文書館の責任の一端であると考える。

註

（1）略称であれば当館あるいは本館が妥当であろうが、公文書館法に基づく秋田県公文書館と図書館法に基づく秋田県立図書館が併設され、しかも同じフロアーに閲覧室があり、さらに入口も同じであるため、本来違う目的で作られた機関であることがなかなか理解してもらえないことがある。公文書館法第四条の「歴史資料として重要な公文書等を保存」するということは、所蔵している資料を今の利用者だけのために提供するのではなく、後世にも歴史資料として利用できるように保存していく責任があると考える。筆者のこだわりにすぎないかもしれないが、秋田県公文書館の役割をより多くの方に認識していただきたいとの思いから、あえて「公文書館」という長い略称を用いている。

（2）秋田藩が作成・収集した資料が公文書館所蔵となるまでの過程については、拙稿「『秋田藩家蔵文書』の伝来の過程」（秋田県公文書館『研究紀要』第二号）参照。

	表　題	肩　書	提出者	整理記号・番号
48	鮎川氏分流系図	梅　鮎川久米松二男分流	鮎川藤蔵	A288.2― 40― 2
49	鮎川氏分流系図	梅　鮎川久米松三男分流	鮎川与右衛門	A288.2― 40― 4
50	鮎川氏分流系図	梅　鮎川久米松四男分流	鮎川門之丞	A288.2― 40― 3
51	芦田氏系譜	梅津亀松組下角間川給人	芦田仁左衛門	A288.2― 28― 3
52	ナシ	（久保田　分流）	芦田徳右衛門	
53	石川氏系図	梅津亀松組下角間川給人	石川専次郎	A288.2― 57― 5
54	石川氏分流系譜	梅　石川専次郎二男分流	石川九郎右衛門	A288.2― 57― 2
55	芦田氏系図	梅津亀松組下角間川給人	芦田伝太郎	A288.2― 28― 1
56	芦田氏分流系図	梅　芦田伝太郎二男分流	芦田伝之助	A288.2― 28― 2
57	金子氏系譜	梅津亀松組下角間川給人	金子藤治	A288.2―176― 5
58	金子氏分流系図	梅　金子藤治二男分流	金子甚四郎	A288.2―176― 3
59	嶋森氏系譜	梅津亀松組下角間川給人	嶋森市郎右衛門	A288.2―291― 1
60	嶋森氏分流系譜	梅　嶋森市郎右衛門二男分流	嶋森金蔵	A288.2―291― 3
61	石山氏系譜	梅津亀松組下角間川給人	石山権右衛門	A288.2― 63― 1
62	石山氏分流系図	梅　石山権右衛門二男分流	石山勇蔵	A288.2― 63― 2
63	石山氏分流系譜	梅　石山権右衛門二男分流	石山嘉兵衛	A288.2― 63― 3
64	運藤氏系譜	梅津亀松組下角間川給人	運藤才助	A288.2― 92― 1
65	運藤氏系譜	梅　運藤才助二男分流	運藤文平	A288.2― 92― 2
66	金子氏系図	梅津亀松組下角間川給人	金子仁助	A288.2―176― 4
67	金子氏分流系図	梅　金子仁助二男分流	金子六郎	A288.2―176― 2
68	金子氏分流系図	梅　金子仁助三男分流	金子与蔵	A288.2―176― 1
69	高山氏系譜	梅津亀松組下角間川給人	高山孫左衛門	A288.2―330
70	関口氏系図	梅津亀松組下角間川給人	関口祐四郎	A288.2―313― 3
71	宮原氏分流系図	梅　宮原十兵衛二男分流	宮原理兵衛	A288.2―527― 1
72	宮原氏分流系図	梅　宮原十兵衛二男分流	宮原専右衛門	A288.2―527― 2
73	宗家宮原十兵衛断絶系図	梅　宮原十兵衛二男分流	宮原理兵衛	A288.2―527― 3
74	伊藤氏系図	梅津亀松組下角間川給人	伊藤隼太	A288.2― 68―14
75	大沢氏分流系図	梅　大沢惣左衛門二男分流	大沢十右衛門	A288.2―110― 4
76	宗家大沢惣左衛門断絶系図	梅　大沢惣左衛門二男分流	大沢十右衛門	A288.2―110― 5
77	新田目氏分流系譜	梅（新田目藤左衛門）二男分流	新田目嘉七	A288.2― 42― 2
78	新田目［欠　］譜	久保田　嘉七二男分流	新田目蔵人	A288.2― 42― 3
79	宗家新田目藤左衛門断絶系譜	梅（新田目藤左衛門）二男分流	新田目嘉七	A288.2― 42― 1
80	高田氏系図	梅津亀松組下角間川給人	高田三之助	A288.2―325
81	小淵氏系図	梅津亀松組下角間川給人	小淵忠蔵	A288.2―242
82	東海林氏系図	梅津亀松組下角間川給人	東海林丈吉	（A288.2―294― 2）
83	幡江氏系譜	梅津亀松組下角間川給人	幡江清七	A288.2―438
84	田中氏系譜	梅津亀松組下角間川給人	田中甚助	A288.2―341― 4
85	佐藤氏系図	梅津亀松組下角間川給人	佐藤第蔵	A288.2―273―10
86	湯野沢氏系図	梅津亀松組下角間川給人	湯野沢永太郎	A288.2―571
87	藤原姓河村系図	梅津亀松組下（金沢給人）	河村清蔵	A288.2―189― 2
88	系図	河村市郎右衛門分流	河村嘉藤治	A288.2―189― 1
89	系譜	河村市郎右衛門分流	河村勇蔵	A288.2―189― 3
90	系図	梅津亀松組下増田給人	小原蔵人	A288.2―154

注・肩書の「梅」は「梅津亀松組下角間川給人」の略。
・整理記号・番号は秋田図書館時代の請求記号。３番目の数字（枝番）は便宜上筆者が付した。
・提出年月日は大部分「文化２年８月」。29・31・44の三点のみ「文化２年７月」
・52は原本ナシ
・82は『郷土文献目録』（昭和36年）から落ちている。

表３　梅津亀松組下給人文化提出系図一覧

	表　題	肩　書	提出者	整理記号・番号
1	八木氏系譜	梅津亀松組下角間川給人	八木藤兵衛	A288.2—540— 2
2	八木氏分流系譜	梅　八木藤兵衛二男分流	八木治左衛門	A288.2—540— 3
3	八木氏分流系譜	梅　八木藤兵衛二男分流	八木多四郎	A288.2—540— 4
4	中嶋氏系図	梅津亀松組下角間川給人	中嶋文右衛門	A288.2—388
5	松岡氏系図	梅津亀松組下角間川給人	松岡平蔵	A288.2—510— 1
6	松岡氏分流系図	梅　松岡平蔵二男分流	松岡平八郎	A288.2—510— 2
7	松岡氏分流系図	梅　松岡平蔵二男分流	松岡長之助	A288.2—510— 3
8	松岡氏支流系図	梅　松岡平八郎二男分流	松岡卯右衛門	A288.2—510— 4
9	松岡氏支流系図	梅　松岡卯右衛門二男分流	松岡平助	A288.2—510— 5
10	分流松岡与市断絶系図	梅津亀松組下角間川給人	松岡平蔵	A288.2—510— 6
11	支流松岡勘左衛門断絶系図	梅　松岡平八郎二男分流	松岡卯右衛門	A288.2—510— 7
12	落合氏系譜	梅津亀松組下角間川給人	落合忠右衛門	A288.2—141— 5
13	落合氏分流系譜	久保田　落合忠右衛門二男分流	落合強右衛門	A288.2—141— 4
14	嶋森氏系譜	梅津亀松組下角間川給人	嶋森助吉	A288.2—291— 4
15	嶋森氏分流系譜	梅　嶋森助吉二男分流	嶋森喜藤太	A288.2—291— 2
16	六郷氏系譜	梅津亀松組下角間川給人	六郷喜左衛門	A288.2—582— 1
17	分流六郷与一左衛門断絶系譜	梅津亀松組下角間川給人	六郷喜左衛門	A288.2—582— 2
18	嶋森氏系図	梅津亀松組下角間川給人	嶋森第四郎	A288.2—291— 5
19	関口氏系図	梅津亀松組下角間川給人	関口小助	A288.2—313— 1
20	関口氏系図	梅　関口小助二男分流	関口林之助	A288.2—313— 2
21	杉沢氏系図	梅津亀松組下角間川給人	杉沢市左衛門	A288.2—302
22	佐貫氏系図	梅津亀松組下角間川給人	佐貫礼吉	A288.2—275— 1
23	佐貫氏分流系図	梅　佐貫礼吉二男分流	佐貫礼蔵	A288.2—275— 2
24	滝沢氏系譜	梅津亀松組下角間川給人	滝沢三右衛門	A288.2—335— 1
25	滝沢氏分流系譜	梅　滝沢三右衛門二男分流	滝沢喜与松	A288.2—335— 2
26	滝沢氏分流系譜	久保田　滝沢三右衛門二男分流	滝沢新左衛門	A288.2—335— 3
27	大友氏系図	梅津亀松組下角間川給人	大友太郎左衛門	A288.2—113— 3
28	大友氏分流系図	梅　大友太郎左衛門二男分流	大友三郎右衛門	A288.2—113— 4
29	大友氏分流系図	角間川士大友太郎左衛門二男分流	大友平治	A288.2—113— 5
30	大友太郎左衛門支流系図	久保田　大友三郎右衛門二男分流	大友嘉八郎	A288.2—113— 9
31	大友氏支流系図	御歩行大友平治二男分流	大友欽平	A288.2—113— 7
32	大友氏支流系図	大友嘉八郎次男分流　御歩行	大友重太郎	A288.2—113— 6
33	大友氏支流系図	大友重太郎次男分流　御歩行	大友源七	A288.2—113— 8
34	鍋倉氏系図	梅津亀松組下角間川給人	鍋倉監物	A288.2—402— 1
35	鍋倉氏分流系図	梅　鍋倉監物二男分流	鍋倉留吉	A288.2—402— 2
36	関口氏系譜	梅津亀松組下角間川給人	関口兵右衛門	A288.2—313— 4
37	日野氏系譜	梅津亀松組下角間川給人	日野治右衛門	A288.2—457— 1
38	日野氏分流系譜	梅　日野治右衛門二男分流	日野伝蔵	A288.2—457— 2
39	日野氏分流系譜	梅　日野治右衛門二男分流	日野林太郎	A288.2—457— 3
40	日野氏分流系図	梅　日野治右衛門二男分流	日野伝八	A288.2—457— 4
41	日野氏分流系譜	梅　日野治右衛門四男分流	日野九郎左衛門	A288.2—457— 5
42	日野治右衛門支流系図	角間川日野林太郎二男分流久保田	日野又左衛門	A288.2—457— 6
43	日野治右衛門支流系図	角間川日野林太郎二男分流久保田	日野源右衛門	A288.2—457— 7
44	日野治右衛門支流系図	日野伝八二男分流　久保田御歩行	日野喜右衛門	A288.2—457— 8
45	日野治右衛門支流系譜	久保田　日野源右衛門二男分流	日野市左衛門	A288.2—457— 9
46	分流日野治助断絶系図	梅津亀松組下角間川給人	日野治右衛門	A288.2—457—10
47	鮎川氏系譜	梅津亀松組下角間川給人	鮎川久米	A288.2— 40— 1

（3）「旧書籍目録」に「三〇八、一、旧藩士系図五百五十九冊」、「三〇九、一、（箪笥入）旧藩士系図イロハ分八十二冊」とある。これが明治期以降に諸士系図が分散する以前の状態を表現しているものと思われる。なお藩の命令により提出されたと思われる系図類は、秋田図書館旧蔵の「佐竹文庫（宗家）」・A記号と県庁移管資料以外にも、「落穂文庫」（秋田図書館旧蔵）にも含まれている。

（4）①④の系図は、提出者の名字と名前の五十音順に並べる原則で整理（石川氏系図の場合、儀右衛門・九郎右衛門・権六・七郎兵衛・専次郎・隼太・六兵衛の順）されている。〇〇氏系図を検索するには、五十音順の配列が便利であるが、文化二年の提出命令の内容を反映しない整理になってしまった。図書資料としては問題ないかもしれないが、歴史資料の整理という観点からは疑問符をつけざるを得ない。たとえば次のような問題点がある。A二八八·二―五四の石井氏系図六点合冊のうち前から二番目（枝番がない）、石井市郎兵衛が提出した「平姓石井氏忠宦系図」の末尾は以下のとおりである。

文化二年乙丑七月　　石井市郎兵衛（印、花押）

外ニ

一分流賢蔵系図帖面　壱冊（a）

一同断武右衛門系図帖面　壱冊（b）

右之通指上申候、以上

（a）（b）はA二八八·二―五二に合冊されており、嫡子・二男・三男といった一族のまとまりが、検索の便利さを優先させたために解体されている部分ができてしまった。

（5）「旧書籍目録」で「陪臣系図稿　一冊」、「陪臣系図　三冊」とあるが、表2でもその対応関係を示したように、本来は二分冊の清書と一冊の草稿であったが、明治期には草稿が分冊されていて、「一〇九」と「一一〇」に区別されている。A二八八·二―五九一―一七と六八〇は二冊重ねると小口に「陪臣系」と書かれており、本来一冊であったものが二分冊されたものであることがわかる。

（6）安東氏（A二八八·二―七九六〜八〇五）と安藤氏（A二八八·二―八〇六〜八一七）を区別しているが、A二八八·二―七九八〜八〇二と八〇八、八一〇〜八一四の一一点（すべて写）の端裏に「十一通之内、安藤太郎兵衛」と書かれており、A二八八·二―七九八〜八〇二の五点を安東氏で整理したのは明らかな間違いである。このことは以下のことからも裏付けられる。前述の一一点（の原本）はすべて「秋田藩家蔵文書」五〇（城下諸士文書巻之十一）に記録されており、安藤太郎左衛門右貞提出の十八通の一部（の写）である。またA二八八·二―八〇〇の資料が「義重家譜」（AS二八八―一―一〇）に「（元亀四年）三月十九日、臣安藤飛騨守に授る書に曰く（資料省略）と（其書安藤太郎兵衛右将家蔵真迹の書なり）」のような形で引用されている（A二八八·二―八一〇と八一一も同様）。ここで「太郎兵衛」と「太郎左衛門」のくいちがいが気になるが、「太郎兵衛」は上記「義重家譜」の記述とA二八八·二―八〇六の安藤氏系図（元禄十一年八月十七日、安藤太郎兵衛右将）から安藤右将と考えられる。またA二八八·二―五九〇―一八の安藤氏系図（ここでは太郎左衛門右貞）から右将―右貞の親子関係がわかる。またA二八八·二―八〇〇と八一〇、八一一の三点が、「義重公御判」と記した写で提出されたが、「秋田藩家蔵文書」では義重の花押が臨写されており、「十一通」の写が提出されたあとで、「原本」の提出が求められ、安藤氏がそれに応じたことが推測できる。なお、A二八八·二―五九〇―一八の安藤氏系図には、右将について「元禄十六年致仕」の記述があり、「元禄家伝文書」の再整理は「秋田藩家蔵文書」の成立過程を検討するための基礎作業の一つになると思われる。

石井氏関係の文書で『秋田県歴史資料目録第十三集』で次のよう

に整理されている三点は、原本をつきあわせてみると、もともと一枚の文書が分断されたものであることが推測される。
A二八八・二一―九二〇　家伝承伝之覚（石井仁右衛門筆）
A二八八・二一―九二五　由緒并系図
A二八八・二一―八三六　仁右衛門・二男嘉兵衛名書き（石井仁右衛門筆）
なお、A二八八・二一―九二五の端裏に「石井氏続き物」と鉛筆で書き込みがなされており、ここで指摘したことも、目録刊行後に誰かが気づいていたものである。もっとも原本に書き込むといった姿勢は言語道断であるが。

（7）根岸茂夫「元禄期秋田藩の修史事業」（『栃木史学』第五号）。本稿の寛文期の記述は根岸論文によるところが大きい。なお、根田治部助が実務を担当していることがわかるものとして、以下の史料が引用されている（AS二八八・三一―一二九―一）。誤植と思われる部分は原本（折紙）と照合のうえ訂正した。

此度御家中幕之紋御調ニ付、貴殿石井一家之依惣領、石井半平・同名宇源太一姓之儀ニ候間、一字并幕之様子拙者方へ申候間、根田治部助殿を以其越申(マヽ)進候処、無御相違御返答忝存候、右両人曾祖父豊前守子孫無疑候条、向後被仰合御尤ニ存候、於我等ニも元姓之事ニ候間、少も疎意を不存候、猶期拝顔之節候、恐惶謹言

佐藤忠左衛門
寛文六年八月九日　盛信（花押）
石井太郎左衛門尉殿

（8）「常陸家譜」（A二八〇―一）の奥書もほぼ同文であるが、傍線①部分は記されていない。なお「義隆家譜」（AS二八八―一三、一四）の参勤交代の記事を拾っていくと、義隆が江戸に向かうと義処は秋田に向かい、義隆が秋田に向かうと義処は江戸に戻るというような動きがある。傍線①の検討には、こうした動きも手がかりになるのではないか。

（9）史料2は『秋田県史』資料近世編上の第一八六号で紹介されているが、誤植と思われる部分は、原本と照合のうえ訂正した。

（10）史料3・4・5は史料館所蔵「佐竹南家文書」所収（整理記号・番号はそれぞれ22K―41、22K―32、22K―33）。なお史料4・5は「佐竹文庫（西家）」にもある（それぞれAO二八八―五二と五三が対応）。

（11）「国典類抄」前篇嘉部三八所収「御文書取纏」宝永六年三月二十二日条（出典「泰純処持秀叙御兵具奉行勤中日記」）

（12）拙稿「『佐竹家譜』編纂に関わる若干の史料」（秋田県公文書館『研究紀要』創刊号）

（13）明和の提出命令は、拙稿「『秋田藩家蔵文書』の成立の過程」（秋田県公文書館『研究紀要』第三号）に引用している。

（14）史料9・10・11は、それぞれ「町触扣」四、一三、一六所収（A三一七―五七―九、―四、―七）。

（15）拙稿「『秋田藩家蔵文書』の成立の過程」（秋田県公文書館『研究紀要』第三号）

（16）以下に翻刻文を示す（行頭の1オ・1ウは便宜上筆者が付したもの。それぞれ一丁目表・裏を意味する。以下同様）。表記は省略したが、各氏名の右側に合点があり、宗家の氏名の下にも合点がある。

(表紙)
一
「合済」
梅津亀松組下角間川給人系図目録」

1オ
覚
一系図一冊　宗家　八木藤兵衛
一同一冊　分流　八木治右衛門
一同一冊　分流　八木多四郎
右三冊取纏一袋

一系図一冊　　中嶋　文右衛門

1ウ
一系図一冊　　宗家 松岡　平蔵
一同　一冊　　分流 松岡　平八郎
一同　一冊　　同 松岡　長之助
一同　一冊　　平八郎分流 松岡　宇右衛門
一同　一冊　　宇右衛門分流 松岡　平助
一平蔵分流 松岡与一断絶系図一冊
一宇右衛門分流 松岡勘左衛門断絶系図一冊

2オ
右七冊取纏一袋
一系図一冊　　宗家 落合　忠右衛門
一同　一冊　　分流、久保田 落合　強右衛門
右二冊取纏一袋

（中略）

一系図一冊　　田中　甚助
一系図一冊　　佐藤　第蔵
一系図一冊　　湯野沢　永太郎

10オ
通計八拾六冊
（追筆）
「一系図壱冊　　梅津亀松組下金沢給人 河村　清蔵
但分流弐冊
一系図壱冊　　梅津亀松組下増田給人 小原　蔵人」

右之外青川市郎右衛門・伊藤清右衛門・佐藤五郎八断絶家ニ御座候得共、同苗無御座、系譜・事蹟相知不申候
右之通取纏差上申候、以上

10ウ
八木　九十九（印、花押）
落合　忠右衛門（印、花押）
文化二年丑八月
杉沢　長治（印、花押）
松岡　平蔵（印、花押）

角間川の所預の梅津氏は、藩政初期に家老として活躍した梅津半右衛門憲忠（主馬政景の兄）の系統である。梅津亀松は、御相手番を勤めた祖父小右衛門忠寛が享和二年七月十一日に病死（「御亀鑑」秋府一九）したため、同年八月十三日「幼少ニ付、当分組下指揮親類梅津喜太夫・梅津与左衛門江相談被仰付之」（秋府一九）、文化元年四月十六日に「出仕已前　御目見被仰付御肴献上」（秋府二一）、同四年十一月二十八日「家督・出仕」（出仕名小太郎、秋府二六）、同十年九月二十八日御相手番に任命され（秋府三四）、のち外記と改名する梅津忠信のことである。末尾の差出者名が八木九十九らの連名になっているのは亀松が「幼少」のためであろうか。

なお、公文書館所蔵の同様の資料として以下のものがある。

①「茂木幸楠組下十二所給人分流系図取纏目録」（A二八〇―七三）（秋田図書館時代に「茂木幸楠組下十二所給人系図延願人数名前帳」と合冊され、資料名は「系図延願人数名前帳外―茂木幸楠組下十二所給人―」となっている）

②「（佐竹河内組下角館給人）系図取纏目録」（落―一三〇）（前欠、丑八月、差出は川原田数馬と石井政吉の連名）

③「角館住居系図目録」（落―一四一）（文化二年丑八月、差出は水平郷右衛門と高久治左衛門の連名）

④「多賀谷下総組下檜山・能代給人系図目録」（落―一三七）（丑十月、差出は多賀谷下総）

(17) 文政十年十月付、佐竹左衛門家人菊地文一郎宛（「御青印扣」所収、秋田県A―一二三）。拙稿「『秋田藩家蔵文書』の成立の過程」（秋田県公文書館『研究紀要』第三号）に史料を引用している。

付記　本稿の作成にあたり、国文学研究資料館史料館に、「佐竹南家文書」所収資料の閲覧の便宜をはかっていただきました。感謝いたします。

（古文書課専門員　いとう　かつみ）

近世秋田を訪れた遊行上人

煙山英俊

一　はじめに
二　秋田県公文書館における近世遊行上人関係史料
三　秋田領「廻国」の様子
四　おわりに

一　はじめに

平成八年度の秋田県公文書館（以下公文書館と記す）企画展示「秋田を訪れた国目付」の準備中、嘉永二年（一八四九）に秋田藩領を視察した国目付に関する調査のため、公文書館所蔵の菊池文書を調べていた際、国目付とほとんど同時期に遊行上人が秋田領を訪れていたということを示す史料に触れる機会を得た。その後公文書館の史料整理の中で、寺社関係の史料に接したこともあり、秋田藩の行政に関するものが多い公文書館所蔵の史料を、別の視点から考えることも意味があるのではないか、と考えたのが小稿である。

時宗の開祖である一遍智真とその系譜に連なる遊行上人については多くの先行研究があり、その研究史は大橋俊雄『時宗の成立と展開』[1]に詳しい。

しかし秋田地域における時宗関連の論考は、管見の限りでは東山太三郎「遊行上人普光～車善七傳ニ因ム聲躰寺の縁起」[2]・磯村朝次郎「北奥における時衆板碑とその周辺」[3]の二点のみであった。そこで小稿では公文書館に所蔵する史料を中心に、近世秋田を訪れた遊行上人について考えてみることにしたい。

一般的に近世の遊行上人については、

（前略）中世末期以降、遊行を順調に行うために教団が権力に接近するようになると、賦算の権限を独占する遊行上人は庶民に対して高い権威を持ち、遊行も幕府や大名から様々な特権を認められ、沿道の庶民の負担をよそに形式化して宗教性を失った。

（大隅和雄『日本史大辞典』平凡社「遊行上人」項より）

（前略）室町時代には、幕府と親しい関係を結び、また『実盛』

や『遊行柳』などの謡曲にも登場する。戦国時代も各地の大名に歓迎された。江戸時代には、幕府や藩の保護により、形式化しつつも引き続いて遊行上人の廻国が行われた。

（今井雅晴『国史大辞典』吉川公文館「遊行上人」項より）

とされ、幕府や諸大名などに保護され、遊行そのものが形式化して本来の宗教性を失っていった、という評価を受けているようである。

実際、慶長十八年（一六一三）、遊行三十四世上人燈外は江戸幕府より伝馬五十疋の徴発権を認められ、以後はこの威光のもとに遊行廻国を行うようになった。さらに慶長十二年の清浄光寺再興に尽力した遊行三十二世上人普光が佐竹氏の出身である事もあってか、秋田藩では事情の許す限りのもてなしを行っている。その様子については後で述べることにしたい。

二　秋田県公文書館における近世遊行上人関係史料

表1は公文書館所蔵の主な近世遊行上人関係史料を一覧表にしたものである。このうち番号1の「遊行上人御取扱留」は、延享元年の遊行上人廻国の際、御馳走役であった吉川七郎右衛門の留書としてまとめられたものの抜書である。また史料2は明和九年の廻国の際の記録からの抜書である。表2は、表1で示した史料や自治体史などから検索した内容を年代順に並べたものである。

これらの史料の内、『国典類抄』前編賓部十三には寛永十五年・

表1　史料一覧

番号	史料名	整理記号・番号	和暦	西暦	備考
1	遊行上人御取扱留	AH387-246	延享元	1744	
2	遊行上人御取扱留	AH387-247	明和9	1772	
3	遊行上人様御国方様御賄尻打並書出勘定払帳	菊363	弘化2	1845	
4	遊行上人様御通行御行烈帳	菊394	嘉永2	1849	
5	遊行上人様御国方様御通行飛根へ継立人馬遣候帳	菊391			
6	遊行上人様御取扱帳	菊390			
7	遊行上人御廻国諸覚	菊384			
8	村々心得方－上人様御通行	菊533			
9	遊行上人様御通行諸掛勘定書上帳	菊393			
10	遊行上人御廻国之覚	菊384			
11	上人様荷上場飛根両村行一泊代帳	菊574			
12	遊行上人様書出し	菊523			
13	遊行上人昼泊共諸入料割合帳	菊395			
14	上人様分　荷上場飛根両村行壱泊代帳	菊574			
15	遊行上人様御廻国被仰渡書付写	菊566			
16	遊行上人様御通行の際の拝領書上	菊399	嘉永3	1850	
17	国典類抄　前編賓部　13	AS209-173-13			
18	国典類抄　後編賓部　26	AS209-173-26			
19	国典類抄　前編雑部　12	AS209-177-12			
20	国典類抄　後編雑部　17	AS209-178-17			
21	御亀鑑　秋府　9	AS289-181-9			寛政4年の記録
22	寺社奉行掟　1	A317-59-1			享保12年の記録
23	寺社奉行掟　3	A317-59-3			寛延2年の記録
24	寺社奉行掟　5	A317-59-5			明和8年の記録
25	遊行上人普光に因む声躰寺縁起	AH185-69			東山太三郎著

表2　略　年　表

No.	和暦	西暦	月	日	内　　容	そ　の　他
1	寛永15	1638	8	晦日	上人が竜泉寺に御着	前編賓部13・御記録所御書物片岡宮内政世日記
2	寛永16	1639	4	7	上人が秋田領を出発し、庄内へ向かう	
3	寛文10	1670	3	20	上人が津軽領より5月下旬に秋田領に入る連絡	前編賓部13・山方民部泰朗寺社奉行勤中書簡
4			4	25	上人が弘前より声躰寺・竜泉寺の僧を秋田迄同道	前編賓部13・多賀谷左兵衛隆家御家老勤中日記
5			5	6	御馳走役駒木根数馬に申付、11日迄比内に到着させる	
6			5	13	駒木根数馬を大館まで、声躰寺に弘前まで迎えさせる	
7			5	20	上人が23日久保田へ到着	
8			5	23	上人が竜泉寺に到着	
9			5	24	佐竹義隆が竜泉寺に菓子を届させる	
10			5	25	上人より多賀谷隆家に矢除の守	
11			6	朔日	上人へ多賀谷隆家より薄茶一巻	
12			6	9	若殿様（義処）より御菓子をもらった事のお礼	
13			6	14	上人が6月18日に登城する旨連絡	
14			6	18	上人が竜泉寺・声躰寺の僧等と共に登城	
15			6	21	佐竹義処、上人宿所竜泉寺へ参	
16			6	22	上人が昨日義処が竜泉寺に参じた礼に使僧を遣わす	
17			7	15	上人へ夏切壷進上	
18			7	25	上人天徳寺へ参	
19			8	朔日	上人へ昨晩義処より菓子進上の礼に使僧遣わす	
20			8	17	上人19日出発に付暇乞に多賀谷隆家宅訪問	
21			8	18	今朝本丸で上人へ料理進上、義処暇乞に参	
22			8	19	今朝上人庄内へ出発。駒木根数馬桂根まで見送	
23			8	23	庄内にいる上人に義処・多賀谷隆家が書状	
24	延宝8	1680	8	5	上人が岩城伊予守等に御振舞	前編賓部13・梅津半右衛門忠宴御家老勤中日記
25	貞享4	1687	3	5	18年前上人廻国の際の普請覚	前編賓部13・山方太郎左衛門泰護寺社奉行勤中先役日記書抜
26			3	5	18年前上人廻国の際の膳など道具書き上げ	
27			3	18	南部より上人の書状	前編賓部13・渋江宇右衛門隆光御家老勤中日記
28			3	19	上人へ返答菊地戸左衛門申し付け	
29			3	21	上人の使僧22日出足の為南部境まで伝馬	前編賓部13・山方太郎左衛門泰護寺社奉行勤中先役日記書抜
30			3	27	声躰寺の畳替え費用を藩で負担	
31			3	28	竜泉寺の僧が上人を津軽まで迎えに行くことの許可	
32			5	11	声躰寺不足道具書上	
33			5	15	竜泉寺声躰寺が上人を津軽まで迎えに行く間の伝馬	
34			5	27	上人廻国の際の下馬礼について相談	前編賓部13・渋江宇右衛門隆光御家老勤中日記
35			5	28	上人逗留中の伝馬のこと	前編賓部13・山方太郎左衛門泰護寺社奉行勤中先役日記書抜
36			6	24	御馳走役前沢角左衛門大館へ出発	
37			6	28	上人宿所を声躰寺とする	前編賓部13・渋江宇右衛門隆光御家老勤中日記
38			7	2	御馳走役前沢角左衛門大館まで迎えにでる	
39			7	3	上人が7月1日大館に着	
40			7	3	上人逗留中の給仕は声躰寺で行うこと	前編賓部13・山方太郎左衛門泰護寺社奉行勤中先役日記書抜
41			7	4	上人声躰寺へ到着・弘前からの行程書き上げ	
42			7	5	上人へ見舞、出火の際の注意など	前編賓部13・渋江宇右衛門隆光御家老勤中日記
43			7	11	義処より上人無事到着への挨拶、上人が盆過ぎまで逗留	前編賓部13・山方太郎左衛門泰護寺社奉行勤中先役日記書抜
44			7	12	上人より昨日の使者に対する礼・上人へ義処より菓子	
45			7	14	上人より菓子の礼	
46			7	18	上人21日に天徳寺へ参。掃除など準備	前編賓部13・渋江宇右衛門隆光御家老勤中日記
47			7	20	上人が今度建てられた寺に参じるため、掃除など準備	
48			7	21	上人天徳寺・御霊屋へ伴僧10人ばかりをつれて参	前編賓部13・山方太郎左衛門泰護寺社奉行勤中先役日記書抜
49			7	30	義処が上人へ御菓子御茶進上の礼に山方にまで使者参	

No.	和暦	西暦	月	日	内　　容	そ の 他
50	貞享4	1687	8	3	上人8月4日に登城のため、料理・掃除など準備	前編賓部13・渋江宇右衛門隆光御家老勤中日記
51			8	4	上人登城	
52			8	7	義処が聲躰寺へ上人を訪ねる	前編賓部13・真崎兵庫隆紀御家老勤中日記
53			8	12	上人より昨日の御茶などの礼	前編賓部13・山方太郎左衛門泰護寺社奉行勤中先役日記書抜
54			8	18	明日19日上人へ照寿院らが参	前編賓部13・渋江宇右衛門隆光御家老勤中日記
55			8	19	上人へ照寿院ら女ども参。	
56			8	25	上人が8月28日に出足、暇乞いに登城	
57			8	27	声躰寺に家老・寺社奉行が参。銀子等をを届けさせる	前編賓部13・御記録所御日記書抜
58			8	28	上人本荘に向けて出発。前沢が桂根迄見送る	前編賓部13・梅津半右衛門忠宴御家老勤中日記
59			8	28	上人今晩は本荘に一泊する予定	前編賓部13・渋江宇右衛門隆光御家老勤中日記
60			8	29	上人に飛脚をもって書状を送る	
61			9	2	義処・梅津半右衛門忠宴らが飛脚で連状を送る	前編賓部13・梅津半右衛門忠宴御家老勤中日記
62			9	8	上人に遣わした飛脚が帰り、義処・梅津忠宴に返状	
63	元禄11	1698	5	7	上人巡国の為の普請書き上げ	前編賓部13・山方太郎左衛門泰護寺社奉行勤中先役日記書抜
64			5	20	秋田領を廻国する。宿坊は竜泉寺。伝馬等準備を頼む	
65			6	3	竜泉寺破損状況調査。前回の接待内容の確認	
66			6	12	上人逗留中の注意	
67			6	14	上人逗留中近所の7つの寺は葬礼を行わないよう通達	
68			6	21	竜泉寺に上人役者から書付3通到着した事を確認	
69			6	19	新庄・院内・横手・刈和野を通り秋田に入る	
70			6	25	上人逗留中伝法寺で鐘を突かないように通達	
71			6	27	上人刈和野より今日到着した旨、竜泉寺より知らせ有	
72			7	1	石塚孫太夫・渋江内膳が上人へお見舞い	
73			7	20	義処より使者・御菓子をもらった事へのお礼	
74			7	27	義処より使者・御菓子をもらった事へのお礼	
75			8	1	上人2日に出発。義処・義格より進物	
76	正徳3	1713	5	4	声躰寺に上人7日到着。逗留中の火事について延文	前編賓部13・向源左衛門政之御相手番勤中日記
77			5	26	上人登城	
78					上人登城の際、足軽の人数が不足したので増員	前編賓部13・広瀬平右衛門有族御物頭勤中同役申定帳之内
79					上人登城の際の足軽への注意	
80					上人登城の際の足軽への注意	
81	享保12	1727	10	8	竜泉寺庫裡譜請について	寺社奉行掟1
82	享保13	1728	2	29	竜泉寺修復のため検分	前編賓部13・田崎治左衛門秀満御勘定奉行勤中日記
83			3	14	上人廻国の際の下馬札について	前編賓部13・今宮大学義透御家老勤中日記
84			3	17	上人の御馳走役大小姓組頭江田九左衛門とする	前編賓部13・田崎治左衛門秀満御勘定奉行勤中日記
85			3	17	御霊屋・天徳寺検分のこと	
86			4	11	上人逗留中の火事の場合について	前編賓部13・今宮大学義透御家老勤中日記
87			4	30	上人竜泉寺に逗留に付き下馬札のこと	
88			5	2	上人が院内から秋田に着くまでの担当	前編賓部13・大塚源内資清日記
89			5	2	上人の使4月27日に竜泉寺へ到着。秋田迄の費用等	
90			5	2	上人院内から秋田までの伝馬・人数など	
91			5	2	上人戸嶋より竜泉寺に到着	前編賓部13・今宮大学義透御家老勤中日記
92			5	3	上人滞在中の銀・白米・味噌・薪などについて	前編賓部13・大塚源内資清日記
93			5	3	上人より御馳走のお礼	前編賓部13・今宮大学義透御家老勤中日記
94			5	5	上人へ今宮義透・宇都宮帯刀が見舞	
95			5	7	上人へ御菓子進上。	
96			5	8	戸村一学を奏者とする。屋形様らへ上人よりお札	
97			5	13	上人へ蕎麦切り進上	
98			5	22	上人24日に天徳寺へ参	
99			5	24	上人天徳寺に参	

No.	和暦	西暦	月	日	内　　容	そ　の　他
100	享保13	1728	5	27	上人が大徳寺へ参じた際の下馬札代	前編資部13・今宮大学義透御家老勤中日記
101			5	28	上人が宝物を開帳するための準備	前編資部13・田崎治左衛門秀満御勘定奉行勤中日記
102			6	3	上人14日出発までの炭・薪・味噌不足分	前編資部13・大塚源内資清日記
103			6	12	上人へ暇乞い	前編資部13・今宮大学義透御家老勤中日記
104			6	13	義真等より上人へ銀など贈る	
105			6	13	上人に御料理を進上	前編資部13・大塚源内資清日記
106			6	14	上人亀田へ出発	前編資部13・今宮大学義透御家老勤中日記
107	延享元	1744	7	19	8月中旬声躰寺を宿坊に秋田へ訪れる	前編資部13・山方内匠泰該御家老勤中日記
109			7	22	上人から来書。家老から上人への返書	
110			8	11	津軽にいる上人より前触の僧15日着。18日に上人着	
111			8	12	上人の使僧に奏者らが対応	
112			8	17	15日上人が大館で一泊。20日に久保田着の予定	
113			8	23	上人20日声躰寺に着。	
114			8	23	藩主佐竹義峯が金子等を上人に進上	
115			8	25	上人が家老等を見舞う	
116			8	26	上人が奥方等へお守り等を贈る	
117			9	1	上人が3日に出国のため暇乞い	
118			9	2	義峯が上人へ昨日の暇乞いの返答	前編資部13・山方内匠泰該家来役所日記
119	宝暦[illegible]	175[illegible]	8	2	藤沢上人より先年秋田領廻国の際の礼	後編資部26・御右筆所御書物江戸御日記
120	明和6	1769	[illegible]	2	上人明年秋田領へ廻国するとの連絡有り	後編資部26・土屋弥五左衛門知虎御家老勤中日記
121	明和7	1770	[illegible]	[illegible]	[illegible]遊行を来夏迄差留るため竜泉寺を常陸に派遣	
122			[illegible]	[illegible]	遊行[illegible]を明後年迄延期するよう要請	
123			壬6	2	竜泉寺へ[illegible]年春まで遊行を延期するように要請	
124			壬6	2	遊行を明後年迄延期するよう要請、来年の場合は仮小屋	後編資部26・小野寺主水道維御家老勤中日記
125	明和8	1771	4	11	竜泉寺明年上人遊行につき、寺焼失の為再建願	後編資部26・土屋弥五左衛門知虎御家老勤中日記
126			5	29	上人翌年3月秋田領巡廻の旨、[illegible]より報せ有り	後編資部26・小野寺主水道維御家老勤中日記
128	安永元	1772	2	7	多賀谷但馬より上人檜山巡行の際の取扱について	後編資部26・土屋弥五左衛門知虎御家老勤中日記
129			正月	16	3月中旬檜山町巡行につき宿坊等に関する依頼	後編資部26・塩谷伯耆久綱御家老勤中日記
130			正月	16	上人3月中旬檜山へ巡国の為の依頼	
131			正月	16	上人3月中旬檜山へ巡国の為の依頼	
132			2	9	上人3月下旬秋田へ廻国のため物入りの相談	後編資部26・土屋弥五左衛門知虎御家老勤中日記
133			2	13	竜泉寺宿寺の普請不足分拝借願い	
134			2	16	上人御馳走役を小助川多右衛門とする	
135			2	17	上人の宿寺の事天徳寺へ尋ねた所差し障り無いとのこと	後編資部26・小野寺主水道維御家老勤中日記
136			2	27	竜泉寺の普請が出来ない為、上人湊金光寺へ巡行。	後編資部26・土屋弥五左衛門知虎御家老勤中日記
137			3	2	檜山多宝院が遊行宿寺を御免願出	後編資部26・小野寺主水道維御家老勤中日記
138			3	2	上人4月初に久保田へ参。竜泉寺下馬札のこと	後編資部26・塩谷伯耆久綱御家老勤中日記
139			3	2	金光寺貧寺につき、上人逗留出来かねる旨の願書	
140			3	5	上人巡行に付き天徳寺より申し立て	
141			3	9	秋田藩江戸屋敷類焼による上人への対応について	
142			3	11	上人16日津軽より碇ヶ関から秋田領に入る	
143			3	12	上人の取扱を先例のようにできかねる旨説明	
144			3	12	3月下旬に竜泉寺に入る	
145			3	13	上人への返書	
146			3	17	上人は24日当所出立翌25日に湊金光寺、竜泉寺へ	後編資部26・土屋弥五左衛門知虎御家老勤中日記
147			3	19	上人17日に大館に入った報告	後編資部26・塩谷伯耆久綱御家老勤中日記
148			3	20	上人洪水のため18日は大館に留まり19日出立	
149			3	21	竜泉寺普請未完のため湊金光寺へ6・7日逗留のこと	後編資部26・小野寺主水道維御家老勤中日記
150			3	21	大館より檜山町までの日程	
151			3	24	過去の廻国の際の御日記・記録	

No.	和暦	西暦	月	日	内　　容	そ の 他
152	安永元	1772	3	24	上人への取扱を簡素にすること	後編賓部26・塩谷伯耆久綱御家老勤中日記
153			3	25	上人湊久保田逗留中や村々通行中群集しないように達す	田村郷日記（一）
154			3	27	上人湊久保田に逗留中人々が群集しないよう達す	梅津内蔵丞忠綱御相手番勤中日記
155			3	28	上人昨晩土崎湊へ到着。竜泉寺へは4月5日参	宇留野源兵衛勝富大小姓御番頭勤中日記
156			3	29	上人湊久保田へ逗留中の火災への注意	
157			4	2	上人到着の旨寺社奉行へ先使をもって知らせる	後編賓部26・塩谷伯耆久綱御家老勤中日記
158			4	3	上人逗留中御相手番の乗輿について	後編賓部26・土屋弥五左衛門知虎御家老勤中日記
159			4	4	上人土崎湊から久保田竜泉寺に移る	
160			4	7	上人、竜泉寺の仮小屋に入る。	後編賓部26・塩谷伯耆久綱御家老勤中日記
161			4	9	上人、10日に進物	後編賓部26・土屋弥五左衛門知虎御家老勤中日記
162			4	10	上人より御札などの進物が藩主佐竹義敦らに届けられる	
163			4	12	上人、小野寺道維宅を訪ねる	後編賓部26・小野寺主水道維御家老勤中日記
164			4	15	家老等が龍泉寺に上人を見舞う	
165			4	15	上人明後日17日出足	後編賓部26・土屋弥五左衛門知虎御家老勤中日記
166			4	16	上人より昨日見舞いの礼と明日出足する旨知らせ有り	後編賓部26・小野寺主水道維御家老勤中日記
167			4	16	上人の登城、藩主の宿所への見舞がこの度は無かった	後編賓部26・須藤部茂孟御納戸役勤中日記
168			4	17	上人出立。今回は院内から新庄へ通行	
169			5	21	5月15日付。上人からの礼状	後編賓部26・塩谷伯耆久綱御家老勤中日記
170			5	22	上人への返状	
171	寛政4	1792	7		松山新内蔵を上人の御用懸とする	御亀鑑　秋府9、松山新内蔵は御財用奉行
172			9	6	上人回国御朱印の先触れが本庄より仁賀保に到来	仁賀保町史P401。10月か。
173			9	9	上人が松ヶ崎より本庄に到着。12日まで滞在	仁賀保町史P401。10月か。
174			9	13	上人が13日平沢に来着。14日出立。	仁賀保町史P401。10月か。
175			9	16	上人11日白沢口より秋田領へ巡行。今日声躰寺着	御亀鑑　秋府9
176			9	19	上人宿声躰寺へ家老真壁図書見回り、上人に対面	
177			9	26	上人より修領軒を使僧として進物等を取り扱わせる	
178			9	26	家老・寺社奉行・御馳走役大番組頭へ上人からお守り	
179			9	28	上人天徳寺へ参詣、家老寺社奉行御馳走役宅へ参	
180			10	2	家老等が声躰寺へ上人を見舞	
181			10	4	寺社奉行戸村長膳が御使者として上人へ御餞別を渡す	
182			10	6	上人より修領軒を使僧として暇乞ならびに進物あり	
183			10	8	上人久保田を御出足し亀田領へ巡行	
184	嘉永2	1849	3	14	遊行上人・国目付が来た際の勘定払い帳	菊池文書
185			6	17	上人の持物、巡行に必要な人数・伝馬数・宿泊地等書上	菊池文書　荷上場村肝煎受取は嘉永2年6月17日
186			4〜8		上人秋田領内逗留中の書状など	菊池文書
187			6	27	昼休・宿泊地の肝煎への上人取扱についての注意	菊池文書
188			6	27	遊行上人・国目付が来た際の人馬書上	菊池文書
189			6		上人巡行・逗留中の注意書	菊池文書　嘉永2年6月23日写取
190			8		上人巡行の際に負担した村ごとの費用書上	菊池文書
191			8		上人巡行の際、荷上場村で負担した費用の書上	菊池文書

註.　『国典類抄』第11・12巻、『御亀鑑』6巻、『仁賀保町史』、『田村郷日記』（一）（大雄村）、「寺社奉行掟」より作成。

なお表中の「前編賓部13」「前編賓部26」は、『国典類抄』前編賓部13・後編賓部26（第11・12巻）による。

寛文十年・延宝八年・貞享四年・元禄十一年・正徳三年・享保十三年・延享元年の八回、後編賓部二十六には安永元年、『御亀鑑』秋府九には寛政四年にそれぞれ秋田藩領、特に久保田を訪れた際の様子が記されている。また菊池文書には嘉永二年廻国の際の、荷上場駅を中心とした地域の様子が読みとれる。

ちなみにこれらの史料で確認した他にも、慶長十七年に声躰寺が建立されるにあたって佐竹義宣が前出の遊行上人普光を招いている。[4] また遊行三十八世上人卜本は承応三年（一六五四）四月三日、廻国の途中声躰寺で入滅したとされる[5]など、秋田地域には約二〇年に一度の割合で訪れていることになる。

ちなみに遊行上人が廻国する際の行程は、必ずしも一定していない。秋田県域を廻国する際には、確認した限りでは、次のような道筋を通っている。[6]

- 寛永十六年　（不明）→久保田→庄内領
- 寛文十年　津軽領→大館→久保田→庄内領
- 延宝八年　津軽領→久保田→本荘→庄内領
- 貞享四年　津軽領→大館→綴子→飛根→大川→久保田→本荘→庄内領
- 元禄十一年　新庄領→院内→横手→刈和野→久保田→（不明）
- 正徳三年　津軽領→大館→綴子→飛根→檜山→[illegible]→久保田→松ヶ崎→庄内領
- 享保十三年　新庄領→院内→横手→刈和野→久保田→松ヶ崎→平沢→庄内領
- 延享元年　津軽領→大館→綴子→飛根→豊岡→阿婦川→久保田→松ヶ崎→平沢→庄内領
- 明和八年　津軽領→大館→檜山→久保田→院内→新庄領
- 寛政四年　津軽領→久保田→松ヶ崎→本荘→平沢
- 嘉永二年　津軽領→久保田→（不明）

三　秋田領「廻国」の様子

前章で見たように、近世の遊行上人は意外に短いサイクルで全国を廻国していることになる。ではその「廻国」の具体的な様子はどのようなものだったのか。以下、主に『国典類抄』をもとにしながら、寛文十年（一六七〇）に秋田を訪れた遊行上人を中心に、その様子を見ていくことにする。

史料1

未得御意候共一筆申達候先以
修理少将様御勇健御在国被遊近日　御参勤之由乍憚目出珍重奉存
候随而拙僧儀近年奥方致修行候ニ付只今南部盛岡江逗留仕候四月
始之頃津軽広崎江罷下五月下旬之時分其御地巡行候半と存候右之
御断使僧を以申達度存候得共御家之儀御座候は若キ僧遣候事遠慮
ニ存じ候老僧を以申入度心懸候得共雫石山残雪深ク馬足難叶由及
承候故延引仕候内

殿様御参勤之由竜泉寺より詔来候故先各迄書状を以申入候右之御家老中迄被仰達可給候重而広崎より使僧を以可申宣候穴賢

三月廿日　　　　　　　　　　　　遊行上人

他阿

寺社御奉行所

（『国典類抄』前編賓部十三、寛文十年）

史料2

一　遊行上人津軽広崎より三之寮使僧ニ被遣候由声躰寺竜泉寺被申越候間同道被成候様ニ申越四ッ過被参候間対面申候上人より御状被下候則口上之御返答申候

（『国典類抄』前編賓部十三、寛文十年四月二十五日条）

秋田藩二代藩主佐竹義隆の（義隆は翌年死去）寛文十年、盛岡に逗留中の遊行上人他阿より使僧を介して秋田藩の寺社奉行所に書状が届いた。史料1によれば、遊行上人は現在南部領盛岡におり、四月始めころ津軽領弘前に廻国し、五月下旬には秋田領に入る予定である、という知らせであった。

『遊行日鑑』正徳三年（一七一三）三月二十一日条には、「秋田家老渋江宇左衛門・小野崎権太夫・梅津藤太夫寺社役所中川宮内・大越十兵衛・今宮文四郎・町奉行野尻徳兵衛・平元小市郎・御書被遣候、声躰寺・竜泉寺へも各御書被遣候」とあり、寺社奉行所の他、

家老・町奉行・時宗寺院である声躰寺・竜泉寺へも同様の書状が送られている。史料1もそうした使僧を介して先触れをしておく書状の一つであったと考えられる。

その後四月二十五日には声躰寺・竜泉寺の者が弘前より同道する事を許可するよう申し入れがあった。声躰寺・竜泉寺はそれぞれ佐竹氏、また前述した遊行三二世普光に関係の深い寺院である。竜泉寺は常陸時代に佐竹義篤の帰依により義篤・義昭父子の遺骸を葬った菩提所で、佐竹氏が秋田に転封されるに伴い慶長八年（一六〇三）秋田に移り、秋田藩より五〇石の寺領を寄進されている。声躰寺は慶長十五年、普光が甥の義山を秋田へ遣わしたところ、義宣が義山を秋田に留めおき、声躰寺を建立したという縁起を持つ。両寺とも、秋田県地域では数少ない時宗寺院である。

五月六日駒木根数馬が御馳走役を命じられ、津軽領から秋田領へ巡国する遊行上人を迎えるため、十一日までに比内に到着するように申し渡されている。五月二十三日に遊行上人は秋田竜泉寺に入り、六月十八日には久保田城に登城している。この間、佐竹義隆・義処父子よりそれぞれ菓子・茶などが届けられている。

登城の際、義処と会食は御書院にて行われ、遊行上人の座には、白縁取りの莫蓙を二枚敷いている。寛文十年の記録にはないが、遊行上人の膳は「白木具三ノ膳迄へきの物有之候」[7]とされ、白木で作られた「へき」[8]が使用された。

七月二十五日には天徳寺へ仏参。遊行上人は八月十八日にも登城

し、その後義処自ら竜泉寺に赴き暇乞いをしている。翌十九日庄内に向けて出発している。

このような遊行の様子はこの後もあまり変わらなかったようである。遊行上人の宿所へは度々藩主や家老などから菓子・蕎麦・銀子などが届けられ、また藩主自ら遊行上人の宿所を訪ねることもしばしばあった。貞享四年（一六八七）八月には照寿院をはじめとした女性たちが赤飯・煮魚などを持参して宿所である声躰寺に遊行上人を訪ねたということもあった。(9) このようなもてなしに対して、遊行上人の側では、持参した宝物の開帳を行ったり、御守・御札が渡されている。この御守・御札については、

史料3

声躰寺より御夕飯ニ蕎麦上ル、則御相伴被仰付、殿様へ御使僧修領軒透関、御進物服部多波古六箱入・雷除・矢除御札・弁天大黒毘沙門之三福神ノ対幅、智清院へ御札・除病守・雷除・聖相院様へ右同断、奥様へ御対札・雷除・除病之御守、御姫様方へ御封札・疱瘡守・愛嬌御守被遣候、御家老中宇都宮帯刀殿・今宮大学殿・大越甚右衛門殿・小瀬縫殿之助殿・右四人之衆中へ杉原弐十帖・箱入扇子・弁天大黒対幅・矢除右之通銘々被遣候、御内室方へも雷除□□被遣候、寺社奉行福原彦太夫殿・小田野形部殿・茂木貞右衛門殿、右三人へ杉原三拾帖・矢除・弁天大黒対幅・銘々被遣候、内室方へ雷除□□へ被遣候、町奉行梅津大蔵・小野岡形部右衛門・御馳走人江田九左衛門殿江御使僧梅岸、右三人矢除・弁天・大黒銘々ニ被遣候、内室方へ雷除被遣候、同日今宮大学・宇都宮帯刀御使僧之返礼使者来ル、小瀬縫之助より御使僧修領軒迄返礼使者来ル、小田野形部より返礼使者常住方迄申来ル、

（『遊行日鑑』享保十三年五月九日条）

とあるように、雷除・矢除・弁天大黒毘沙門の三福神の対幅・除病守・疱瘡守・愛嬌御守など様々な種類に渡っている。特に男性には矢除御札、女性には除病守・疱瘡守・愛嬌御守などを与えるなど、相手によって御守・御札の種類を変えている。このことは近世の遊行上人が来世での極楽往生を約束する生き仏的な存在だけにとどまらず、当時の人々が現世で求めていた様々な欲求に対応した結果の現れとはいえないだろうか。

次に遊行上人を迎えるにあたっての、秋田藩側の準備について見ることにする。まず宿所となる寺院であるが、ほとんど毎回竜泉寺、または声躰寺を使用している。宿所については廻国の度に宿所となる寺の普請や、不足する道具に関する点検が行われている。

史料4

口上書を以申上候御事

拾八年以前遊行四拾弐世上人御当地江回国之刻従御公儀様被成候御普請之覚

一御札棚壱間四方畳二畳敷

一火とぼし寮弐間四方薄縁敷
一上人物置弐間四方畳八畳敷
一上人之湯殿并大衆湯殿
一大衆之寮三間ニ六間五間之寮三ッ但弐ヶ処宛仕切薄縁敷廻小羽囲
寮毎ニ壱枚戸炉水屋付
右之通は先年御普請被成下候関東より所化之時分トリ合罷有如此かと覚申候此内存誤も可有御座候先ッは大抵書上申通ニ御座候于今本寺より　御公儀様江使僧不参候先年四拾弐世上人被罷下候刻は俗共ニ八拾人余り歟と覚申候今度は如何程之人数ニ御座候も知不申候重而本寺より使僧被遣候時分具ニ可申上候以上

卯三月五日　竜泉寺
声躰寺

寺社奉行衆中

覚

一上椀弐拾人前二ノ椀吸物椀食次弐ッ但本膳黒塗猫足二ノ膳木具
一次椀参拾人前浅黄椀坪平皿共食次三ッ但浅黄椀湯当三ッ
一上人膳台六尺ニ而壱ッ
一九尺飯台七ッ
一黒塗手水大湯当一ッ
一黒塗盥壱ッ
一上人行水湯桶同たらひかいけ
一水通三ッ
一行燈四ッ
一寮毎ニ桶柄杓行燈炭取手水鉢同盥右なにも壱ッ宛
一茶之間庫裏共ニ炭取壱ッ宛
一庫裏ニ水桶入申候
右之通大抵如此先年も入申候此外入申物も可有御座候以上

卯三月五日　竜泉寺
声躰寺

寺社奉行衆中

右両通卯三月六日ニ大越甚右衛門殿月番故宮内持参相渡申候

（『国典類抄』前編賓部十三　貞享四年三月五日条）

史料5

寺社奉行

一竜泉寺此度庫裡普請致候ニ付
薄小羽厚小羽釣潟通り御裏判
茂木左太右衛門を以願申立候所前々寺院方
小羽入付御裏判ニ出置候覚無之付
相尋候之処左太右衛門罷出申立候
控ニ寺院方願い申立候留書有之
候得共御裏判被出置候訳不分明ニ

有之候此度竜泉寺申立候義ハ
来春遊行上人御下り付宿坊
前ニ而　公儀願申上銀子をも
被下候訳は外とは相違イ申候間
御裏判手形出候ハヽ宜此趣被仰上
被下度由其以後手形差出候故
申上候所ニ被仰渡候ハ自今寺院方
小羽通り御裏判被出置間敷候併
竜泉寺義ハ訳有候義故被仰立
之趣御聞届ニ而御裏判被出置候
右之段享保十二年未十月八日茂木
帯刀小瀬縫殿助列座ニ而茂木左太右衛門
ニも被仰渡候

（『寺社奉行掟』一）

史料4は十八年前の寛文十年に遊行上人が廻国で訪れた際、普請した内容・用意した道具類の書き上げである。また史料5によれば、竜泉寺の普請について、翌享保十三年（一七二八）春に遊行上人の宿所となるという訳があるため、竜泉寺の願い通り板材などの調達を認めている。[10]前回の普請から十八年経っており、新たな普請をするには遊行上人の巡国は寺側からするとよい機会だったのである。

また遊行上人滞在中の注意事項として、次の三点の史料をあげることにする。

史料6

一竜泉寺より地蔵院を以申来候は先年遊行上人此方御着之晩御立之
朝御台所より御賄御茶抔参候由
一上人逗留中近処之寺ニ而葬礼相止候様ニ先年も被仰付候事
一上人逗留中近所出火之節宝物等諸荷物取出候人足無之候間町人足
也共被　仰付被下度候由

（『国典類抄』前編賓部元禄十一年六月三日条）

史料7

一伊織伊右衛門申聞候（中略）此度遊行上人竜泉寺ニ被居候ニ付下
馬札被立置候新左衛門考信太書申候手前之筆墨ニ而調候先年は銀
五枚被下候事有之候筆墨調置候事ニ候間此度も御褒美被下度由申
聞候

（『国典類抄』前編賓部享保十三年四月晦日条）

史料8

「遊行上人御逗留に付き被仰渡覚」
遊行上人湊久保田御逗留中、並びに村々御通行の所々にて札他益これ有る節、当所の者の外近在他村より参詣無用たるべし。毎度大勢群衆甚だ猥りがましく不作法の儀相聞こえ候に付き、此の旨仰せ渡され候間、在々へ急度申し渡さるべく候、已上。

三月

右の通り、御用（所）に於て仰せ渡され候間、寄郷村々へも急度申し渡さるべく候、已上。

三月二十五日　　野内治右衛門

横手町　角間川村　田むら

御書付角間川村より受け取り、当所見留め

（『田村郷日記』（一）「大雄村郷土史資料別集」）

史料6は竜泉寺からの願いとして、遊行上人逗留中、近所の寺院における葬礼の停止、出火の際の対応などに関する先例を述べている。これに対応して同月十四日には竜泉寺の近所の寺院七か寺に対し、「火難」の恐れがあるため葬礼を延引するか、他の寺を借りて行うようにとの指示が出ている。

史料7は竜泉寺が遊行上人の宿所となるため、下馬札をとるための下馬札を建てる際の費用などに関する史料である。菊池文書「遊行上人様御廻国被仰渡書付写」には「此度遊行上人廻国久保田声躰寺ニおいて逗留札化益有之候所前度大勢群衆甚猥ケ間敷不作法之義相聞得」とあり、遊行上人の宿所の門前には多くの人々が集まった事がうかがえる。

また史料8は安永元年（一七七二）の史料であるが、遊行上人が通行する際、みだりに近郷近在から参詣する事を禁じている。またこの史料は、遊行上人が街道を通行する際には「毎度大勢群衆」が参詣に集まったことを示す史料ともいえる。(11)

ここまで見てきたように、遊行上人の廻国にあたっては宿所・道具など様々な準備が必要で、藩の負担も相当な物であったことがうかがえる。これに対して遊行上人の側からは「金五百疋竜泉寺へ被下之」(12)など、度々『遊行日鑑』に見えるように、立ち寄ったり、宿舎となった寺に対しては金銭を与えているものの、その事によって藩側の負担が軽くなった訳ではない。その負担を負えなくなった時の廻国の様子について見てみたい。

史料9

寺社奉行

一龍泉寺申立候七月廿八日類焼仕当分当
御三君様御位牌安置可仕所無御座候ニ付仮
御霊屋成共御建被下度段同廿九日梅津藤馬殿
御月番ニ奉り願候所ニ御旧記ニ不相見得候付被返置候
又候八月五日小瀬宮内殿御月番ニ奉願候得共
被返置候扨其節粗申上候通ニ而当寺彼是
具ニ申上候ニ不及御由緒寺ニ御座候先年古證文
御改之節差出候故御記ニも可有御座奉存候
三四年以前江戸表より被仰渡ニ而本山并江戸触頭
日輪寺より申来統而当寺之旧記其外共ニ精細ニ
書出候節御窺仕候所ニ差出御披露見之上御聞届ニ而

差登申候然者　御霊屋其外共ニ只今まて
破損等毎度願不申上候儀者余寺共遣ひ遊行
回国ニ而当寺宿坊之節は　御霊屋は不及申
寺中所々御修覆被下申儀ニ而寺領有之候儘
申上候儀無思慮之段申伝候而其内ハ手前
物入を以小破ハ不罷成御建立之御訴不申
上候得は不罷成事御座候付先頃も当寺之御
旧例申上候所ニ本堂御建立等之願申上候共此節
御取上も有之間敷故差扣可然段御指図ニ付
任其意本堂願之儀ハ延引仕候扨又方丈
庫裏等之儀は且中江相談仕且自身働工面
仕候は如何様ニも住居之普請も出来
可仕候得共第一之　御霊位安置可申所返
無之内ハ余所之建立等可仕儀ニも無御座候
纔焼残罷有候十王堂苫囲ニ仕罷有候躰ニ
御座候得は　御位牌も其内ニ一同ニ罷成申儀ニ
候故先指当　御三君様之御霊位如何様ニも
安置仕候様ニ被成下度候万一此儀御取扱上無御座
候而は拙僧当寺江住職被申付敷本山之本旨を
取失申趣ニ相聞候而ハ一身此節ニ相窮儀ニ御
座候再三及御訴訟申儀気毒ニ奉存候
得共不得止事申上候先年より数ヶ度書上候
得は御由緒御存之御事ニ御座候間此旨
被遂御披露於　御上御評議之上宜御
沙汰被成下候様奉願候以上

巳十月十日　　　　龍泉寺

右之趣申立候所寛延二年巳十月廿四日
文銀一貫目被下候段寺社奉行江被
仰渡候

（「寺社奉行掟」三）

竜泉寺が寛延二年（一七四九）七月二十八日に火災に遭い、御霊屋まで消失してしまったため、その再建を再三に渡って、寺社奉行を通して秋田藩に願い出ている。藩でも財政難のせいか、なかなか願いを取り上げることをしなかったが、同年十月二十四日文銀一貫目を竜泉寺に下げ渡している。このような状況下に遊行上人が廻国してくるのである。

明和六年（一七六九）九月二日、遊行上人尊恕から翌明和七年に秋田領を廻国するとの知らせが届いた。[13] これに対して秋田藩では『国典類抄』後編賓部二十六、明和七年五月四日条・壬六月二日条などに見えるように、再三に渡り遊行上人の廻国を差し留め、もしくは先送りするように江戸の時宗触頭であった月輪寺などを通して申し入れたが、結局明和九年（安永元年・一七七二）、遊行上人が秋田領を通行することになった。

史料10

遊行上人巡行ニ付竜泉寺より品々
願筋申立候得共御時節柄御取揚難被成
被返置別段以御書付明和八年卯四月
十一日寺社奉行江被仰渡候趣左之通

覚

竜泉寺去ル子年類焼以来寺坊建立
無之処来辰年遊行上人巡行ニ付
去年中より品々願申立候得共以前遊行
巡行之節寺坊修復ニ付材木銀子等
依頼少分ニ御手当被成下候得共当時差懸
一宇建立付候而は旦家迚も助力行届兼
候段相聞得候因而古来無之儀候得共此節
自力ニ而普請相成間敷候故格別之御
評議を以材木千五百九拾本被下置□拾弐貫
七百目拝借被仰付候此度之儀は□指懸候
事故無御拠右之通被仰渡候間後列ニ
不相成様急度可被申渡候以上

四月

一聲躰寺江銀壱貫目材木五拾本拝借被
仰付候旨寺社奉行江被仰渡候

（「寺社奉行掟」五）

史料10によると、明和五年に竜泉寺が焼失して以来、再建がなされていなかったが、明和九年に遊行上人が廻国してくることになり、願い通りにはならないものの、材木一五九〇本と銀十二貫目を竜泉寺再建のために工面している。[14] その際、併せて声躰寺にも遊行上人廻国のための準備費用と思われる銀一貫目と材木五本を与えている。

明和八年五月二十九日には、翌年三月に秋田領を巡国するとの知らせが届く。宿所となるべき竜泉寺の再建を急ぐものの、完成する前に遊行上人を迎えることになる。

さらに明和九年二月二十九日、明和の江戸大火により江戸上屋敷・中屋敷が焼失[15]したことにより藩の財政はますます苦しくなった。そのため遊行上人の廻国に際して、先例の様な取扱をすることはますます出来なくなり、本来ならば廻国を受け入れられる状況ではなかったが、遊行上人はすでに南部領から津軽領に移っていた。[16] 三月十九日には秋田領に入り大館に到着した。三月二十八日には土崎湊に到着。土崎湊金光寺を一時宿所としたものの、金光寺は「近年別而貧寺ニ罷成大破ニ相至候故此度遊行上人巡行ニ付被相越候故如何様ニも修復不致候得は不相成[17]」という状態であった。結局竜泉寺の普請は間に合わず、竜泉寺内に仮小屋を建てて宿所とした。町奉行等の駕篭を乗馬に代え、通常ならば行う遊行上人の登城や、藩主が遊行上人の宿所を見舞うことも、遊行上人側からの申し出という形で中止されている。[18]

このような状況での廻国が、次回以降も続いたかどうかについて

は明確ではないが、寛政四年の廻国の際には、

史料11

一寺社奉行戸村長膳御使者ニ而遊行上人江御餞別の銀子并　上ヽ様より之御目録以同人被進候以前ハ銀子之外反物被相添候得共御時節柄之事故右品被相略候

（『御亀鑑』秋府九　寛政四年十月四日条）

とあり、遊行上人への取扱が徐々に質素になっていった事がうかがえる。

四　おわりに

初めて近世の遊行上人という興味深い研究対象に接したものの、視点が定まらず、大凡まとまらない報告になってしまった。『国典類抄』に項目が設定されていることからも、遊行上人がやって来るということは、藩にとっても民衆にとっても大きなイベントであったことは間違いない。一連の史料を眺めてみて、遊行上人の巡行には、来世往生を願い現世利益を求める多くの人々が集まった事を少しは垣間見ることが出来た反面、遊行上人一行を受け入れる藩側からすると、大変な負担を強いられたことも見えてきた。街道沿いの人々にとって、遊行上人は生き仏と見えたのか、それとも伝馬五十疋を徴用する強大な権力者に見えたのかもしれない。

今後は今回触れられなかった伝馬に関する事項や、賦算など民衆と遊行上人との関わり合い方に関して、もっと精緻な史料分析を加えることによって、近世秋田地域の姿を探っていきたい。また同地域における中世の遊行上人・時衆の姿を考えていきたいと考えている。

註

(1) 日本宗教史研究叢書　一九七三年
(2) 秋田県公文書館蔵。整理記号・番号ＡＨ一八五―六九
(3) 『秋田県立博物館研究報告』第九号
(4) 「六郡総諸寺院由緒　附諸社記録」（秋田県立図書館蔵。時雨庵文庫庵―95）
(5) 「時宗血脈相続之次第」新潟県十日町来迎寺蔵（『時宗の成立と展開』による）
(6) 寛永十六年・寛文十年・延宝八年・貞享四年・元禄十一年は『国典類抄』、正徳三年・享保十三年は『遊行日鑑』第一巻、延享元年は『遊行日鑑』第二巻、寛政四年は『御亀鑑』秋府九・『仁賀保町史』、嘉永二年は『菊池文書』により作成。
(7) 『国典類抄』前編賓部十三　貞享四年八月四日条
(8) 「へき」（折・片木・剥）とは「薄い板の四辺を折り曲げた銘銘皿」（小学館『日本国語大辞典』より）
(9) 『国典類抄』前編賓部十三　貞享四年八月十九日条
(10) 「小羽」とは主に屋根などを葺く板材の事（『日本国語大辞典』より）
(11) 『国典類抄』後編賓部二十六　安永元年三月二十七日条からも群衆の集まった様子がうかがえる。
(12) 『遊行日鑑』正徳三年五月十六日条

(13)『国典類抄』後編賓部二十六

(14) この内容に対応する記事が『国典類抄』後編賓部二十六明和八年四月十一日条にみえる。

(15)『国典類抄』後編凶部二十六　安永元年二月二十九日条

(16)『国典類抄』後編賓部二十六　安永元年三月九日条

(17)『国典類抄』後編賓部二十六　安永元年三月二日条

(18)『国典類抄』後編賓部二十六　安永元年三月四日条

◎参考文献

『時宗の美術と文芸―遊行聖の世界―』　時宗の美術と文芸展実行委員会　一九九五年

『遊行日鑑』第一巻～第三巻　圭室文雄編　一九七七年

『国史大辞典』吉川弘文館

『日本史大辞典』平凡社

『秋田のお寺』秋田魁新報社　一九九七年

『菊池文書』二ツ井町　一九九六年

（古文書課主事　けむやま　ひでとし）

公文書の評価選別と公開非公開の基準についての試論

佐藤　隆

はじめに
一　公文書の評価選別の基準について
1　公文書の引継と一次整理
2　公文書の二次整理
3　公文書の評価選別
4　土木事務所文書の評価選別の現状
5　評価選別をめぐる課題
二　公文書の公開非公開の基準について
1　非公開基準の必要性
2　非公開基準の検討の経緯
3　公文書館と情報公開
4　非公開基準の考え方
5　非公開基準をめぐる課題
おわりに

はじめに

現在、公文書課では二つの基準づくりをテーマとして抱えている。ひとつは廃棄のための評価選別基準であり、いまひとつは閲覧利用のための公開非公開基準である。公文書の保存と公開を業務の中心とする公文書館において、選別基準はその入口にあたり、非公開基準はその出口にあたる。何を保存し、何を公開するかは、公文書館にとって最大の問題であり、公文書館職員にとって最大の課題である。

秋田県公文書館『研究紀要』第三号の公文書課報告で、それぞれの基準についての昨年までの状況の概要は述べておいた。

本稿は、その後の展開を踏まえて、二つの基準についての現状と課題をまとめた私見であり、公文書課の日常の業務についての報告である。

一　公文書の評価選別の基準について

1　公文書の引継と一次整理

秋田県文書管理規程[1]によると、当館への公文書の引継は次のようになっている。

第九章　文書の引渡し及び廃棄

第四十七条　学事文書課長は、保存期間が経過した保存簿冊（永年保存簿冊で保存期間が十年を経過したものを含む）に保存簿冊引渡書を添えて、毎年度六月三十日までに公文書館長に引き渡さなければならない。

第四十八条　2　公文書館長は、引渡しをうけた保存簿冊（永年保存のものを除く）を廃棄しようとするときは、主務課所長に保存簿冊廃棄通知書により通知するものとする。

同条　3　公文書館長は、引渡しをうけた永年保存の保存簿冊（保存期間が十一年を経過したものに限る）のうち、保存の必要がないと認めるものについて、主務課所長と協議して、これを廃棄することができる。

学事文書課長には、保管期間を経過した簿冊（一年保存を除く）が引き継がれることになっているので[2]、当館には一年保存を除くすべての公文書が引き渡されることになる[3]。

簿冊の保存期間は、永年・十年・五年・二年・一年の五種類であるため、例えば、平成九年度であれば、永年保存・十年保存の昭和六十一年度の簿冊、五年保存の平成三年度の簿冊、二年保存の平成六年度の簿冊が、同時に引き渡されることになる。

これらの簿冊は、一次整理のために引渡し年度ごとに部課別に配架される。一次整理では、当館の資料としての登録作業が行われる。冊数の確認、整理番号の付与、資料名の特定、資料名以外の情報（年度に関するものは備考1、担当部課に関するものは備考3、それ以外の情報は備考2）の整理が行われる。これらの整理は、年度内整理という時間的制約のため、簿冊表面の記載の確認という形で行う。なお、一次整理の各項目の確認のための二次整理が、次年度以降に行われることになる。

一次整理は、学事文書課の書庫である記録書庫での整理作業と重なる点が多いので、今年度から引継簿とともに入力情報を同時にもらうことにし、当館の整理で必要な情報を追加して打ち込めるようになり、大幅にその仕事が簡素化された（ただし、記録書庫での整理は資料名と作成年度と保存期間であり、当館では資料名と作成年度のほかに担当部課があり保存期間は項目としては必要ない）。

2　公文書の二次整理

二次整理では、一次整理の点検作業と、資料名、作成年度、担当部課の確定作業を行う。新たな資料名は資料名2とし、もとの資料名は資料名1として残す。

備考1の完結年度は、簿冊が複数年度のわたる場合は最終年度をとり、作成の始まった年度を含めて全体の年度は備考2にとる。備

考3の担当部課は、職員録によって係・担当まで特定する。そのため起案文書の起案者の所属を職員録から探し出すという作業が必要であり、文書の作成年度すべての職員録を参照することになる。

二次整理の最大のポイントは、資料名をどのようにつけるかである。その点に関して、様々な文書の混在する福祉事務所文書の検討会を通じてその原則を検討した。

検討会は、課員全員が集まれる日を中心にほぼ毎日行い、平成七年度末から今年度の半ばにかけて約一年半をかけた。その結果、資料名は次の原則に則ってつけることとした。

①資料名には「綴」をつける。

②簿冊に一種類の文書が綴じられている場合は「文書名＋綴」の資料名となる。

③簿冊に一種類の文書群が綴じられている場合は「文書群の内容＋関係綴」の資料名となる（文書群の内容を表す語は正確で普遍的であること）。

④文書、文書群が多岐にわたる場合は、三種類までは資料名に列記する。

⑤担当部課の雑多な文書が綴じられている簿冊は「担当部課＋事務関係綴」とする。（例　総務関係のものが雑多に綴じられている→「総務事務関係綴」）

これは個々の例から帰納した大原則で、実際には、例えば調査などの場合、調査書が綴じられていれば「〇〇調査書綴」となり、調査要領・調査書・調査結果等の調査に関する一連の書類がまとまっていれば「〇〇調査綴」となり、さらに関連の調査通知や本課への送付資料などが一緒に綴じられている場合は「〇〇調査関係綴」となる。

それぞれの簿冊の内容をきちんと確認するという作業とともに、同じような他の課所でどのような綴じ方がなされているかの確認も必要となる。各福祉事務所によって別々の綴じ方の差異が明らかになるような資料名の付け方が必要となる。したがって、前記の原則をそれぞれのケースに当てはめて考えていかねばならず、個別の原則も必要となる。

このようにして、福祉事務所に関して、全員の協議によって資料名の付け方の原則を決めていった。できあがった原則は、大原則が七個、中原則が一四個、財務関係文書に関する原則が一〇個、福祉事務所の個別原則が二〇個であった。この作業は、原則を作ることが目的であるが、その後それぞれに分担して行った地方機関文書の二次整理についての経験則として非常に役に立った。（この経験から、土木事務所の一次選別についても、疑問な点は全員の協議によって結論を出すという時間のかかるやり方を踏襲している。）

県機関すべての文書に精通している人はいない訳であるから、公文書の評価は経験則が重要なポイントとなり、その蓄積のない間は全員による協議が大きな意味を持ってくると思われる。個々の経験を細かな原則として積み上げていくことで、経験を共有できること

になる。各分担課所の整理についても、それぞれの原則を作りつつ全員の協議を行っていくというやり方をとることになっている。

また、この作業を通して、短期間のすべての課所の文書の選別は取りこぼしの危険が非常に大きいことに気づかされた。

ただ時間をかけても、それが次に生かされていかなければ、常に目の前の個別の文書の評価に追われて、全体をトータルに見たことにならない。原則の確立すなわちケースに対応したマニュアルが各課所に応じてつくられることによって、誰がいつの文書を評価しても同じ評価が出せるという普遍性を持ち得るのだといえる。そのためにすべての課所の文書に原則ができるまでは、非常に時間のかかる手間のかかるやり方をとらざるを得ないし、文書を実際に作成した原課所と直接に廃棄に関する協議を行うことも同時に必要となる。

3　公文書の評価選別

将来何が歴史資料として価値を持つかを予想することは困難である。現時点で将来的な歴史資料の価値を判断しなければならないとすれば、最も適切なのはすべてを残すという方法である。

すべてが残されても整理されていなければ利用はできないし、きちんと保管していかなければならない訳であるから、整理と保存が公文書館とアーキビストの第一義の職務となる。整理をする際に、文書として重複しているもの、明らかに無価値なものは除かれる。それがまず選別の手始めとなる。

選別されたもののみを公文書館に移管するという一般的なやり方の欠点は、体系的な視点で各簿冊を見ることができない、選別に十分な時間がかけられない、歴史的な価値が発生する前に判断しなければならない、等であろう。

これは、文書の移管・引継の制度を改めることで解決できる。すべての文書を公文書館に入れてしまえばよいのである。これは全史料協などでも公文書館法改正の要点に挙げているものであるが、当館では文書管理規程に盛り込むことで解決している。前述したように、各課所で作成した文書は完結後に学事文書課に引き継がねばならず、学事文書課は保存期間終了後に公文書館に引き渡さなければならない、という規程である。

すべての文書が公文書館にはいれば、あとは公開までの三〇年の間に選別をすればよい。段階的に時間の経過を踏まえて選別をすることができる。体系的な視野で、十分な時間をかけて歴史的な価値が生ずるのを待って選別ができることになる。(4)

当館では選別の大原則を次の四点としている。

①すべての資料が揃っている段階で体系的視野で行う。

②行政的価値ではなく歴史資料としての価値判断を優先させる。

③課員全員の協議、当該課所との協議によって廃棄を決定する。

④廃棄される簿冊の情報をきちんと残す。

当館の現在の評価選別業務は、まさに中間書庫（記録センター）とよばれる施設のあり方の模索である。中間書庫では、一次選別によって同年度のすべての選別を終えた簿冊が、公文書館に引き渡さ

れ、歴史資料として整理され公開されることになる。そこでの評価は公文書館独自の視点が求められる訳であり、そこには歴史的視点・歴史的素養に基づく評価と個人情報の有無による公開非公開の判断、時間的な経過による新たな評価がつけ加わることになる。これを当館では、公開直前の三〇年目に行う二次選別と考えている（一次選別では永年保存文書もその対象となる）。

ただし、この方法には最大の問題がある。公文書すべてを受け入れられるだけの器＝物理的には書庫、業務的にはすべての文書を整理するだけの人員が確保されているか、という問題である。

評価選別は、同年度のすべての簿冊が揃って初めて体系的に行うことができる。したがって、保存期間終了時に引き渡される簿冊の評価は、永年保存簿冊の引渡時期である一一年目を待って行うのが理想である。そのため最低一一年分の収蔵力が書庫には要求される。

当館の公文書書庫は、書架延長九・一㎞、簿冊一冊を六㎝平均として一五万冊の収蔵力がある。当初の設計では、簿冊の厚さを一般図書なみの三㎝と考え、三〇万冊の収蔵力を見込み、一年に一万冊の引継で三〇年分の収蔵を予定したという。

しかし実際には、平成五年の開館時点での引継数が予定よりも大幅に多く、特に予想がつかなかった地方機関からの搬入分が本庁分をはるかに越える量となり、一年目にして書庫の三分の二以上（一一万冊余り）を占めるに至った。

その後、翌平成六年はその反動で引継数が三五〇〇冊にとどまったものの、平成七年は一万冊台、平成八年は一万七千冊台、平成九年は一万六千冊台とつづき、収蔵数は一六万冊に達し、開館五年目にして早くも収蔵力をオーバーすることになった。

そのため、十年目以降に予定していた有期限文書の選別と廃棄が大きな問題としてクローズアップされてきたのである。

そこで、まず緊急避難的措置として、冊数・スペースとも大きな位置を占める地方部の土木事務所文書の選別をはじめに行うことにした。これが現在行われている一次選別である。

一般的に公文書は外部の人が見ただけではその内容がすぐにわかるというものではない。しかも簿冊（ファイル）になっているため、文書ごとに綴じられていればわかりやすいが、綴じる人の主観によってまとめられると、何が綴じられているか全く予想がつかないというものまである（その場合は表紙に「雑件」と書かれてあったりする）。

これら雑多な簿冊群をひとつひとつ確認して同じものは同じなりに整理していく作業が、二次整理ということになる。この段階では内容を確認する訳であるから、その簿冊自体の価値判断も同時にできる。二次整理と一次選別は評価を追加することで、同時作業となる。

評価の際の大原則としては、次のようにする。(5)

①同じものがあれば、どちらか一方のみを残す。

②三〇年以上経って公開しても歴史的価値を有するかどうかを判

断の基準とする。

③雑件的な綴については、残す必要がある文書が綴じられているかどうかを確認し、無い場合は廃棄対象とする。

④サンプル的なものとして残すべきと思われる簿冊は、？の評価として課全体の協議の上で残すかどうかを判断する。

⑤廃棄対象の簿冊は、二次整理の段階で、資料名と備考にできる限りその情報を残すようにする。

この大原則に基づき、一次選別では評価をA、B、C、？の四段階で行う。A、B、C、？の評価は次にあげる基準に基づいて判断する。

評価Aについては概ね次のような場合とする。

①その簿冊がなければ、その出来事についての情報が得られないもの（すなわち、他の文書や資料にはない情報が記載されており、その情報は後世に残すべき価値があると判断されるもの）

②行政資料のもととなった情報を有するもの

③行政に関わる事件のもととなる情報を有するもの

④永年保存文書を補完する情報を有するもの

この基準の①に基づいて、例えば、その課所独自で行った調査・事業などの関連文書や、統計資料のもととなった調査の原票などは残す文書と判断されることになる。

評価Bについては概ね次のような場合とする。

①A、Cとするに迷うもの、Cとするにしのびないもの

②もう少し時間が経ってみないと歴史資料としての価値がわからないもの

③本庁と地方機関で同じものがあるはずだが確認できないもの

評価Cについては概ね次のような場合とする。

④本庁と地方機関で同じ文書が存在する場合、作成原課以外のもの

⑤同じ部課内で複写された文書として複数存在する場合、担当部課以外のもの

⑥「事務関係綴」の簿冊で、サンプル的な簿冊以外のもの（ただし歴史的価値がある文書が綴じられている場合はこの限りではない）

⑦各部課の担当業務の中で歴史的価値を持たないと思われる細部に関するもの

⑧行政資料でその文書のすべての情報が分かり、それ以上の情報がないもの

評価？については概ね次のような場合とする。

①評価の全く不明のもの

②その簿冊だけでは価値が判断できないもの

③サンプル的簿冊で残すべきと判断されるもの

四段階に振り分けられた簿冊のうち、A、Bは廃棄の対象とはしないもので、両者の違いは二次選別の際の参考とする。Cは廃棄の対象とするものである。？は評価の不明なもので、全員の協議の結

果A、B、Cに振り分ける。

ただし一次選別は、書庫のスペースの問題から生じたものであり、一定のスペースを確保して次年度以降の引継に備えなければならないため、最低限の廃棄率を三分の二とした。この数字は、一次選別で書庫を三〇年もたせるとすると、一年の引継数を一万五千冊として三〇年分で四五万冊となり、収蔵力一五万冊の書庫では三分の二を廃棄する必要があるからである。

また、一年間の最低の選別冊数を引継数の一万五千冊とした。現在四名で選別を分担しているので、一人四千冊が目途となる。一日平均にすると二〇冊程度となるが、課全体の協議や当該課所との廃棄簿冊についての協議もあり、その他の業務を兼ね合わせると目一杯の数といえるかもしれない。

4　土木事務所文書の評価選別の現状

今年度半ばから開始した土木事務所文書の評価選別作業について述べることにする。

まず、施工関係簿冊で残すべきものは次のものとした。

①道路または河川の経路の変更を伴う工事

②全体計画立積が五千m³を超える大規模な砂防ダム工事

③防災上重要な緊急地すべり対策工事、住宅地の防災工事で急傾斜地崩壊対策工事

④橋梁やトンネルなど、それ自体重要な工作物であり、将来事故があったときなどに施工上の証拠価値を持つことになる重要工作物の建築工事

⑤大規模建物建築工事

⑥都市計画街路事業関係工事

右記以外の簿冊は廃棄対象となるが、工事番号、路線名（河川名、橋梁名、トンネル名等）、工事場所、工事概要を情報として整理した上で廃棄する。

委託関係簿冊の場合は、契約事務に関する書類のみしか綴られておらず、委託の成果品は別冊になっているので、すべて廃棄対象とする。ただし、資料名は委託業務名となっているので、工事名を残すこととし、担当係は中に綴じられている支出負担行為伺等で確認する。したがって中身をきちんと確認して情報を残さない限り、廃棄はできない。

委託の成果品（報告書）は、地層・地質がわかるものや橋梁などの重要建築（工作）物の設計などを残す。

用地関係簿冊の場合は、工事番号、路線名等、該当場所のほかに、目的を契約書等から判断し、土地の権利の移転を伴う用地買収の場合を残し、支障物件移転補償や損失補償など補償関係や、単なる土地の賃貸借の場合は廃棄対象とする。

土地登記に関する書類は、登記済証があるかどうかを見て判断する。登記済証と資料名が書かれていても未登記の場合もあり、登記済と資料名になくとも土地売買契約書などが添付されている場合もあるので、とにかく中の文書を一枚一枚確認する必要がある。

その他、工事に直接関係ないものとしては、国有財産の管理及び処分関係、都市計画法関係、風致地区条例関係、土地区画法関係、屋外広告物関係、道路法関係、河川法関係、砂利採取法関係、河川災害関連協議関係簿冊、砂防法関係、地すべり等防止法関係、急傾斜地災害防止法関係、海岸法関係、建築関係簿冊などがある。

これらについては、それぞれの根拠法を確認して資料名を統一し、本課の文書と照らし合わせて評価を決定する。本課に同じ文書があれば、地方機関のものは廃棄できるし、地方機関で永年扱いのものはとりあえず残すことになる。

具体的には、北秋田土木事務所の開館時引継分の五二七四冊を、公文書課職員四人で分担し、二カ月をかけて選別した。選別の結果は、評価Aが六五九冊、評価Bが一〇八七冊、評価Cが三五二八冊となり（評価?が六四冊あったが全体協議でA、B、Cに振り分けた）、廃棄率は六六・九％となった。一次選別で三分の二を廃棄という当初の目論見に添う結果といえる。三三％が保存という形になったが、次は評価Bの一〇八七冊（二〇・六％）が二次選別の対象となる。

その後、そのリストを当該事務所の文書担当に送り、廃棄についての協議を行った。制度上は、通知を出せばよいことになっているが、初めての廃棄であり、土木事務所文書に精通している職員がいないため、直接作成原課の意見を確認した方がよいという判断による。

現在は、残り七土木事務所のうち四事務所を一人ずつ担当し、一次選別を継続している。これらの整理によって土木事務所個別の評価選別に関する基準（昨年十二月段階で六一項目）を作り、以後、その他の地方機関分、本庁分と進め、各課所の評価選別基準を作り、全課所が一通り終わったところで、すべての基準ができあがることになる。さらに、二次選別、三次選別を行って三〇年後の公開につなげるということになるが、そこまでの道のりは長く、現段階では方向性のみあるだけで、具体的道筋はこれからの課題である。

5 評価選別をめぐる課題

廃棄簿冊の特定までは、文書管理規程にも法的裏付けがあり、実務的にも土木事務所の有期限保存文書についてははじまった。

次の課題としては、廃棄実務をどのようにやるか、ということになる。廃棄の権限があるということは、廃棄の実務も公文書館の責任において行うということである。当館の資料管理要綱の第五条（廃棄）の第二項に「廃棄は、焼却、裁断等館長が適当と認める方法によるものとする」と規定されている。

自前の焼却炉をもっている訳ではないので、業者による廃棄ということになる。それなりの予算が必要であり、特に問題は守秘義務が守られるかという点になる。現在のところ考えている方法は、製紙工場での再生紙製造のための溶解であるが、そのためには金属をすべて除去しなければならず、新たな手間となる。また、工場までの運搬作業に当館の職員が立ち会う必要もあり、廃棄作業だけで、

従来の業務にかなりの負担を新たに発生させることになる。

実際の廃棄実務は来年度から始まるので、その段階で様々な実務上の問題が起こることも考えられる。また、今後は、廃棄簿冊以外の保存のためにも、ホチキスの針やクリップ等の金属を除去した上で引渡しをうける形が望ましいが、引継の際の課題としたい。

次に配架の問題である。現在は一次整理のために引渡しをうけた年度ごとに部課ごとに配架しているが、引継年度ごとに部課が分かれているので検索がしづらい。今後は、廃棄簿冊を抜き出したあと、部課ごとにすべての簿冊を並べ替える作業が必要となる。

そのために新たな配架計画、整理番号が必要となる。これが廃棄後の次の作業となる。二次選別、三次選別の手順もあるので、引継から公開までの総合的な整理方法の検討が早急に必要となってきている。

最後に今後の課題を何点かまとめておきたい。

最大の課題は、書庫の増築である。現在のような緊急避難的な選別ではなく、体系的な選別ができるためにも、何よりも今後の引継簿冊の保存を保障するという公文書館施設の本来の役割を果たすために、近い将来是非実現しなければならない課題である。

第二は、すべての公文書が当館にきちんと引き渡されるように、その文書管理体制を確立することである。学事文書課から当館への引渡し体制はできているので、作成された公文書が学事文書課にすべて集約されるように監視するシステムが必要である。今年度の文書管理規程の改正により、各課所で作成する簿冊のリストをあらかじめ学事文書課に届けねばならないようになり、学事文書課が知事部局の公文書すべてを管理するシステムになった。この体制がきちんと現場で運用されるようになることが重要である。

第三は、当館に引き継がれる一年保存文書の選別である。一年保存文書は軽易なものに限られることになっているが、それは行政的価値からの判断であり、歴史的価値がないかどうかは分からない。少なくともリストからでも選別ができ引渡しが要請できるように、文書管理規程が見直しされることが望ましい。

第四は、現在引渡し対象となっている知事部局以外の公文書の引継移管である。開館時には受入れ公文書の対象を知事部局以外の文書も想定しており、資料管理要綱第二条では「議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会又は公営企業管理者から引継ぎを受けた文書」を受入れ対象とする旨が明記されている。しかし、現実には各委員会等の文書管理規程の不備で当館へ引き継ぐシステムとなっていない。現在、各委員会等で保存期間が過ぎたものは原則的には廃棄されている訳であり、早急に当館への引継ぎの体制をつくる必要がある。少なくとも歴史的価値のある文書は廃棄せず、保管する体制が望まれる。

以上の四点は、どれをとっても非常に大きな問題であり、すぐには解決できないものであるが、解決のための努力を続けていくこと

が必要である。

二　公文書の公開非公開の基準について

1　非公開基準の必要性

まず、非公開基準の必要性については、次のように考える。

三〇年経過文書をすべて公開した場合、情報主体の当該個人が生存しているとき、プライバシー侵害の可能性（名誉毀損など）がある。三〇年目までは情報公開条例によって個人情報が保護されていて、三〇年目にその保護が一斉に解除されてしまうことは、本人とっては納得しがたいことであろうし、公文書館がその業務によって基本的人権の侵害を犯してしまうことになる。

したがって、まずプライバシー侵害のおそれのある文書は三〇年を経過しても公開できないとする。その場合、非公開基準に基づいて簿冊ひとつひとつの内容を確認しないと公開できないことになる。以上のような考え方には、他館においては異論もあるかもしれないが、建前上・論理上の帰結はこうなる。

現在当館には非公開基準はないので、戦後永年文書の内容の点検ができず公開できないことになり、さらに、現在公開中の戦前公文書の中にもプライバシー侵害の危険が残されてしまう。これは、現在公開中の貴重文書書庫内の寄贈文書においても同じである。(6)

また戦後の公文書は公開非公開の判断の段階で、作成原課と協議をすることになっており、その協議の際に基準がなければ恣意的な判断になる可能性がある。有期限文書の選別の際にも、非公開基準は一定の効力を持ち得る。さらに、公文書公開条例の対象となる三〇年未経過文書の公開非公開の判断（原課所が行う）の一定の拠り所ともなる。

すなわち、非公開基準の作成が公開の前提となっており、以上のような理由から、館としてその制定が最重要の課題のひとつとなっているのである。

また、非公開基準は閲覧制限の一方法であり、閲覧制限にはさまざまな考え方がある（制限しないという方法もあるが、(7)当館ではその立場には立たない）。

まず当館において閲覧制限ができるかどうかというと、閲覧利用要綱の中に「人権を侵害するおそれがある又は個人のプライバシーを侵害するおそれがある資料」は「利用に供しない」とあり、プライバシー保護のために閲覧を制限できることになっている。(8)

次に閲覧制限の方法であるが、これには二つある。一つは閲覧者の制限であり、もう一つは閲覧内容の制限である。

閲覧者制限にも二つあり、本人又は受益者のみの閲覧（戸籍などの場合）と研究者のみの閲覧である。前者は個人情報保護制度の自己情報開示請求権とよばれるもので、公文書館における公開とは概念が根本的に異なる（これは法律や条令で定められるものであり秋田県には該当条例はない）。閲覧内容を制限していない他館でよく

とられているのが後者である。これは特別閲覧制度であり、当館の場合、すべての人に公開するという趣旨でとられていない。

したがって、当館の閲覧制限の方法としては、閲覧内容の制限という方法となり、その基準となるものが、いわゆる「非公開基準」とよばれているものということになる。

非公開基準には次の二つのポイントがある。

①閉鎖対象→何を閉鎖するか

②閉鎖年数（閉鎖解除）→何年間閉鎖するか

①については、多くの館で基準をもっている。[9] しかし内容的には、情報公開条例の不開示情報を援用しているか、項目のみの羅列にとどまっており、具体的な事例の積み重ねからのものとは思われず、決定的な不備は閉鎖解除の規定がないということである。すなわち②の規定のある非公開基準は全国にまだないといってよい。[10] 閉鎖基準はあっても解除規定がないとすれば、閉鎖された文書は永久に閉鎖されたままである。この閉鎖解除の問題が、現在の各公文書館における最大の問題といってよい。

2　非公開基準の検討の経緯

当館における非公開基準の検討の経緯をたどってみる。

平成五年五月、開館を五カ月後に控え、文書広報課（現・学事文書課）所蔵の戦前公文書を県庁地下の記録書庫から当館に運び入れたが、公開のための目録もできていない状態であり、担当部課と作成年度を確定して閲覧目録を作成し、十一月の開館に間に合わせた。その段階では、すべてを公開するかどうかの疑問はあったが、時間的余裕がないために検討することができなかった。

記録書庫で保管していた時期は、利用は県の職員に限られ、外部の一般人の利用に関する取り決めはなかった。例外的に研究目的の閲覧は許可しており、その際にプライバシーに考慮した基準らしきものがあり、開館時にはとりあえずそれを踏襲して非公開簿冊を特定し、内容を精査する二次点検によって、それを少しづつ解除してきた。しかし、その場合も、明確な基準に基づいて行っていた訳ではなく、極めて漠然とした経験則的な基準でしかなかった。

そこで翌平成六年十月に、他の公文書館にむけて閲覧制限のやり方に関するアンケートを実施し、非公開基準の作成にむけて活動を開始した。

閲覧制限アンケートの結果については、前号で報告をしたが、他館の場合、非公開基準はあっても情報公開条例の不開示情報に準拠したものがほとんどであり、当館で期待した閉鎖解除についてはどこの館も基準化していなかった。当館独自で基準を作るしかないということになり、当館所蔵の公文書から事例をさがして検討する方法を採らざるを得なかった。

さらに、プライバシー保護に関するマスコミの対応についての調査（秋田魁新報社）、戸籍（族籍）に関する他機関の見解の確認（法務局、秋田市役所）などを行った。

その後平成八年一月から公文書課内に非公開基準検討会を置き、

課員による検討を開始した。本格的な検討は、同年六月より週一回、十一月から十二月にかけては毎日（月曜を除く）を検討にあて、基準完成を目指した。検討の経過は、まず、閉鎖対象となる項目を列記して、それらをまとめて仮分類表を作成し、その分類表に基づいて、各項目に該当するサンプル事例を公開中の戦前永年文書から選び出し、その一つ一つについて検討していくという形で行った。なお、サンプル事例は項目別・年代別に計四三件を検討した。

以下の節は、これらの検討を踏まえて私見をまとめたものである。

3　公文書館と情報公開

次に公文書館制度と情報公開制度の関連についてみておこう。

現用文書を対象とする情報公開制度と、非現用文書を対象とする公文書館での公開制度は車の両輪である、といわれる。公文書を扱うという点、国民の知る権利を保障するという意味では同じである。それでは、それぞれの制度はどのように位置付けられているか。

八木敏行氏は、公文書館制度を県政情報室の情報提供等と同じく、情報提供施策の一般情報サービスの中に位置付け、公文書公開制度は、公表制度・行政手続制度とともに情報公開施策として別個に扱っている。[11]

堀部政男氏は、情報公開制度を広義（請求によらないもの）と狭義（請求に応じるもの）とに分け、その中で公文書館は狭義の中の任意開示にあたり、公文書公開制度は義務的開示で最狭義の情報公開制度としている。[12]

位置づけの仕方は違うが、いずれの場合も公文書館での公文書公開と、情報公開制度に基づく請求による公文書公開は、根本的に別の制度であるという認識が通説であるといってよかろう。

公文書館サイドの説としては、公文書館の公開制度についての第一人者である小川千代子氏は、総務庁行政管理局情報システム部の出している雑誌『行政＆ＡＤＰ』（一九九七年八月号）で、次のように述べている。

「公文書館で公開される資料とは一定以上の年限を経過している非現用資料であり、他方、情報公開制度の対象とされるのは、今日の活動を直接映し出している現用資料であることは最も顕著な違いである。公文書館が行う情報提供を考えるとき、その内容によっては公開までに三〇年、六〇年、ものによっては一五〇年もの時間を費やして、資料を『熟成』させていることを忘れてはならない。公文書館制度を理解するには、時間を五〇年乃至は一〇〇年単位で考える必要がある。」

また、松尾直氏や黒滝哲哉氏は、情報公開制度への公文書館のスタンスは、文書管理システムの確立への寄与であるとしている。[13]

情報公開条例によって不開示の対象となった情報は、公文書そのものが廃棄された時点で消滅し適用外となる。現物としての文書が廃棄処分されず、廃棄手続きをとった上で公文書館に移管され、公文書館の責任によって公開されれば、情報公開制度では見ることができなった情報も提供されることになる。

普通、公文書館では所蔵資料は以上のような経過をたどり、館の所蔵資料は情報公開条例の適用を受けないというのが一般的である。当館も秋田県公文書公開条例[14]の適用除外施設である。

また、公文書館は公文書館法に基づいてつくられる施設であり、当館の設置を規定している秋田県公文書館条例[15]では、「公文書館法第四条第一項の公文書館として、秋田県公文書館を～設置する」と明記されている。

法的な根拠からいっても、公文書館法のもとに秋田県公文書館条例があり、さらにその細則である秋田県公文書館管理規則[16]があり、それに基づいて資料管理要綱・閲覧利用要綱等の館の内規があることになる。

したがって、右記の法体系からも、当館の所蔵資料は情報公開条例とは直接の関連をもたないといってよい。

しかし、一方では、保存期間が過ぎて当館に引き渡された公文書は、三〇年後の公開まで一般の閲覧はできないことになっている。保存期間満了から公文書公開までの間（一〇～二八年）は、情報公開の請求によっても、公文書館の閲覧制度によっても見ることができなくなってしまう。そこでの処置として、公文書館で公開になるまでは、保存期間が過ぎていても現物がある限りは、情報公開請求の対象とすることにしている。

したがって、当館の所蔵資料は、公開までは情報公開制度の適用を受け、公開された時点でその適用外となるということになる。その境目はどこかというと、いわゆる三〇年原則に則って、歴史資料としての価値を有するようになる三〇年目としているのである。

三〇年原則とは、一九六八年の第六回ＩＣＡ（国際文書館評議会）大会において、「閉鎖期間を定めている各国にあっては、一般的な閉鎖期間がその発生から閲覧開始までの間について三〇年を超えないもの」とするという決議・勧告がなされたことに基づいている。

当館でも、閲覧利用要綱に「事案の完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算して三〇年を経過していない資料」は「利用に供しないものとする」とあり[17]、三〇年原則に則って公開することを明記している。

小川千代子氏は、記録を公開する場合に、記録を見る人と記録を作った組織の利害を調整する方法としての熟成期間が三〇年なのであり、その期間は、ある世代が始まって終わるまでの期間、あるいは、ある人がある組織に就職してから定年で退職するまでの期間＝職業人生の期間と一致する、としている[18]。

付言しておくと、このような考え方に基づいて「今日では、文書館専門家の間にはきちんと整理・保存されている公的記録は作成後三〇年経ったら原則公開するという合意ができて」おり、「三〇年で公開ということは、欧米の文書館の利用者である人々には良く知」られているのである[19]。

4　非公開基準の考え方

ここでは、非公開基準についての考え方をまとめておきたい。前

述したように、公文書館における非公開基準のポイントは二つある。何を閉鎖するかといつまで閉鎖するか、すなわち非公開情報の特定と解除である。

まず、非公開情報の特定について考えてみる。

情報公開条例の不開示情報としては、個人情報以外にもいくつかの情報が列記されている。公文書の公開に関する秋田県の基準をみてみると、秋田県公文書公開条例の第六条の非公開基準に、次の六つは公開しないことができることになっている。

第1号　個人に関する情報
第2号　事業に関する情報
第3号　国との協力関係情報
第4号　行政運営情報
第5号　個人の生命、身体等の保護、犯罪の予防等に係る情報
第6号　法令秘情報

このうち、条例の上位法である法律の制限を受ける法令秘情報は公開できない。他の情報は、非現用文書で三〇年を経過した歴史資料の公開という点では、個人情報を除けば、条例の非公開にかかわらず公開が可能と考えられる。

個人情報に関しては、プライバシー保護をその眼目とするため、三〇年という時間の経過だけでは、公開することができないものもある。条例でも、同条の運用の第一項に「個人に関する情報は、いったん公開されると、当該個人に対して回復しがたい損害を与えることがあることから、特に、プライバシーに関する情報については、個人の尊厳及び基本的人権の尊重という観点から、最大限保護されるよう配慮するものとする」としている。

ではどのような情報が非公開に該当する個人情報といえるのか、具体的な検討に入っていこう。

非公開情報の特定は、その館の所蔵資料の状況によって大きく異なる。また、その県の情報公開条例の非公開基準とも関連性をもつので、館によって独自のものとなりやすい。館で所蔵していない資料の閉鎖をしたり、情報公開で見ることができるものを館が閉鎖しても意味はない。

したがって、情報公開条例の非公開例をベースに、それらをプライバシー保護の観点から、三〇年を越えて閉鎖すべきかどうかの吟味が出発点となる。[20]

ちなみに秋田県公文書公開条例では、次の五つの情報を個人情報として非公開扱いとしている。

①個人の内心に関する情報
②個人の心身の状態に関する情報
③個人の家庭等の状況に関する情報
④個人の経歴、社会的活動等に関する情報
⑤個人の財産状況に関する情報

秋田県の情報公開条例は個人識別型であるため、当該情報が右のいずれかの個人情報にあたるとされれば、非公開となる。

これらについて具体的な例示がいくつかはあるが、実際には請求された公文書の内容に即して、右のどれかに当てはまるかどうかを判断するということになる。大綱的な基準はあるが、何が個人情報かはその都度判断される。個人情報として非公開とされた文書は、情報公開制度では見ることはできない。

その非公開がいつ解除されるかということになると、情報公開制度には年限による解除という考え方はない。現用の文書を対象とする情報公開制度は、現用の期間中閉鎖するということで十分だからである。しかし、情報公開制度において、非公開情報の解除について一切の取り決めがないかというと、そうではない。時限秘という考え方がある。[21]

一定の期間を過ぎれば公開が可能となる場合、非公開決定の際にその期日を知らせるというものである。これは、あくまでも現用文書を対象にする情報公開制度における時限秘であるため、一〜二年の期間を想定しているし、当然であるが期限が明らかなものに限られる。しかし、適用除外であっても時間の経過によって、非公開の事由が消滅するという考え方を条例自体が認めている訳であり、一〜二年という単位ではなく、三〇年、一〇〇年という単位で考えれば、その範囲は確実に広がるであろうことは、その論理的帰結といえるだろう。

したがって、三〇年を越えても、すべての個人情報が非公開の扱いでよいかとなると、歴史資料としての価値から、資料の熟成期間を経た文書は、すべて公開が望ましい。そこで、個人情報であっても、プライバシーとして他人に知られたくない情報を除き公文書館で開示されるというのが、文書のライフサイクルに則ったやり方といえる。

すなわち、情報公開制度では個人が識別できるかどうかの基準であったものが、公文書館の非公開基準ではプライバシーにあたるかどうかがその基準となることになる。その意味で、公文書館の非公開基準は個人情報保護の観点から考えねばならないといえる。

以上までをまとめると、情報公開制度と公文書館の非公開基準は、同じように文書の非公開を扱う基準とはいっても、公文書館の場合は、個人情報の保護の観点から考える点、年限によって解除する規定をもつ点が、大きく違っているといえる。

それでは、プライバシーとは何かというのが、その次の問題となる。プライバシーの定義については様々であるが、一般的には「他人に知られたくない個人に関する情報」と考えられ、個人情報でなおかつ「他人には知られたくない」というのを構成要件とする。この「他人に知られたくない」という範囲は、各人によってかなり差異があり、その情報の時期によっても違ってくる。時間が経つことによって、他人に知られたくない度合いが減ずる場合もあろうし、その逆も考えられる。総じていえることは、プライバシーの概念が極めて主観的な価値判断によっているということである。

榎原猛編『プライバシー権の総合的研究』[22]には、「何がプライバ

シーの不当な侵害であるかの判断基準は、個人の主観的判断によるのではなく、通常の感受性を備えた人間の合理的な判断によって決めるべきである」とあり、非公開基準には、主観的価値判断を超えた公文書館員の資質、社会の公文書館への信頼が問われるのである。

何がプライバシー侵害となるかは、ケースバイケースであり、絶対的客観的価値判断基準はなく、基本的人権に対応する価値判断としては比較衡量的判断によらざるを得ないと考えられる。

プライバシーと知る権利の比較衡量については、『情報公開ガイドブック』[23]に拠ると次のようになる。

日本のプライバシー権の考え方はアメリカの考え方に依拠している。アメリカのプライバシーの権利の理論的依拠文献は、一八九〇年のウォーレンとブランダイスの『プライバシーの権利』にはじまる。その後、アメリカ情報自由法（通称ＦＯＩＡ）[24]によって、「個人のプライバシーに対する明らかに不当な侵害を防止するように要求される限度」を開示の適用除外範囲とするという衡量の基準が定立・客観化された。しかし、その内容は一般的定義にとどまり具体的範囲は示されてなかった。

これらの考え方によると、知る権利とプライバシー情報の保護との衡量は「個人のプライバシーに対する明らかに不当な侵害」となるかどうかが問題となる。例えば、「公開によって得られる利益と個人のプライバシーを不当に侵害する不利益とを比較衡量し、公益に比してプライバシー侵害の不利益が小さい場合には、〜公務員の住所・氏名〜などが開示される」ということになる。

すなわち、プライバシーは一律に非公開となるのではなく、公開による公益との比較衡量で軽重がつけられることになる。その軽重を閉鎖期間の長さに置き換えれば、非公開情報の段階的解除ができる。

このプライバシーの軽重の問題を踏まえて、次に非公開情報の解除について考えてみる。例えば江戸時代の史料の中に個人名があるからといって、それを個人情報として閉鎖するということはないであろう。では明治ならば、大正ならばと考えていって、どこかの時点で非公開を解除できる時間的な境目があるはずである。したがって、非公開情報の解除は時間的な段階によって解除できると考えられる[25]。

まず、最長の閉鎖期間の年数を考えてみる。三〇年原則を打ち出したＩＣＡ勧告では、閉鎖期間の上限を八〇年としていた。しかし、現実には三〇年原則と違って、国によってまちまちであり、世界レベルのコンセンサスは得られていない状況である。ちなみに、イギリスが七〇年、アメリカが七五年、フランスが最長のもので一五〇年となっている。

そこで視点を変えてみたい。前述したように、個人情報の解除については、情報公開の非公開としてではなく、個人情報保護の観点で考えた方がわかりやすい。個人情報の開示による被害は、名誉毀損という形をとるのが一般的と考えられるからである。その場合、

国の個人情報保護法が参考になる。同法では、生存者の情報を保護の対象と明記している。すなわち、非公開の解除の大きなポイントは当該個人の生死といえるのではないか。

死者の個人情報は保護条例の対象になるかという点について、『情報公開・個人情報条例運用事典』に拠ると次のようになる。(26)

個人情報保護の目的は、個人の権利利益の保護であり、個人の権利利益の内容から見て、個人の秘密を公開されない利益という伝統的プライバシーの権利の場合は自然人を対象としており、また、現代的プライバシーの権利である個人的公権に関わる場合でも、請求者が死者である場合の権利行使は実質的に不可能と考えられるため、死者の個人情報は実態的に保護条例の対象となりえないと考えられる。(27)

以上の点を踏まえて、閉鎖期間を設定することにすると、そのポイントは次の二つである。

①個人情報保護である以上、その個人の生死が大きな境界となる。

②閉鎖期間の軽重は、比較衡量的な考えをベースとする。

①は、閉鎖期間の最長を個人の寿命の最長、すなわち出生後一二〇年とするという考えの根拠となる（ただし、ケースによっては子孫のプライバシーを考慮するという場合も考えられる）。出生後一二〇年というのは、日本人の最高齢が一二〇歳未満であるということに基づいており、最高年齢がのびればその年数はのびることになる。しかし、書類上で出生年が明記されているのは戸籍ぐらいであり、生年不明の場合が通常であることから、書類作成後一二〇年とする。年齢が類推できる場合は、出生後一二〇年を適用させることになる。

②は、プライバシー保護と歴史資料としての価値を比較衡量することで、軽重を判断する基準とするということである。プライバシー保護より歴史資料としての価値が高ければ三〇年閉鎖となり、その逆、つまり歴史資料としての価値よりプライバシー保護が優先される必要があれば一〇〇年閉鎖となる。

しかし、ケースによっては、その軽重に迷うものも当然考えられ、一〇〇年閉鎖にするよりはできるだけ公開したいが三〇年では差し障りがある場合、中間の閉鎖期間を設けることにする。中間の年数としては、五〇、七〇、七五、八〇年（七〇年はイギリス、七五年はアメリカ、八〇年はICA勧告の閉鎖期間の上限）等が考えられるが、このうち最も短い五〇年を設定する。

プライバシー保護の根拠としては、「精神的苦痛を与える」と「生活上の支障がある」の二点が考えられ、前者の場合は生存中の公開は難しいが、後者の場合は定年の年齢を過ぎ実社会からリタイヤすることで、非公開の理由がある程度消滅すると考えられる。五〇年閉鎖の場合、二〇歳での出来事が七〇歳の段階で公開ということになり、社会的な影響は少ないと考えられる。すなわち、三〇年閉鎖では社会的影響があると考えられるものは、五〇年閉鎖に延長するということで、閉鎖期間の軽重に幅を持たせられる。

すなわち、閉鎖期間は三段階に分けられ、三〇、五〇、一〇〇年がその年数となる。それでは具体的に、個人情報と照らし合わせて、閉鎖期間を設定するとどうなるかについて考えてみる。

課内の検討の際には、前述の通り、プライバシーの軽重を見極める判断材料として、戦前公文書の簿冊の中から、それぞれの項目に対応するサンプル事例をもとにして、その対象を絞る込むという方法を採った。

対象を戦前文書にしたのは、もともとこの基準の検討がはじまったのが戦前公文書の非公開処置の解除をめざしてであり、当初は羅列式の基準を想定していた。

しかし、それらサンプル事例の検討を通して、内容によって軽重をつけられるのではないかという見通しと、戦前文書のみに限定せず、現在の引継文書にも適用させられる基準にするためには、情報公開条例の個人情報とに関連性をもたせたやり方がよいという判断に落ち着いた。

したがって、非公開基準は羅列型ではなく、情報公開条例の個人情報の不開示例の分類表に準じ、それに個別ケースを想定して閉鎖年数を付したものという型になる。さらに、その分類表には様々なケースを想定した実質的な職員のマニュアルを用意する。その後は資料整理の過程で蓄積された公開非公開判断の経験則を盛り込んで、マニュアルを改訂していくという作業になる。

具体的に見ていくと、個人情報には五項目の分類があった。まず、

①個人の内心に関する情報には、思想・信条と宗教が含まれる。内心の情報は、何年経過しても本人が生存している限り、プライバシーとなり得ると判断できる。問題は、その中で三〇年後に公開できない情報（言い換えれば生存中は閉鎖しておく情報）の線引きの問題である。例えば、単なる生活信条や人生観のようなもの、寺社参詣などの一般的宗教行為は、三〇年閉鎖で十分といえる。

②個人の心身の状態に関する情報には、病歴が該当するが、それに準じたものとして健康診断書などもこれに属する情報となる。これらは内容に決定的な違いがあるので、軽重をつけることができる。具体的には、病歴は一〇〇年閉鎖で、心身の記録は五〇年閉鎖という具合にできる。また、病歴でも軽度のものは三〇年閉鎖で十分と考えられる。ただし、病歴では遺伝性の疾患の公開が大きな問題となる。

③個人の家庭等の状況に関する情報は、家庭全体の状況を表す情報と、当該個人の行動の記録に分けられる。いずれも、その情報の内容によって、一〇〇年閉鎖を要するものと、三〇年閉鎖で十分なものに軽重をつけることが可能である。例えば、生育歴であれば特殊な事情によるものかどうか、家庭状況であれば悲惨かどうか、個人の行動の記録であれば反社会的あるいは非常識的であるかどうか、などが判断の基準と考えられる。

④個人の経歴、社会的活動等に関する情報は、公文書として最も文書が多い項目であり、戸籍、履歴、犯罪歴、懲戒等が該当する。

戸籍は、戸籍法によって自由な閲覧が制限されているものであるため、公文書館といえども三〇年では公開できない。履歴は特殊な場合を除き、当該個人の社会生活が一区切りついた時期には公開に支障はないと考えられ、五〇年の閉鎖で十分といえる。犯罪歴は生存中の公開はできないが、犯罪かどうかの線引きが微妙なものに関しては、三〇年閉鎖では問題がおきる場合も考えられ、慎重を期して閉鎖を延長する措置が必要となる。また、被害者の人権に考慮する必要もある。したがってこの項目では三〇年、五〇年、一〇〇年の三段階の閉鎖期間が設定され得る。ある特定の歴史的事歴に関する情報（軍歴など）もここで扱うことになる。

⑤個人の財産状況に関する情報は、財産全体を示す数字を五〇年閉鎖して、それ以外は三〇年閉鎖でよいと考えられる。ただし、破産などの事実は生存中の公開ができないものと判断する。

以上のように、ケースを想定して、その軽重を判断していけば、非公開文書の特定と解除年の基準（それをまとめたものが分類表）ができることになる。これは公開を示す基準でもあるので、正確には公開非公開基準となるであろう。

5 非公開基準をめぐる課題

ここでは非公開基準をめぐる今後の課題を三つまとめておきたい。まず、一つめの課題として技術的処理に関する問題を三点あげる。

全非公開と一部非公開をどのように分けるか、というのが第一の問題となる。ヒトケタの非公開箇所を目安として、それ以上ならば全非公開、それに満たなければ一部非公開とするのが妥当であろう。ただし、五〇年閉鎖と一〇〇年閉鎖が混在している場合、一部非公開が五箇所までとすれば、一〇〇年閉鎖箇所が五箇所未満であわせて五箇所以上の時は、五〇年経過後に全非公開から一部非となるので、点検の際に、その箇所数を確認しておく必要がある。

第二の問題としては、目録上の処理である。非公開簿冊、一部非公開簿冊を目録に載せるかどうかであるが、全非公開は目録から削除し、一部非公開は目録に載せる形とする。全非公開簿冊が目録にあれば、それを公開しないことに伴うトラブルも発生しやすくなるし、解除年を過ぎれば順次公開していくことになるので、問題はない。しかし、非公開を解除された簿冊を少なくとも一年単位で追加していく作業が必要となる（出生後一二〇年の閉鎖は個人によって差があるので、解除の年数は必ずしも揃わないので、注意が必要である）。また、非公開簿冊についての情報提供はしなければならないので、非公開簿冊についての目録を用意しておかねばならない。非公開項目の特定、閉鎖解除の年を明らかにしておく必要もある。

第三の問題としては、一部非公開文書の非公開方法である。一般的な方法としては、被覆が考えられる。万全を期すために、マイクロフィルムで個人名の塗消の上で閲覧という方法もあるが、公開簿冊をすべてマイクロ化しなければならず、現実的でない。被覆はせずに、非公開である旨を利用者に注意するという方法もあるが、文書そのものを見せてしまうと、そこから生じる権利侵害の責任は館

にあるといえるので、物理的に見せない方策が必要であろう。該当部分を簿冊から切り離した上で公開するという方法もあるが、編綴当時の状態を変えてしまうのは資料的価値を損なう。したがって、現段階では該当文書の袋掛けが唯一の方法といえる。袋掛けをどの程度のものにするかは、中が透けて見えたり、簡単に取り外せたりしても、非公開文書であることがはっきりわかるようにしておけばよい。解除のことを考えると、取り外しが困難な方法は採るべきではない。

二つめの課題は、利用者への非公開に関するレファレンスの在り方である。

プライバシーは、当該個人にとっては重要でも、他人にとっては特に考慮すべき事項ではなく、利用者にとって非公開の文書というのは不必要と思われがちである。特に研究者を自認する人々にとっては、非公開というのは研究を妨害するものという見方をする場合もあるかもしれない。したがって、利用者全員にいかに非公開基準の趣旨をわかってもらうかが、公文書館の使命の一つとなる。利用者へのレファレンスは、一般的に重要な位置を占めるが、特にプライバシーへの配慮は、ただ非公開部分を特定すれば済むという訳ではなく、なぜ非公開になっているかを十分に理解してもらう必要がある。しかし、レファレンスによってすべてが片付くわけではなく、公開非公開の判断責任は、あくまでも館が持つべきであり、利用者にその責を負わせるべきではない。

では非公開文書に関するレファレンスはどのようにあるべきか。非公開基準に限らず、公文書館におけるレファレンスは、利用者の調べたい内容をよく把握することが必要である。図書館などのレファレンスとは違って、目的の本を見つければよいのではなく、目的の事柄を調べることが求められる訳であるから、そのための様々な手だてをアドバイスすることがレファレンスとなる。

したがって、対象が研究者か一般利用者かによって、レファレンスの意味あいが大きく違ってくる。一般利用者ならば、非公開基準がなぜ必要なのかを理解してもらうことが中心となる。研究者の場合は、研究対象がはっきりしているため、請求資料に非公開簿冊がある場合に、それがなぜ非公開なのかというだけでなく、歴史資料としての価値を超えて非公開とすべきかどうかという、非公開基準の根本的考えに関わる問題になる。その際には、研究者のみに特権を与える特別閲覧制度をとらない、ということが非公開基準を誰に対しても遵守してもらう根拠となる。

プライバシー侵害を超えてまで、その歴史研究が必要かどうかの判断は、当該研究者に第一義的責任があるのではなく、資料の公開非公開を判断する公文書館が第一義的責任を負っていると考えねばならない。

一方、公文書館における一般利用者の限定されている現状（利用者＝ほぼ研究者）においては、資料の該当人たる一般市民に対する非公開への理解を求める努力も必要である。

今後の情報公開の流れから考えて、情報の公開度は時間とともにすすんでいくと思われるが、情報公開条例の対象外となってからの文書の非公開の歯止めは、公文書館のみにあるといってよい（個人情報保護制度と公文書館における非公開基準の関連については十分に検討を要する課題である）。そのためには、公文書館の非公開基準が利用者の枠を超えて、一般市民に理解され支持されていく過程こそが、最も重要視されねばならない。

公開は簡単であり、利用者のニーズに応えることになるが、いったん公開され公表された文書がプライバシーに抵触する場合、それを元に戻すことは不可能である。研究者、利用者双方のニーズに反する可能性のある非公開基準をあえて掲げるのは、一般市民の権利保護のためであることを、館外にむけて発信していく努力が、より一層必要となっていくであろう。

最後に、二つめの課題として、非公開基準に関する全国的基準づくりについて考えてみたい。

各館の基準がそれぞれの実状にあわせて出来つつある中、すべての館にそれが出来ればそれで終わりという訳にはいかない。ある館の基準では非公開のものが、別の館の基準では公開となっている場合、歴史資料の評価という全国一律であるべき基準が相違するということになる。その場合、全国的基準をつくらない限り、一館でも公開している館があれば、他の館がそれにあわせざるを得なくなり、各館の基準そのものがなし崩しになる危険性がある。

非公開基準は、一館でも非公開の館があれば、それにあわせて全国一律にその権利を保護するという性質のものでなければならない。しかし、その非公開が妥当かどうかを吟味すること、またその館の特殊性というものも考慮しなければならない。すべての館の非公開基準を持ち寄ったときに、それらをきちんと吟味して、大枠のミニマム・スタンダードをつくっておくことがまず必要である。

各人の権利に対する考え方も、各館の基準も時代に応じて変化していくであろう。基準の運用上の問題は各館の責任となる訳であるから、細則的な部分は館独自の方針に任されるべきである。しかし、一定期間経過後の解除など基本となる考え方については、各館の総意として確認しておく必要があるのではないか。

地方史の中での近現代史の研究の進み具合には、それぞれの地域で大きな差があるのが現状であろうが、プライバシーを公開するかしないかというのは、権利の問題であって、研究の進展の問題とは基本的に異なるということを、文書公開の現場にいる我々職員が共通理解することが、全国的基準づくりの第一歩となるであろう。

どのような場において、どのように話し合うのかといった技術的な問題は、以上のような認識で各館がまとまれば、自ずからその機運が醸成されていくものと思う。

まずは、各館において非公開基準をその館なりの考え方に基づいて、きちんとつくること（情報公開条例の援用や作成部課の指定によるものではなく、あくまでも館独自の基準として）、そしてそれ

が終わりなのではなく、全国的基準づくりにむけた始まりなのだということを認識することである。

おわりに

本稿では、評価選別と公開非公開をめぐる二つの基準について、現在の状況と私見を述べてきた。

いずれにしても当館の評価選別、公開非公開判定の仕事は、やっと緒についたばかりである。経験豊かな他館からのご批判を俟ちたいと思う。また、実務の中で様々な問題がおこり、基準の見直しも必要となるであろう。

しかし、我々は後生大事に資料を守っていくただの倉庫番なのではなく、現在の利用者そして将来の利用者に向けて保存すること、保存とはあくまでも利用のための保存であること、それを果たすのが職務であるという認識を持つ必要がある。

いつかは利用されるに違いないというのが保存の目的ではなく、常に現在の利用に向けて対応することが求められているのである。そのためには公文書館の普及活動も重要であろう。しかし、理解者や利用者が増えることが目的なのではない。増えた利用者に対して、館がきちんとした利用のシステムをもっているかどうかが、まず問われねばならないのではないか。各館がそのシステムを独自に模索している中、それぞれのやり方を交流しあうことこそ必要であろう。

これは既に九年前に、鈴江英一氏が「わが国の文書館における公文書の引継移管手続と収集基準について」[28]において、今後の課題として述べていることである。公文書館法一〇年目を迎えて、状況は当時とほとんど変わっていないのではなかろうか。各館の試行錯誤が日本の公文書館全体のシステムの経験則として蓄積されていくことこそが、公文書館システムの標準化のために必要な手続きなのだと思う。その意味で、本稿がその一助となれば望外の幸せである。

最後に、評価選別と非公開基準に関する多数の先学を参照させていただきました。そのすべてを挙げることはできませんでしたが、感謝します。特に、『記録資料の管理と文書館』[29]には大きな示唆を受けました。また、各都道府県公文書館施設の館報及び規程集を参照しましたが、その一つ一つには触れませんでした。なお、秋田県の情報公開制度については、秋田県発行『情報公開事務の手引』（一九八七年九月）を参照しました。

註

（1）昭和六十二年秋田県訓令第一号、平成九年三月十一日改正

（2）同規程第四十二条

（3）このタイプは『記録資料の管理と文書館』の水口政次氏の分類によるとB―3型となる。

（4）戸島昭氏は註（3）前掲書のP三五八で「一回限りの選別による大量廃棄処分の拙速性を回避するためには、一定年月経過後に、二次的、三次的な、多段階の選別を行うことが有効である」と述べている。

（5）当館の選別に関しては、資料管理要綱の第三条（選別基準）の別表として『公文書選別基準』がある。「例規等に関するもの」にはじまり「その他歴史資料として重要であると認められるもの」まで、十六項目にわたって列記してあるが、これは基準というより大綱であり、これによって選別の実務にすぐに役立つものとはいえない。前掲書の戸島昭論文のP三五八には「あらかじめ準備しておける基準は、行政的な評価基準と同様に、抽象的な〈大綱〉にとどまらざるをえず、実際の評価・選別作業は、現物に即して行う担当者の個々の判断に頼っているのが実情である」と述べており、第二十三回全史料協全国大会の研修会で東京都公文書館の水野保氏が報告したように、選別基準は公文書館での選別の目安を作成原課や県民に示すための役割を果たしているにすぎない。

（6）古文書であっても、県が取得した文書は公文書として扱うというのが、秋田県の見解である。

（7）梅村郁夫「文書館と基本的人権」（『記録と史料』第四号、一九九三年）において、山口県文書館では閲覧制限をしていない例とその考え方を報告している。

（8）同要綱第二条第一項の（2）

（9）和歌山県立文書館のアンケートによると、都道府県立文書館二六館中一八館が非公開基準がある、と回答を寄せている。

（10）北海道道立文書館に運用しながら検討を続けている簡単な内規があると聞いているが、現在さらに検討中でその内規による非公開文書の解除は行われていないということである。また、長野県の例は、小平千文「非公開件名目録公開の試行を通して」（全史料協会報第三六号、一九九六年）を参照のこと。

（11）八木敏行『情報公開　現状と課題』（有斐閣選書、一九八六年）

（12）堀部政男「公文書館における情報公開と個人情報保護」（『北の丸』二一号、一九八九年）

（13）松尾直『情報公開制の現実』（高文堂出版社、一九九二年）黒滝哲哉「情報公開と文書館―官僚機構の諸問題との関連から―」（歴史評論五六七号、一九九七年）
なお、文書管理に関する最新のものに、杉浦允・松村雅生・松田綱児『情報公開と文書管理』（ぎょうせい、一九九七年）がある。

（14）昭和六十二年秋田県条例第三号

（15）平成五年秋田県条例第二号

（16）平成五年秋田県規則第五十一号

（17）同要綱第二条第一項の（1）

（18）小川千代子「三〇年原則を考える」（『文書館入門』国際資料研究所、一九九七年）
なお、三〇年原則については「日本における三〇年原則の考え方」（地方史研究二四二号、一九九三年）、ICAに関しては『情報公開の源流―三〇年原則とICA』（岩田書院ブックレット1、一九九六年）を参照のこと。

（19）註（18）と同じ

（20）小暮隆志氏は註（3）前掲書において、「閲覧制限を考えるにあたっては、前段の作業として、情報公開で制度適用除外情報として例示されている事項の根拠を逐一調査し、それぞれについて永久に非公開としなければならないかどうか、公開可能ならばそれはいつからか等を検討しておく必要がある」と指摘している。

（21）秋田県公文書公開条例第七条第四項

（22）法律文化社、一九九一年
なお、プライバシー権についての最新のまとめとしては、下河原忠夫『知る権利とプライヴァシー（全面改訂、一九九七年版）』（地方自治研究所、三省堂、一九九六年）がある。

（23）三宅弘著、花伝社、一九九五年

（24）一九六六年制定、七四・七六・七九・八四・八六年一部改正

(25) 非公開情報の解除について、小暮隆志氏は、前掲書で次のように述べている。
「資料としての文書に記述されている個人情報の利用にあたっては、研究者の良識に訴えるところが大きい。しかし、良識に訴えるだけでは、利用者を限定しない文書館にとって、プライバシー侵害の危険性を未然に防止する最善の策を講じたことにはならない。どうしてもプライバシー保護を念頭に置いた項目を文書館の閲覧利用制限基準の中に設定する必要がある。その上で、非閲覧に指定した文書に関して、相当の時間的経過により、指定事由に変更が認められる場合には指定を解除し、条例・規則等に則って閲覧に供せることを明文化する。このことによって、個人情報に対する固定的・限定的なとらえ方を排除し、個人情報をも史料として後世に伝える必要性を訴えていく必要がある。」

(26) 同書（悠々社、一九九一年）P.一四五〜一四六

(27) 閉鎖解除の段階的な解除について、小暮隆志氏は前掲書において、名誉毀損のケースを例として、次のように述べている。
「名誉は死者も持つことができるが、死者の名誉毀損は虚偽の事実の摘示による行為に限られる。しかも、保護の対象になるのは、告訴権者である死者の親族や子孫の名誉ではなく、死者自身の名誉であるとするのが通説である。したがって、文書中に記載されている個人情報が真実であれば、名誉毀損となるかどうかは、その個人が生存しているか個人であるかに大きくかかわってくる。すなわち、内容によって作成完結後三〇年、五〇年、一〇〇年等の段階を追って非閲覧の指定を解除する手続きを慎重に行っていけば、少なくとも名誉毀損の心配はほとんどなくなるものと考えられる。ただし、出生および死亡にかかわる不名誉な事実、私事上の犯罪・刑罰、遺伝性疾患、学業成績等、子孫や関係者への配慮を要するものは除く。」

(28) 北海道立文書館研究紀要第四号（一九八九年）
なお、これをうけて各館の現状報告として出されたものに、小森治夫「京都府における行政文書の引継移管と評価選別」（『京都府立総合資料館研究紀要』第二三号、一九九五年）がある。

(29) 安藤正人・青山英幸編、北海道大学図書刊行会、一九九六年二月刊

（公文書課専門員　さとう　たかし）

《報告》

企画展「県庁文書で見る秋田の鉄道史」

―公文書館の展示における一実験例―

柴田知彰

はじめに
一　展示計画の策定
1　秋田県公文書館の展示活動
2　平成九年度企画展での実験及びテーマ設定
3　展示シナリオと表現手法
二　平成九年度企画展の実際
1　展示のコーナー構成
2　展示の準備過程
3　展示の広報活動
三　アンケート実施の結果
1　アンケート実施の目的
2　集計結果の分析
結びにかえて

はじめに

本稿は、拙稿「記録史料の展示に関する一試論」[1]を基に行われた平成九年度企画展の実践報告である。拙稿前半では公文書館の展示理論を追究し、後半では、理論のサンプルとして県庁文書の鉄道関係簿冊群の史料分析を試みた。本稿は、これに継続する実践論として位置付けられる性格のものである。それ故、本稿に付いては是非とも前掲拙稿と併読されることを御願いしたい。

今回の企画展では、展示表現手法で実験を試みた他、準備過程で分業態勢を取り入れた。それら実践内容を報告した後、期間中に展示室で実施したアンケートの結果を集計分析する。

一　展示計画の策定

1　秋田県公文書館の展示活動

秋田県公文書館のこれまでの展示活動の歩みは表1の通りである。八月二十九日の県の記念日と十一月二日の開館記念日を間に挟める形で、年度の前期と後期で企画展が行われてきた。平成六年度に企画展が始まった当初は、公文書課が前期、古文書課が後期の企画展を担当した。しかし負担が多くなったため、七年度からは両課が年度ごと交替で企画展を担当することとした。公文書課では、現在、同一テーマの企画展を前期と後期にマイナー・チェンジで行う形が定着している。

また、県立図書館との併設館であるため、展示室は両館共用スペースとなっている。図書館は文学館の展示に近い形で、郷土の文学者等の著作や遺品を紹介してきた。そして、平成八年度以降、図書館の寄贈資料展「近代秋田の文化を創造した安藤和風」が、両館の企画展が行われない間を埋める形で長期展示されている。

さて、秋田県公文書館のこれまでの展示は、表1に見る通り、地域史的テーマのもと収蔵史料を紹介するタイプのものが殆どであった。これらは前掲拙稿中の分類では、記録史料認識論の領域の展示に入る[2]。特に古文書課では、収蔵古文書群の成立と伝来の過程を明らかにする方向で史料整理が進められており、六年度の企画展開始以来、史料整理との連動が見られる[3]。だが、八年度まで両課とも記録史料管理論の領域での展示は未経験であった。一方、北海道立文書館や柳川古文書館の先駆的実践の後、千葉県文書館[4]や徳島県立文書館[5]など、古文書の保存や修復など公文書館の行う史料管理業務の一般普及を目的とした展示を試みた館も出てきた。沖縄県公文書館では、業務の一端を常設展で紹介し始めている。

また、前述の通り秋田県公文書館は県立図書館との併設館である。両館の閲覧室とカウンターは同じ階上に在り、その境目が一般客には極めて判り難い構造になっている。建築構造上、公文書館側のアイデンティティが弱く、図書館の空間に埋没した観すら有る。しかも、共用の展

表1　秋田県公文書館の展示活動

年度	種別	展示名	展示期間	担当課
平成5年度	開館記念特別展	館蔵資料で語る秋田の歴史	11月2日〜11月30日	公文書課・古文書課
〃 6年度	企画展	公文書で読む明治の学校教育	8月16日〜9月16日	公文書課
	〃	秋田藩の修史事業 —佐竹家譜の編纂—	11月2日〜11月30日	古文書課
〃 7年度	〃	明治十年代　秋田の勧農政策	前期　8月25日〜9月21日 後期　11月2日〜11月22日	公文書課
〃 8年度	〃	秋田を訪れた国目付	8月25日〜9月23日	古文書課
	〃	享保年間の秋田藩 —今宮義透の領内調査—	10月17日〜11月22日	〃
〃 9年度	〃	県庁文書で見る秋田の鉄道史	前期　8月26日〜9月24日 後期　10月28日〜11月14日	公文書課

示室で行われる図書館の展示では、郷土の文人に因む軸装の墨跡やくずし字の書簡が飾られることも有る。このため、公文書館の企画展で文書を展示した場合に、入館者に「図書館の展示」と誤認された例をこれまで幾度か経験している。

それらのことを考慮した上、平成九年度の企画展では、記録史料認識論の展示に管理論の展示を加味し、且つ、公文書館のアイデンティティを前面に出すことを試みた。

2 平成九年度企画展での実験及びテーマ設定

前掲拙稿では、公文書館が行う普及活動の対象者層を理解者層と利用者層(6)に大別し、展示も両層への普及を意識して行うべきことを述べた。また、公文書館の展示は記録史料学の領域で行われた時に、アイデンティティが明確になることを挙げた。そして、公文書館の展示が、記録史料学を構成する記録史料認識論と管理論の二領域でバランスをとって行われるべきことを提唱した。認識論の領域は記録史料学と歴史学の重なる部分でもあり(7)、この領域の展示では特にアイデンティティの明確化に気を付けねばならない。そこで、認識論の領域で公文書館のアイデンティティを強調するため、「史料群展示」の具体的方法を追究した。

故に、九年度の企画展では、先ず理解者層と利用者層の双方に対して普及効果を挙げることを考えた。展示を見ることによって、理解者層と利用者層の双方が拡大する仕掛けを構成に取り入れた。その結果、前半で鉄道関係史料を紹介し、後半で公文書館の役割を紹介する形を採用した。利用者層拡大と理解者層拡大の折衷型展示である。理解者層を拡大する公文書館の役割紹介には、展示全体スペースの四割を充てた。理由の第一は、公文書館活動の普及を目的とした記録史料管理論の展示が、当館で過去に実施未経験だったことである。第二は、前述の通り併設館ゆえに「図書館の展示」との誤認が多く、主催者としての公文書館を前面に出す必要が有ったことである。これにより逆に図書館利用者も展示室に導き入れ、多少なりと公文書館の存在と役割を理解して貰うことが可能になる。第三は、次回からの公文書課担当企画展において、展示後半の公文書館の役割紹介を常設化し展示準備を半減出来ることである。これにより、展示活動と他の業務との併行が更に容易になると考えられる。また、公文書館について一般に認識度の低い現状においては、寧ろ公文書館の役割紹介の展示は繰り返し行う必要が有ると思われる。

次に、史料群展示の方法として、戦前の秋田県庁文書の中で、鉄道関係事務を担当した土木行政部課の組織変遷を明らかにし、そこで作成された簿冊群に限定し展示した。鉄道に関連した簿冊でも、作成部課の異なるものは展示台上には置かなかった。鉄道史は、他館でも扱われた例の多い展示テーマである。官設鉄道の敷設は国の事業であったので、都道府県庁に残る簿冊群では地方の鉄道史を完全に復元することは出来ない。他館では、史料の欠落部分を国立公文書館や交通博物館が所蔵する国の鉄道関係公文書の借用で補い、展示を構成した例も有った。しかし、当館では県庁の鉄道関係簿冊

群の史料的限界を逆に前面に出す方法を採り、利用者のための「史料群ショーウィンドー」に徹してみた。視覚学習の場を提供する博物館が行う鉄道展ならば、記録からモノまで凡ゆる資料を集めて全体像を復元する必要がある。また、論文で鉄道史関係のテーマを扱う場合も、県庁文書だけでなく国の公文書から民間の記録まで凡ゆる史料を集める必要がある。それに対して公文書館の鉄道展は、収蔵史料に付いて適切な情報提供をし、利用の便宜を図ることを目的とすべきである。故に、奥羽線の敷設に関しては、県庁文書に残る土建業者への道路使用許可や地元の陳情の取り次ぎなどの記録を有りの儘に出し、敷設事業全体の復元展示は敢えてしなかった。

さて次に、鉄道史を企画展テーマに選んだ理由である。第一は、平成九年三月に秋田新幹線が開通し、例年より県民の鉄道への関心が高まったことである。秋田県内の「新幹線ブーム」は、三月の開通から、竿灯などの観光で賑う八月頃まで継続したようである。特に、七月下旬、JR東日本がSL・D51と新幹線こまちを併走させるイベントを行った時が、ブームの第二のピークであった。当館の企画展はその約一か月後、ブームの余熱の残る時期に開展した。県民の鉄道への関心が最も高まった年に、公文書館が収蔵の鉄道関係史料群を展示紹介するのが、適切且つ効果的な普及活動と考えた。

第二は、「鉄道」が一般市民にとって具体的イメージを描き易いテーマであることである。表1を見る通り、これまでの企画展では一般市民がタイトルを見て直ぐにはイメージを描き難いものが多かったと思われる。今回は理解者層拡大の要素も展示に入れたため、その点を配慮したテーマ選択を行った。「鉄道」は他館の展示でも先行実践例が多く、比較的ポピュラーな展示テーマかも知れない。

第三は、鉄道関係簿冊群が県庁文書の中でも特に史料的限界の顕著なことである。官設鉄道の敷設が国の事業であったため、県庁の土木行政が扱う仕事は極めて限られた内容のものだった。歴史が様々な方面の史料から叙述されねばならないと言う前提で、県庁文書の史料的限界を示すには、鉄道関係は格好のテーマであった。また、土木行政分野でも鉄道関係の簿冊数は少なく、史料整理と展示との連動実験には打って付けのサンプルであった。

3　展示シナリオと表現手法

a　展示のシナリオ

第2節で述べたように、今回の企画展では利用者層と理解者層の双方の拡大を目的とし、前半で鉄道関係史料群、後半で公文書館の役割を紹介する二部構成の形を採った。図1が展示室構成であり、おおよそ前半に六割、後半に四割のスペースを充てた。展示室を一巡することで、公文書館の利用者及び理解者が増える仕掛けを構成の際に考えた。展示室入室者は、鉄道展を見る目的で来た人びとと、図書館に来て偶然通り掛かりの人びととに大別される筈である。前述の通り、鉄道関係簿冊群は利用のためのショーウィンドー的に展示される。鉄道展目的の人びとの中には、展示史料を見て公文書館での閲覧利用を希望する人も出てくると予想された。また、鉄道に

惹かれて入ってきた通り掛かりの人びとも、展示室を一巡すれば、閲覧利用まで達しなくとも、展示後半を見て公文書館への認識を幾らかでも高める筈である。駄目押しとして展示の最後に、利用者層向けと理解者層向けの二種類のリーフレットを置いた[8]。展示を見た人びとが、これらリーフレットを必要に応じて持ち帰ることで、利用者層と理解者層の拡大がより確実に行われる筈である。

　つまり併設館である制約を逆手に取った。図書館の利用者も展示室に取り籠み、公文書館の役割をアピールし理解者層を拡大する戦略を組んだのである。ポピュラーな展示テーマの「鉄道」を選択したことは、図書館の利用者も取り籠むのに効果が有ったと思われる。

図1　展示室内構成図

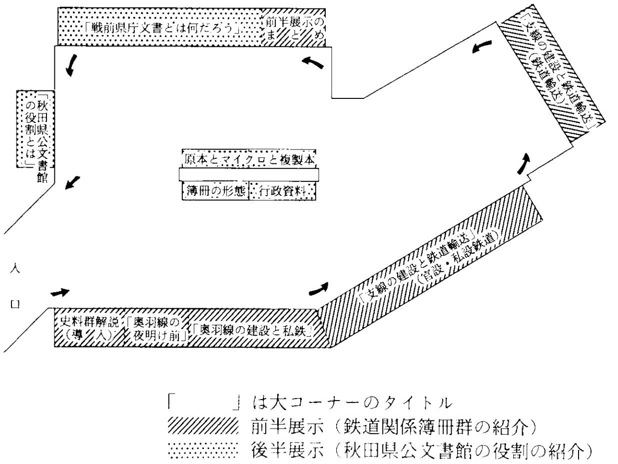

　さて、展示計画を策定するにあたっては、メインの対象者層をどこに設定するかが極めて重要である。その設定次第で、展示スタイルや説明文の書き方が決まってくる。当館の従来の展示は、前述の通り、全て記録史料認識論の領域で行われていた。そのため、歴史に或る程度の知識を持つ人びとには好評であったが、そうでない人びととの間からは、「むずかしい」、「わからない」などの声も聞かれていた。利用者層の中にも、専門的段階から初歩的段階までの幅が存在する。展示の対象者層の設定次第により、利用者層拡大のつもりが、逆に「利用者層制限」になる危険性も充分有り得る。

　今回の企画展では、利用者層と理解者層の双方の拡大を狙った。そこで、メインの対象者はその境界線に近い「初歩的段階の利用者」と設定してみた。具体的には初学の学生をイメージした。このように対象者を設定すれば、史料群展示の解説文も、噛み砕いた判り易い文体で書かれることになる。同時に、従来より親しみ易く判り易い展示表現であれば、通り掛かりの人びとも気軽に入れ、展示室を覗いただけで拒絶反応を示されることも少なくなる筈である。通り掛かりの人びとを展示室に惹き入れ、判り易い鉄道展を飽きさせず見せながら、後半の公文書館の役割紹介の所まで行かせれば、一先ず成功と考えた。勿論、展示室には、館の利用者層、また歴史や鉄道に専門的な知識を持つ人びとも来る。が、展示史料の内容が正確に記述されている限り、文体や表現は判り易いに越したことが無い。

　前掲拙稿では末尾で、公文書館の展示論の一部門として「展示技術論」を検討する必要を書いた。論には至らないかも知れないが、

「初歩的段階の利用者」をメインの対象とした今回の企画展で、どのような展示の表現手法を用いたか、次に報告したい。

b　展示の表現手法

古文書展示の難しさについては、既に博物館サイドからも数多く指摘されている[9]。古文書展示のオーソドックスな型は、「古文書＋読み下し＋解説」の組合わせであるが、一般の目には難解で平板に映る。これに対し、白井哲哉氏は克服方法として、第一に展示全体のテーマの明確化と補助媒体の多用等による解釈の容易化、第二に「モノ資料」との併用、第三に参加型展示の追究を挙げている。

今回の企画展で用いた表現手法は、白井氏の第一の方法、特に補助媒体の多用等による解釈の容易化の部類に入る。史料群展示の内容は変えず、イラストや字体、パネルの色調などの表面的な工夫で、親しみ易さと判り易さを出してみた。

今回は史料群展示を試みたため、簿冊編纂の部課組織や簿冊群の性格の解説など「御託の多い展示」になりそうなことが当初から予測された。只でさえ県庁文書の展示は堅いイメージなのに、簿冊群の解説までストレートに押し付けられては、観覧者の辟易することは目に見えていた。そこで、ワン・クッションとしてイラストによるキャラクターを展示の狂言回し役にすることを考えた。漫画的キャラクターに展示を和らかい感じで案内させる趣向である。

鉄道展ということで、最初、キャラクターには『銀河鉄道999（スリーナイン）』のメーテル風の美女[10]もイメージされた。しかし、日常的なキャラクターの方が、メインの対象者である「初歩的段階の利用者」の姿をずっと投影し易い。日常的で親しみ易く、自分と大体同じ目の高さで語りかけるキャラクターであれば、観覧者も自己の姿を重ね合わせ、展示の世界に入り込めると思われた。

そこで、初期設定では、秋田の鉄道史のレポート作成に公文書館を利用する二十歳の女子大生を考えた。特に歴史を専攻している訳ではなく、大学の教養科目の課題でレポートを纏めねばならない設定にした。初学の学生、即ち初歩的段階の利用者である。史料群の解説も、記述内容を正確にし、文体は彼女の目線の高さで語り口調にしようと考えた。初期設定では、このキャラクターにネーミングし、公文書館で鉄道資料を調べ一編のレポートを作成するまでの過程を展示で表現することも考えた。しかし、従来の企画展の表現手法とのギャップが余りにも大き過ぎるとの異見が出、結局、初期設定ストーリーは大幅に修正された。キャラクターもネーミングせず、カット程度に使用することで妥協された。実際の展示では、表面に出ないバック・ストーリーとして初期設定が雰囲気的に残された。

キャラクターのイラスト原画は、東海林（現・奈良）千晶氏に依頼した。イメージを二十歳の女子大生でと話して、イラスト原画は図2のように仕上がった。展示ではネーミングしなかったが、印刷業者との打ち合せでは、このキャラクターを「トモチャン」と呼び合った。故に本稿でも以降、彼女をトモチャンと呼ぶ。

トモチャンには、初歩的段階の利用者の立場で史料群の解説をさ

図2　イラスト原画
（トモチャン）

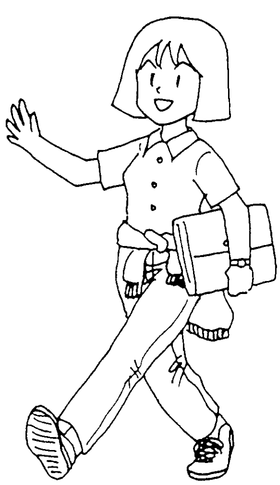

せ、また、注目させたい部分で登場させ、感想をコメントさせた。「県庁文書の史料的特徴」など解説をストレートに押し付ければ、大抵の客は面倒がって飛ばし見するだろうが、トモチャンの口から然り気なくコメントさせれば、目がゆくだろうと考えたのである。

今回の展示表現ではイラストの他に、パネルの字体や色調を軽いタッチにすることを試みた。従来の当館の展示では、字体は明朝かゴチック、色調は落ち着いた地味なものであった。今回は写真1に見るように、丸っこいマンガチックな字体を選んだ。色調は紙上では再現出来ないが、思い切ってパステルカラーを用いている。

写真1

展示パネルは、ラフ原稿を当方で描き、印刷業者に作成を委託発注した。その際、業者の方には「親しみ易い展示」との意図を伝え、字体と色調に付いては「思い切り遊んでみてください」と一任した。パネル作成の実務に当ったスタッフは全員二十代の若者で、歴史や鉄道に特別な関心も無く、公文書館にも先入知識が無い人達ばかりであった。この人達が、当方の原稿内容はその儘で、字体や色調を自分達が見て最も判り易いと思うように表現してくれた。「一般人代表」的立場で、展示表現を判り易く工夫してくれたとも言える。この効果については、第三章のアンケート分析で紹介する。

二　平成九年度企画展の実際

1　展示のコーナー構成

今回の企画展の展示室構成は、第一章第3節の図1で示した通りである。時計の逆回りに進めば、前半で鉄道関係簿冊群の展示、後半で公文書館の役割の展示が順を追って見られる構成である。史料群展示ということで、今回は前半導入部分で史料群解題コーナーを設けた。これが無いと、鉄道史を文書で辿っただけの展示と見られ、歴史系博物館の鉄道展[11]との境界が曖昧になる虞れが有った。写真2は史料群解題コーナーの壁面展示である。トモチャンが公文書館にやって来て、パソコンで鉄道関係資料を検索し、更に県庁で鉄道関係事務を扱った部課組織の変遷を調べた形にした。展示台には、県庁の部課組織を調べるのに必要な「秋田県県令全書」[12]を置き、基本

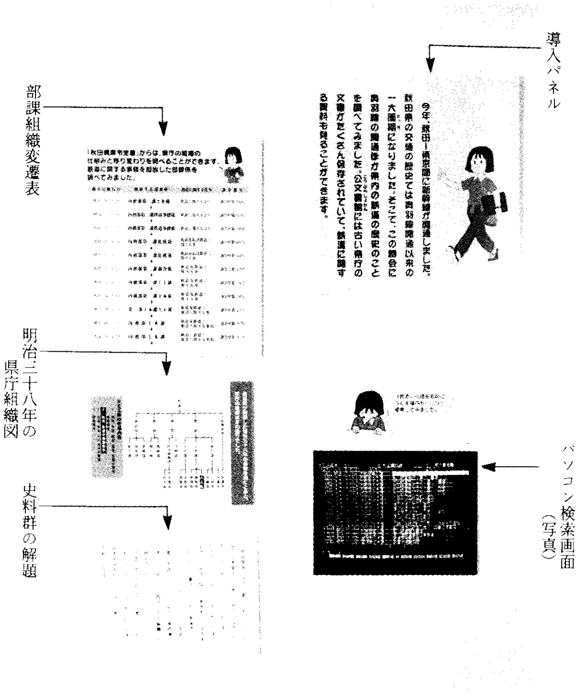

写真2

史料の紹介も兼ねた。ここで、今回展示される鉄道関係簿冊群が、秋田県庁の土木行政部課の一部門で作成された史料群であることを明確にアピールした。

導入コーナーの後は、秋田県の鉄道政策の三期区分[13]に拠って、三つの大コーナーを設けた。「奥羽線の夜明け前」、「奥羽線の建設と私鉄」、「支線の建設と鉄道輸送」の三つである。大コーナーの中には、簿冊に頻繁に出てくる事案より小コーナーを組んだ。その構成を紹介すると左のようになる。

「奥羽線の夜明け前」

「奥羽線の建設と私鉄」

・過熱する地元の誘致合戦　・幻となった私鉄線

・土建業者への工事許可　・十文字停車場入口の方向は

「支線の建設と鉄道輸送」

・県議会の意見書提出　・船川線羽越線建設をめぐって

・横断線の建設と私鉄会社　・鉱山と森林そして鉄道

「奥羽線の夜明け前」の大コーナーでは、事案は秋田鉄道会社の設立に付き一件のみだったので、特に小コーナーを設けなかった。

写真3は「支線の建設と鉄道輸送」の大コーナー壁面構成である。大コーナーの冒頭は、明治三十八年以降の時期に作成された簿冊群

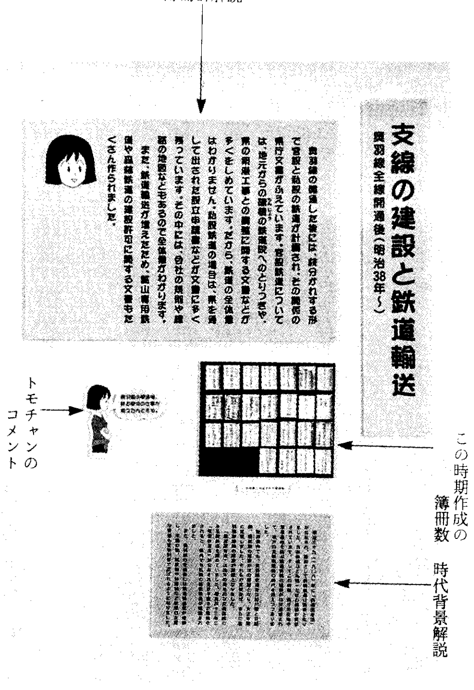

写真3

の内容の傾向や特色の解説パネルである。今回の展示が郷土の鉄道通史の紹介よりも、「鉄道関係の簿冊群の紹介」をメインとしているためである。ただ、簿冊群を正面切って解説すると、寧ろ通史の解説より難解になる。そこで、トモチャンが公文書館の資料を調べてレポートに纏めた雰囲気を文体に出してみた。トモチャンのイラストを入れ、字体も親しみ易い感じにした。また、この時期に作成された簿冊数を示すパネルも付け加えた。これらの下には、時代背景の概観を解説したパネルを配置した。ここは通常の文体で書き、字体も普通のゴチックにした。パネル色は落ち着いた緑色にし、他のパステルカラーのパネルとは区別出来るようにした。この色の解説パネルを追って行けば、秋田県の鉄道史が辿れる仕組みである。簿冊群の解説をメイン、通史の解説をサブとする構成を採った。

　小コーナーでは、簿冊の中の主要事案、特に県庁文書の特色を顕著に示すものを取り上げた。写真4は小コーナー「土建業者への工事許可」の展示簿冊に添えた解説パネルである。国の鉄道敷設事業であっても、道路に作業用軌道を敷くには秋田県の許可が必要であり、その文書往復を図示した。特に細かく読んで貰えなくとも、「奥羽線の工事には国と県とで煩瑣な文書手続きが有ったんだな」とイメージが残るようなパネル作りを考えた。他館の鉄道展の先行実践例では、こうした「つまらない史料」は前面に出なかったようである。だが今回の企画展では、私鉄会社への免許交付の経過や、地元住民からの陳情に関する簿冊を展示し、その文書往復をどんどんパネルで図示した。字体や色調など表面的な表現の工夫次第で、平板さと単調さを逆手に利用し、興味を惹く解説パネルが作れる。

写真4

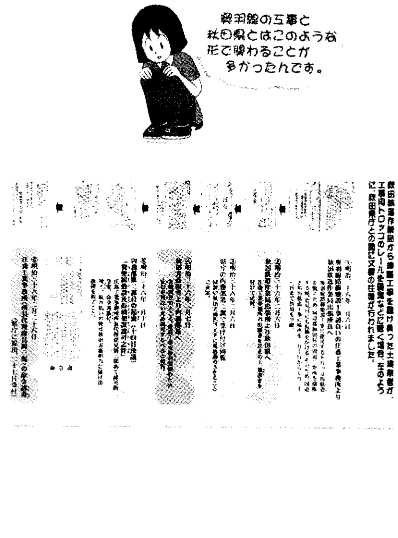

　展示の小コーナーを見て進むに従い、県庁で扱う鉄道関係事務の性格が朧げに判っていく仕掛けである。前半展示の終わり近くでは、奥羽線全通の明治三十八年以降に作成された鉄道関係文書の内訳を円グラフで示したパネルを配置した。

　そして前半展示の纏めでは、写真5のような壁面構成を行った。トモチャンに県庁文書の史料的特徴と限界を語らせ、国立公文書館と交通博物館で国の鉄道関係公文書が閲覧出来ることを紹介させた。また、町村役場文書や民間の鉄道関係史料についても写真展示した。(14)

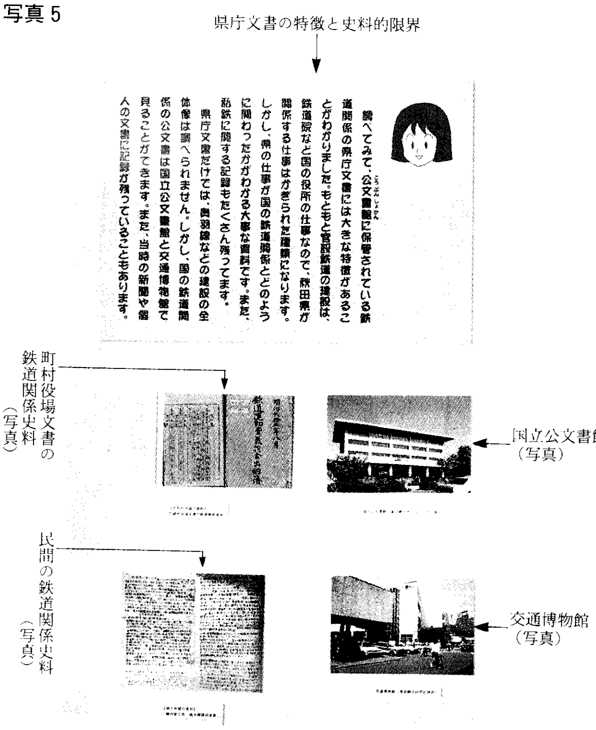

写真5

秋田県の鉄道史は、公文書館の史料を使うだけでは叙述出来ない。一例を挙げれば『本荘市史』通史編Ⅲでは、羽越線開通に付き公文書館の県庁文書の他、町会会議録や地元新聞記事など各方面の史料を使っている。[15] 歴史を叙述する際、史料を一方に片寄らず使用することを利用者へのメッセージとし前半展示を締め括った。

後半展示では、「戦前県庁文書とは何だろう」と「秋田県公文書館の役割とは」の大コーナーを設けた。また、展示室中央の覗きケースで、戦前県庁文書の簿冊形態を説明し、また「秋田県史料」など基本史料をマイクロフィルムから複製本化する業務を紹介した。

「戦前県庁文書とは何だろう」は、小コーナー「県庁文書の保存について」と「記録書庫から公文書館へ」から構成した。所蔵資料の一覧表や公開目録の内容別一覧表をパネル掲示した。「県庁文書の保存について」では、明治以降の文書編纂保存規則を記した簿冊数点と、平成九年三月に秋田県庁が刊行した『文書事務の手引』を展示台に並べた。公文書の編纂と保存が現在に続く重要な仕事であることを強調した。「記録書庫から公文書館へ」では、昭和三十二（一九五七）年の旧県庁火災の新聞記事を拡大写真で掲示した。この際、書庫が別棟に在ったため難を免れたが、貴重な記録が不時の災害で失われる危険も有ることを説明した。そして現県庁の地下記録書庫に県庁文書が配架されていた当時の写真と、公文書館移管後の書庫配架の写真を並べ、展示台には公文書館の中性紙保存箱に収納された簿冊を置いた。公文書館での文書保存の役割が解る。

「秋田県公文書館の役割とは」では、原課での文書作成から公文書館への引継ぎ・保存までの文書のライフサイクルを図示し、日常業務の引継ぎや燻蒸作業風景の写真も入れた。展示台には、原課からの引継ぎ目録と、閲覧室での公文書公開目録（戦前分）を並べた。現在県庁で作成されている公文書も、ライフサイクルの末には貴重な歴史資料として公開されることを伝える目的である。

後半展示にもトモチャンをカットで登場させることで、前半と後

半を無理なく繋げることが出来た。雰囲気的には、公文書館で鉄道資料を調べたトモチャンが、公文書館の役割の大切さにも気付きアピールした形になったろうか。

2　展示の準備過程

次に、企画展を担当した公文書課内での展示準備について報告する。秋田県公文書館は、原則として県庁各課所の保存期限経過文書を全て引き継いでいる[16]。これら文書の引き継ぎと評価選別には公文書課職員があたる。平成八年度以降、特に公文書書庫の配架スペースの問題が危機的状況に在り、九年度は有期限保存文書の廃棄簿冊の選別が最も重要視された。また、保存期限経過文書の引き継ぎと書庫配架作業が六月に予定されていた。企画展準備に多大な時間も労力も掛けられないことは、当初から予測されていた。

他館の職員からも、展示準備に時間や労力を喰われた話はよく聞く。「展示＝(イコール)非本来的業務」説が未だ根強いのも、そうしたことが遠因かも知れない。そこで、今回の企画展に当たって、これまで展示が負担となっていた要因の分析をしてみた。

第一に、年間の開催回数を考慮すべきである。各館により展示室面積は異なり、年複数回の展示準備が可能な場合も有るだろう。だが当館の場合、史料整理との連動を考えると、公文書古文書両課の二年一巡式が最も他業務に影響しない形である。館の展示室面積と職員数と業務量を考えた上、開催回数を決めるべきである。

第二に、歴史系博物館的な展示意識からの脱却が必要である。前述もしたが、博物館は視覚学習の場の提供が目的で、テーマに必要な凡ゆる資料が集められる。収蔵資料で補えない部分は他館や個人所蔵資料の借用で構成される。公文書館の場合は、地域史テーマで展示を行う場合でも、収蔵史料の利用紹介が目的である。博物館的にテーマの完璧な構成を目指し、他館や民間の史料を借用するまで規模を拡大すれば、準備負担は当然増加し煩瑣にもなる。

第三に、展示準備作業の内訳が充分に分析されてこなかったことが絡む。今回の鉄道展では、八年度中に史料整理との連動で展示史料群の調査は終えていた[17]。だが具体的な展示準備は、九年度に他業務と併行して行わねばならなかった。そこで、準備作業の内訳を分析して職員で分業態勢を取り、仕事を省力化し従来よりスムーズに他業務と併行させることを考えた。

過去の経験から展示準備作業の内訳を分析すると、次の三つに大別される。①ソフト作成（展示シナリオ、レイアウト、解説キャプション及び図表、リーフレット及びポスターの原稿執筆）、②ハード作成（解説キャプション及び図表パネル、リーフレット及びポスター、看板製作、写真撮影等）、③外部交渉（印刷業者等との交渉、マスコミ及び関係機関への広報、ポスター等の郵送）。

これらは他館においても、意識的或いは無意識的に分業されていた例も有るだろう。今回の鉄道展では、課員の中で三つの分業を意識的に振り分け無駄を省き、また一部に仕事が集中するのを防いだ。課員四人で仕事を分担する前提として、展示の全体計画は早い時期

に全員に周知して貰い、六月初めには、引き継ぎ配架作業の日数も計算に入れたタイムスケジュールを配付した。その後、各月初めに担当毎の週間作業日程表を渡し、各自の責任で仕事を進めて貰った。公文書課では三回目の企画展だったが、今回は最も余裕を持って準備が行われ、且つ他の業務に及ぼした影響も最小であった。

また、今回の分業態勢の省力化を促進した要因として、ここ二年間に印刷業界で起きた「サイン革命」と呼ばれる技術革新が特筆される。「サイン革命」とは、必要な素材を揃えコンピュータに作りたいツールの情報をインプットし、自動的に作業させる印刷のハイテク化を言う。平成七年度の企画展の際に、印刷業者が手作業の職人的技術で行っていた仕事が、今回はコンピュータで自動化された。前回、最も手間の掛かったのが図表パネルの原稿作成であった。が、今回はコンピュータ作業のため、相当ラフな原稿を渡しても綺麗なパネルが仕上がってきた。コンピュータによる作業効率アップで納期も短縮され、以前より質の高いものが低価格で製作出来るようになった。今回の企画展は、幸運にも公文書館の実験展示と印刷業界のハイテク革新とのランデヴーの場になったと言える。

嘗てワープロが普及する前、地域の博物館施設では解説キャプションを職員が楷書で手書きした時代もあった。昭和六十年代に入ってワープロが普及すると、キャプション製作の効率は飛躍的にアップした。展示準備は「もの作り」の部分が大きい。故に、展示担当者は作業効率を重視し、技術革新の情報に敏感になるべきである。

3　展示の広報活動

今回の企画展では、テレビや新聞などのマスコミ、またＪＲ東日本や民間鉄道会社など関係機関への広報宣伝を積極的に行った。そのため、前述の分業態勢では広報活動も重視し担当者を設けた。

地元新聞の「秋田魁新報」八月十日（日）朝刊の社会面トップで、展示史料に関し「大館に幻の馬車鉄道」の記事が掲載され、非常に効果的な前宣伝になった。企画展開展後の九月初めには、同紙夕刊文化欄に「明治大正・秋田の鉄道史」（連載五回）を執筆掲載させて貰った。テレビでは八月二十六日（火）の開展前後に、ＮＨＫ秋田支局ほか、秋田放送（ＡＢＳ）、秋田テレビ（ＡＫＴ）、秋田朝日放送（ＡＡＢ）の県内民放全局でニュース報道された。ＮＨＫのニュースは東北版で流れたため、後に県外客の誘致にも繋がった。

広報活動を重視したのは、公文書館の潜在的利用者層の掘り起こしに効果が有ると考えたためである。歴史や鉄道に関心を持つ人びとの中には、将来、公文書館の史料を利用する可能性を持つ人びとも多く含まれていると思われる。新聞やテレビのニュースなどは、広く県内各地に情報を行き渡らせる。通常、これらを受け取る側は、自分の関心の有る情報に注目し、それ以外は見流し聞き流しするものである。受け手の側において、自己の関心を基準にした情報の取捨選択が行われる。故に、鉄道展のニュースを見て開催場所と期間をチェックし、公文書館の展示室まで足を運ぶ人びとは、歴史や鉄道に通常より関心が高いと言える。この中には潜在的利用者層が通

常より多く含まれている筈である。

展示の広報活動では、不特定市民の中から潜在的利用者層を選び出すことを念頭に、効果的な戦略が組まれねばならない。鉄道展を見に来た人が、公文書館の利用者にまで転化しない場合も有り得る。だが、今回は後半展示で公文書館の役割を紹介しているため、理解者層に転化してくれる可能性は残る。効率的な普及のために、こうした二段構えの仕掛けを展示構成で組んでみた。

また、不特定市民の中の潜在的利用者層の他、最初から把握可能な顕在的利用者層も存在する。鉄道史学会、秋大史学研究室、鉄道友の会秋田支部、各市町村の郷土史研究会などには企画展案内状やリーフレットを直接郵送または手渡しした。

潜在及び顕在的利用者層を公文書館に呼び込むには、企画展とその広報活動の役割の重要性が一層認識されるべきである。

三　アンケート実施の結果

1　アンケート実施の目的

今回の企画展では、利用者層と理解者層の入室状況を把握し、且つ両層拡大の度合いを測るため、期間中にアンケートを実施した。図3がそのアンケート票で、九つのアイテムに一つのフリーアンサー欄を設けた至って簡単なものである。展示室で書いて貰うアンケートなので、質問事項が多くなると記入率が落ちることが予想された。

図3

［公文書館の展示に関するアンケート］

本日は公文書館の企画展をご覧いただき、ありがとうございました。今後とも、みなさんに喜んでいただける展示を企画する参考とするため、少しばかりアンケートに御協力ください。該当の記号に○をお願いします。

1．性別と御年令をお教えください。（　男　・　女　）
　ア　～15歳　　イ　16～20歳　　ウ　21～40歳
　エ　41～60歳　　オ　61～70歳　　カ　71歳～

2．御職業等をお教えください。
　ア　児童・生徒　　イ　大学生　　ウ　会社員
　エ　自営業　　オ　公務員　　カ　教職員
　キ　鉄道研究家　　ク　地方史研究家　　ケ　その他（　　　）

3．どちらより来られたかをお教えください。
　ア　秋田市内　　イ　秋田市外　　ウ　秋田県外

4．今回の展示については何からお知りになりましたか。
　ア　ポスター　　イ　テレビのニュース
　ウ　新聞記事　　エ　公文書館だより
　オ　市町村広報紙　　カ　タウン情報誌
　キ　展示室の前を通って　　ク　その他（　　　）

5．秋田県公文書館の展示をどれくらい見られましたか。
　ア　初めて　　イ　2～3回　　ウ　ほとんど毎回

6．「公文書館」について、どのくらいお知りですか。
　ア　名前も聞いたことがない
　イ　名前は聞いているが、何をする所か知らない
　ウ　仕事の内容や役割といった程度は知っている
　エ　保管の古文書などの内容まで知っている

7．公文書館の文書を利用した経験はありますか。
　ア　無い　　イ　1、2度ある　　ウ　何回もある

8．今回の鉄道展の内容はわかりやすかったですか。
　ア　わかりやすい　　イ　普通　　ウ　難しい

9．公文書館の役割が展示から御理解できましたか。
　ア　よく理解　　イ　大体理解　　ウ　わからなかった

10．今後、展示内容にどんなものをお望みになりますか。

アンケート票のアイテム1から3は、入室者の個人属性を知るために設定した。アイテム4は、広報活動の効果で展示を見に来た人びとの率と、メディア別の普及効率を知る目的で設定した。カテゴリーのアからカまでを選択した場合は、広報活動の効果で展示室に来たものと見做せる。企画展を見ることを目的に公文書館に来たと考えて良い。キを選択した場合は、偶然に通り掛かったもので、当初から展示目的で来た訳ではない。図書館の利用者がかなり含まれている。クを選択した場合は記載内容によって、展示目的で来たか偶然かに分けられる。アイテム6は、公文書館に対する認識度を測るため設定した。理解者層の把握を目的とする。アイテム5と7は、

利用者層の把握を目的に設定した。アイテム8は、今回の表現手法が一般にどう受け止められたか知ることが目的である。アイテム9は企画展による理解者層拡大の効果を測るため設定した。（利用者層拡大の効果を測るアイテムを作らなかったのは失敗であった。）

アンケートは企画展の前期後期を通して実施した。展示室一巡の最後にアンケート票を置き、自主的に記入して貰う形を採った。展示室には入室者計数装置が無いため、期間中の正確な入室者数は記録出来ない。リーフレットの捌けた数と、期間中の四日間に職員がサンプル的に計数した結果などから、約一八〇〇人の入室者が有ったものと推定される。アンケート票から記入洩れや悪戯書き等を除くと、有効票は一八三票になった。男女別が記入洩れでも、他の記入が全て完全な票は有効と見做した。記入率は入室者数全体の約一割と考えて良いだろう。

2 集計結果の分析

図4は、アンケートの有効一八三票を、各アイテムに付き単純集計したグラフである。前述の通りアイテム4のカテゴリー選択から、展示目的の人びとと偶然通り掛かりの人びととが大別出来る。本稿では以降、前者を「目的客」、後者を「偶然客」と略称する。有効票の一八三人の内、目的客は一一四人（約六二％）、偶然客は六九人（約三八％）であった。次にアイテム4とのクロス集計の形で、各アイテムに付き目的客と偶然客に分け集計し直し、それぞれの傾向を分析してみたい。

図4

図5はアイテム1と4をクロス集計したグラフである。図5aを見ると、目的客の場合、一六歳から七〇歳の間では年齢段階が上がるほど増加傾向にある。蒸気機関車時代の鉄道展であるから、高年齢層ほど過去の記憶から関心が高いものと推定出来る。一六歳以上に較べ、一五歳以下即ち小中学生の率が大きいのは、好奇心旺盛な時期に在るからだろうか。目的客全体の中では、七一歳以上の率が六一歳以上に較べ小さくなっている。しかし、図5bで各年代層別

に目的客と偶然客の割合を見ると、七一歳以上では目的客の率が図抜けて高い。これに次ぎ、六一歳以上も率が高い。二一歳以上と四一歳以上では目的客は過半数程度になる。一六歳以上では、目的客の率が落ちているのが目立つ。しかし、博物館等で例えば「世界のスーパーカー展」など行うとすれば、一六歳以上の目的客の率もまた違う数字になるだろうか。

図6は、アイテム2と4をクロス集計し、職業・所属等別の目的客と偶然客の傾向を見たものである。図6aを見ると、目的客全体の中では、その他の職業と会社員の率が大きい。これに対し、偶然客では、これに加え児童・生徒と大学生の率が大きい。図6bで見ると、流石に教職員と鉄道研究家と地方史研究家が、目的客率で図抜けている。その他の職業の人も目的客率が高い。

図7はアイテム3と4をクロス集計したものである。図4の単純集計では、地の利も関係し秋田市内から来た人びとが七割近くに達している。が、図7aで目的客と偶然客に分けて傾向を見ると、市外及び県外から来た人びとの率は、偶然客より目的客の方が大きい。逆に偶然客の八割近くは市内から来た人びとで、図書館の利用者が大部分と推測される。図7bで見ると、市外及び県外から来た人びとの七割以上は目的客である。これは広報宣伝の効果が大きいと考えられる。潜在的利用者層が掘り起こされたとも言えるだろう。

図5 a

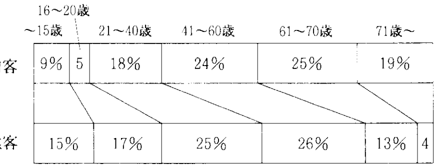

図5 b

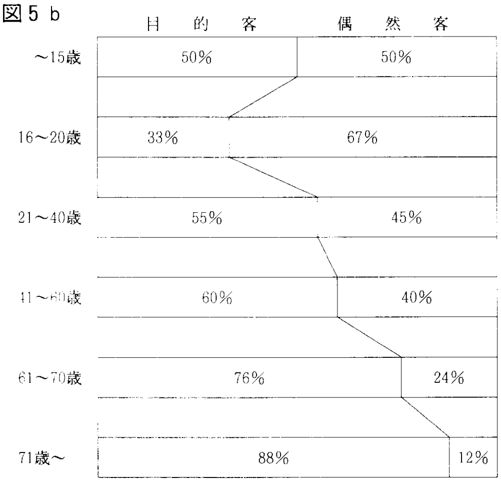

図6 a

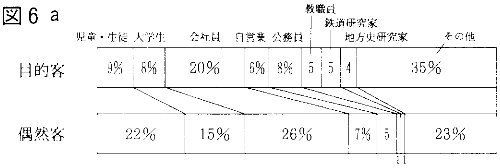

図6 b

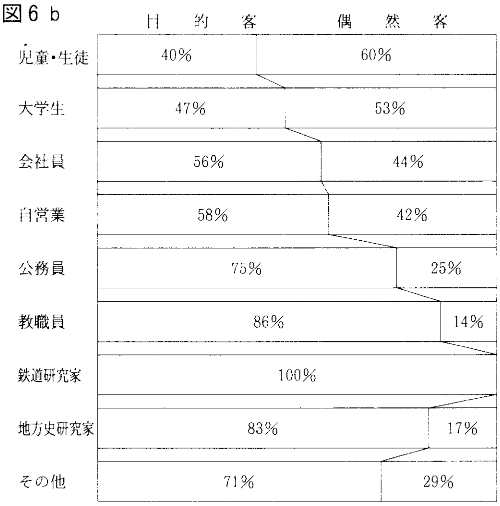

図7 a

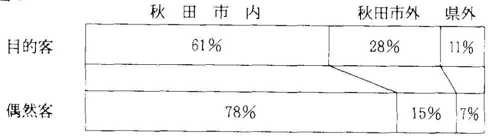

図7 b

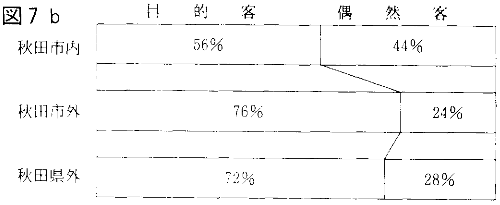

図8

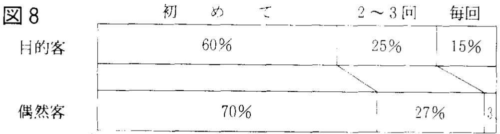

図9

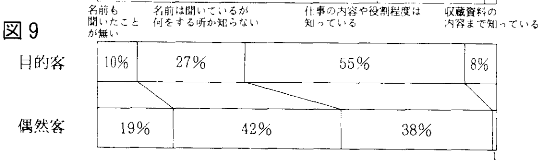

アイテム4に付いては、図4の単純集計から傾向が判る。広報メディアとしては、テレビと新聞が最も効率が高い。ポスターが目に触れる場所は限られているが、テレビと新聞は県内の隅々まで情報を行き渡らせる。ポスターの場合、印刷枚数により貼る場所が限られるが、長期間に渉り広報宣伝出来る利点を持つ。だが、ポスターの大きさやデザインをもっと人目を惹くものにしていれば、宣伝効率は高まったかも知れない。また、肝心のJR駅舎での掲示が、諸般の事情から当初目論見より不十分になったことが惜しまれる。

図8はアイテム5と4のクロス集計である。公文書館の展示を見た経験について、目的客の場合も「初めて」が六割を占めている。しかし、「ほとんど毎回」となると目的客の方が遥かに多く、企画展に固定客が付き始めたことを窺わせる。

図9はアイテム6と4のクロス集計である。目的客になると、仕事の内容や役割程度を知っている層の占める率が高く、名前を聞いている程度の層と比べ倍ほどにもなっている。偶然客では、名前を聞いている程度の層が最も多い。収蔵資料の内容まで知っている層は、目的客の方が遥かに率が高い。目的客と偶然客では、明らかに公文書館の理解度に差が見られる。目的客は歴史や鉄道に関心が有り、展示室に足を運んだのであるから、歴史資料を扱う公文書館の役割を知る人びとが通常より多く含まれているのであろう。ただ偶然客の場合も、仕事の内容や役割程度を知っている層の占める率は決して低くはない。だが、これだけで世間一般の公文書館の理解者層が予想外に多いとは速断されない。アンケートは図書館と公文書館の入館者に対してであり、館外において広く世間一般を対象にして行われた訳ではない。公文書館の理解度に付いて、世間一般にアンケート調査を行えば、名前も聞いたことが無い層の占める率がもっと高くなるものと予測される。

図10はアイテム7と4のクロス集計である。目的客においても、利用経験の無い層が八割以上を占めている。日常の閲覧利用状況からも裏付けられるが、県内の公文書館利用経験者はかなり少ない。しかし、目的客における利用経験の無い層の率の高さは、寧ろ企画

展が潜在的利用者層を利用者層に転化させるチャンスとして有用であることを示唆している。企画展前後に、大館馬車軌道株式会社や横荘鉄道株式会社に関する県庁文書の閲覧利用が増えたが、公文書館の利用経験の無かった人びとが初めて閲覧した例が多かった。企画展が契機となり潜在的利用者層が掘り起こされた例と言える。

図10

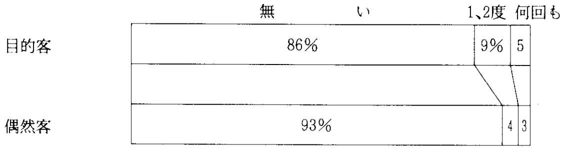

図11

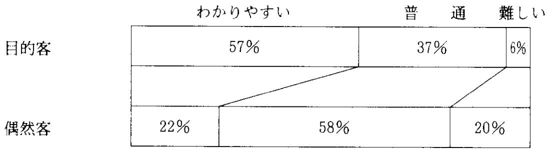

図12

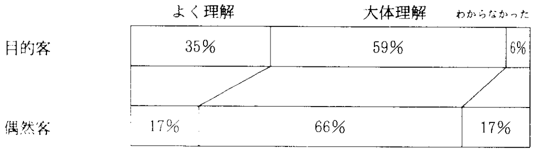

図13

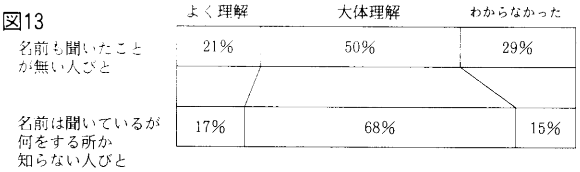

　図11はアイテム8と4のクロス集計である。ただ、アイテム8の質問文が、展示表現手法の判り易さを問うのか、鉄道史の解説の判り易さを問うのか曖昧な表現だったのは失敗であった。おそらく、両方の受け取り方の混じった回答結果が出たと思われる。しかし、目的客と偶然客の回答の差が大きく出ている。目的客の場合は、「わかりやすい」が過半数である。これに対し「難しい」はかなり少ない。偶然客の場合は、「普通」が六割近くを占め、「わかりやすい」と「難しい」がほぼ同じ割合である。目的客の場合、最初から或る程度の基礎知識を持って来ている人が多いと推測され、これが回答に影響を及ぼしているらしい。また、目的客の場合、歴史や鉄道に関心が有るため、普段から博物館等の展示を見る機会が多い人びとが含まれていることも推測出来る。その場合、今まで見た展示と今回の展示の表現手法を比較し、「わかりやすい」を選択したことが考えられる。

　偶然客の場合は、今回の企画展の判り易さを「普通」と答えた人びとが最も多い。また目的客でも、「普通」回答は四割近くを占めている。当館の行ってきた企画展に限って比較すれば、今回の鉄道展が最も噛み砕いた表現手法を用いている。しかし、図4のアイテム5の単純集計を見る通り、全体の六割以上が当館の企画展を初めて見た人びとである。図11の偶然客で「普通」を選択した人びとは、公文書館や博物館の展示表現と比較したのではなく、社会全般に溢れるパンフレットや雑誌など様々なメディアの表現手法とも比較したのではないか。

　ビジュアル表現の時代と言われて既に久しい。地方自治体の発行

する普及パンフレットでも、近年はイラストなどごく当たり前に使われている。歴史分野においても、集英社版『日本の歴史』[18]などカラー写真と図表をふんだんに使った通史が既に出版されている。公文書館の企画展の中だけで考えれば、イラストや字体などを工夫した今回の試みは画期的に見えるかも知れない。が、社会全般のビジュアル化の流れからすれば、それでも、ごく普通のおとなしい表現の内に入るのだろう。裏返せば、公文書館の行ってきた展示表現が、社会全般の流れから見て如何に生硬で難解であったかを示唆している。当館の過去の展示で同じアンケートを行っていたとすれば、偶然客が展示の判り易さを「普通」と答えた率は、恐らく今回より低かったろうと推測される。

図12はアイテム9と4のクロス集計である。目的客の方が理解度の高い傾向にある。しかし、偶然客の七割近くが「大体理解」を選択していることから、今回の展示での理解者層拡大は一応の成果を挙げたと言える。アイテム6で、公文書館に対する理解度が低いカテゴリー（アとイ）を選択した人びとも、図13のアイテム9とのクロス集計から、理解度が幾分高まったことが判る。

次に、フリーアンサー欄の記入状況を報告する。ここでは、次回企画展への希望を書いて貰うつもりだったが、今回の企画展についての感想等も相当数含まれていた。

次回企画展の内容についての希望は、各種書かれていたが、傾向として三つに大別出来る。第一は郷土の産業や文化に関するものである。農業、林業、漁業に干拓、油田、学校教育などのテーマが希望された。この内、学校教育と農業については既に公文書課担当の企画展で採り上げている。第二は戦争体験に纏わるものである。太平洋戦争中の産業や教育、県内からの満州移民、終戦前夜の土崎空襲、終戦間も無い頃の県民の生活、シベリア抑留など。これらテーマが希望されるのは、高年齢者層の実体験に因るところが大きい。が、中国残留孤児の問題などが現在もニュースで報道されることから、戦後世代の関心も高いと考えられる。第三は現代の社会事象に関するものである。国有林の赤字問題、近年に起きた事件や災害の記録など。公文書館の閲覧カウンターでも、最近数か年の国や県の統計資料について、問い合せを受けたことが幾度か有った。市民が求めようとする記録情報の一側面を窺える。

フリーアンサー欄の記入率は低く、中には博物館や図書館の展示に相応しい内容も混じっていた。これは公文書館の理解者層が薄く、また収蔵史料の内容も周知されていないため、次回展示の希望を問われても具体的に書き辛かったためと推測される。

今回の企画展の感想については、展示表現に関することと、全般的な感想や意見等の二つに大別出来る。展示表現に関しては、初めて公文書館の展示を見た人からも「説明文が非常にわかりやすい」との感想が出ていた。半面、「写真を多く使えば見やすい」との意見も有った。全般的には、「貴重な鉄道史料の保存に驚いた」、「ふるさと教育教材になる」、「展示の機会を増やして欲しい」、「地方に

巡回展をして欲しい」など感想や企画展の積極的実施を求める意見が見られた。

以上、アンケート分析の結果より、広報活動が潜在的利用者層の掘り起こしに有効であること、企画展により理解者層拡大の効果が或る程度見られたこと、展示表現が理解に大きく関わることなどが実証された。この結果を今後の企画展に活かすことが重要である。

結びにかえて

アンケート結果から、今回の企画展で狙った利用者層と理解者層の拡大は一応の成果を挙げたものと考えられる。企画展は、言わば公文書館と不特定市民とのファースト・コンタクトの場である。また、準備に時間と手間と予算が掛かる仕事でもある。それ故、普及目的を明確にし、より効果的な戦略が練られなければならない。

また、今回の企画展では、従来の公文書館の展示から考えれば、かなり冒険した表現手法を試みた。しかし、アンケート結果の分析で見た通り、世間一般の目がビジュアル表現に慣れており、大半の人には、ごく普通の表現に感じられたようである。公文書館の内部のみで考えていると、どうも外部の意識とのズレが生じるらしい。それ故、展示表現技術の発達のためには、時に思い切った実験も必要と思われる。

博物館学の分野からも、判り易い展示へのアプローチが行われている。『新編博物館学』では、展示担当者の心構えを「優れた料理人」のそれに例え、判り易い展示構成の必要を述べている。[19] 公文書館の展示手法においても同様のことが言えるだろう。

本稿は現場からの実践報告で「展示技術論」には到底至らないが、公文書館の展示活動に些かでも参考にして戴ければ幸甚である。

註

(1) 秋田県公文書館『研究紀要』第三号（一九九七年）

(2) 拙稿では、公文書館の展示活動は、記録史料認識論と管理論の両領域でバランスをとり行われるべきことを述べた。認識論の展示では史料そのものの理解が中心となり、管理論の展示では公文書館の史料管理業務の紹介が中心となる。管理論の領域の展示では、柳川古文書館の中野等氏による先駆的な実践例がある。

(3) 伊藤勝美「『佐竹家譜』編纂に関わる若干の史料」（秋田県公文書館『研究紀要』創刊号　一九九五年）

(4) 千葉県文書館企画展「房総の記録を残す―アーカイブズの世界―」（平成六年度）、「房総の記録を残すⅡ」（平成七年度）

(5) 徳島県立文書館資料展11「古文書の保存と修復」（平成七年度）

(6) 理解者層は「館の存在意義や役割等を理解している人びとの層」、利用者層は「館を実際に利用する可能性を持つ人びとの層」と定義。

(7) 安藤正人「記録史料学とアーキビスト」（『岩波講座　日本通史』別巻3　史料論　岩波書店　一九九五年）

(8) 利用者層向けリーフレット『公文書館で鉄道資料を調べたい方へ』では、土木行政分野で鉄道関係事務を扱った部課係の変遷表と簿冊編纂基準を載せ、その他、土木行政以外で鉄道関係の記録が含まれる簿冊や行政資料も総てリストアップした。また、国立公文書館と

交通博物館で、国の鉄道関係公文書を閲覧する際の利用案内も載せた。企画展リーフレットの展示簿冊目録と併せて見れば、当館収蔵の鉄道関係資料が総て調査出来、また国の鉄道関係公文書の所在も知ることが出来る。理解者層向けリーフレット『公文書館ってなんだろう?』ではQ&A式で「公文書館（こうぶんしょかん）」の読み方から始め、その役割や必要性、また欧米での位置付けなど、基本的な事柄をイラストを使って判り易く解説した。

(9) 土井浩「平塚市博物館における地域研究と地域住民のかかわり方―展示と普及活動を通して―」（『地方史研究』一七〇）、白井哲哉「古文書をいかに展示するか―文書資料の展示技術小考―」（『MUSEOLOGIST』5）、田中淳一郎「古文書の展示と地域資料館」（『歴史評論』四八三）、菅根幸裕「古文書を展示する―歴史資料群の中の古文書―」（『歴史手帳』二二―一）

(10) 松本零士『銀河鉄道999（スリーナイン）』全一八巻（少年画報社　一九七七～一九八一年）メーテルは、黒のロシア帽に黒の毛皮コート姿、金髪痩身の美女。物語全体の狂言回し的役柄である。

(11) 平成九年七月二十日から九月十五日にかけ、秋田市立赤れんが郷土館で企画展「秋田と鉄道100年展～汽車ポッポから新幹線まで～」が開催され、後半で会期が当館の企画展と重なった。鉄道史をテーマに博物館と公文書館とが企画展を行う形になり、両サイドの展示の切り口の違いを比較出来る格好の機会となった。

(12) 「秋田県県令全書」は「秋田県報」掲載事項から、県令、告示、論達、訓令など県の通達を抜粋し、年度毎に編集した行政資料である。明治二十二（一八八九）年から刊行が始まった。秋田県公文書館には、昭和三年分まで二八冊が残されている。明治三十八年から三十九年及び大正七年から昭和二年まで、そして昭和四年以後の県令全書は欠いている。

(13) 前掲拙稿「秋田県議会会議録」の鉄道に関する県会意見書より、明治二十五年の「鉄道敷設法」公布以前（第一期）、明治二十五年以後三十八年の奥羽線全通以前（第二期）、明治三十八年の奥羽線全通以後（第三期）に区分した。

(14) 町役場文書として六郷町学友館所蔵の明治二十五年「鉄道運動費義捐金出納簿」、民間の鉄道関係史料として藤田タケノ氏（横手市）所蔵の「藤田徳之助・横手機関区覚書」を紹介した。

(15) 『本荘市史』通史編Ⅲ（本荘市　一九九七年）第一編第二章第四節「羽越線開通と本荘・由利」（執筆・佐藤俊介）「本荘町会会議録」や「本荘時報」などが使用されている。

(16) 公文書課「閲覧制限アンケートの回答結果分析」（秋田県公文書館『研究紀要』第三号）第一章

(17) 前掲拙稿

(18) 集英社版『日本の歴史』全二一巻別巻一（一九九一～一九九三年）

(19) 倉田公裕・矢島國雄共著『新編博物館学』（東京堂出版、一九九七年）第二部第三章展示論　一九一頁「つまり、展示には、人々により『わかりたい』と思わせる工夫が必要なのである。何事かを上手に相手に『伝える』には、それなりの工夫が必要である。例えば、優れた料理人のような心構えである。料理を美味しく食べてもらうには、材料の吟味（資料の選択）から始まり、それをどう料理（資料の構成）すればよいのか、どう盛りつけ（展示とそのデザインニング）るか、食欲をそそり、旨く食べてもらうにはどうすればよいのかに腐心するのにも似ている。」

（公文書課主任　しばた　ともあき）

《史料紹介》

秋田藩における境争論関連史料について

加藤昌宏

はじめに
一　秋田藩の境争論について
二　天明期以前の関連史料
三　寛政期以降の関連史料
おわりに

はじめに

当館に所蔵されている古文書史料は、秋田県庁、県立秋田図書館、県立博物館から移管されたものを中心として、様々な史料群から成り立っている。史料群のひとつひとつは、前所蔵機関により、それぞれ異なる分類法に基づく整理がすでに行われている[1]。

これらの史料群を、出所や伝来過程をもとに再整理・再構成することが、当館における史料整理の課題のひとつである。

そして、個々の史料群の再整理とともに、もうひとつ課題となるのが、秋田藩において作成・保存された史料群の復元と全体像の解明である。

ここで述べる史料群とは、笠谷和比古氏のいう大名家文書、つまり「近世の大名家―藩庁において作成・伝存され、廃藩置県後は県庁・図書館・旧大名の邸宅などに移管され、今日に残された一群の文書・記録・編著など[2]」にほぼ該当する。当館におけるこの大名家文書については、伊藤勝美氏が「秋田藩文書」と仮称し[3]、その伝来過程をまとめている。

しかし、この史料群の解明が容易でないことはこれまでも指摘されているとおりである[4]。藩政史料と家伝史料をあわせもつ性格から、所蔵史料のなかでもっとも基本となる史料であるにもかかわらず、現状では複数の史料群に分割されて伝えられているため、個々の史料群ごとの調査・整理をすすめるだけでは、解明されない点が多いのである。

本稿は、秋田藩における境争論関連史料を対象とした調査・整理

の報告である。この史料整理は、「秋田藩文書」に対し、その性格の一端を解明し、今後の調査・整理に向けての課題を明らかにする目的で行ったものである。よって調査方法としては、特定の史料群を対象とせず、複数の史料群にわたる横断的な調査・整理となっている。

以下、対象となる境争論を規定し、関連史料に若干の分析を加え、今後の課題を明らかにする。

一　秋田藩の境争論について

まず、秋田藩ではいかなる事例が境争論と認識されていたのかを検討したい。

一般に、近世では山論・地境論・入会論・水論など土地にかかわる訴訟が論所と呼ばれ、地境論の対象に国境（藩境）・郡境・村境などが含まれている(5)。つまり「境争論」を規定するには、まず対象範囲を規定する必要がある。

そこで、所蔵史料「御記録所御書物之内御境目御用」（整理記号・番号A三一二―三五、以下史料ア）に基づいて検討したい。

史料アは全二冊で、作成者・作成年代ともに不明である。しかし、一冊目の内容は「国典類抄」前編軍部七、二冊目の内容は同じく後編軍部二の記事とほぼ一致する。両史料の本文を比較・吟味すると、史料アは「国典類抄」の引証本としてまとめられた史料と考えられる。内容であるが、一冊目に「御境目」として元和三年（一六一七）から延享四年（一七四七）までの事例が、二冊目に「御境目之次第」として宝暦元年（一七五一）から天明五年（一七八五）までの事例が取り上げられている。

この史料アを手がかりのひとつとして、扱われている事例を検討し、秋田藩における境争論について考える。

表1は史料アの一冊目で取り上げられている事例から主なものをまとめた略年表である。「論地」とした部分には境争論の対象地を、「主な内容」では境争論の担当者名とその動向を記した。

その結果、すべての事例が他藩との領地争いであり、秋田藩内の郡境、村境に関する事例は対象となっていないことが明らかとなった(6)。秋田藩において「御境目」として扱われた境争論は、藩境の争論に限られていたものであると推測できる。

また、これらの境争論はその経過により、幕府の検分を受け裁許が下されたものと、藩どうしの交渉で決着したものとに大別できる。しかし、表1では延宝元年四月二十日の強首下段境のみ解決された記事をみることができず、関連史料の所蔵も確認されていない。本稿は所蔵史料の整理を主目的とするため、ここでは、何らかの形で解決された争論で、秋田藩においてその経過や結果をまとめた史料が作成されたものを境争論と規定したい。

これに該当する境争論の関連史料を争論ごとにまとめたのが表2である。

表1　元和～元文期における境争論略年表

年 月 日	論 地	主 な 内 容
元和 3.10.14	南 部	向右近・梅津半右衛門、義宣より南部境に関する指示を受ける
元和 4. 7.26	南 部	梅津半右衛門、比内より秋田へ帰る。南部境解決せず
.10. 5	津 軽	梅津主馬助・佐藤源右衛門、八森境にて津軽検使衆と境検分
.10.19	津 軽	梅津主馬助・佐藤源右衛門、比内境にて津軽検使衆と境検分
―	南 部	梅津半右衛門、南部家老と対談。家老三判絵図を取り交わす
寛永 16.12.27	南 部	梅津外記、南部境御用にて江戸へ出立
承応 3. 6. 9	大正寺	根岸惣内ほか、大正寺・小種・佐手子境について亀田と交渉
寛文 8. 6. 2	南 部	黒沢采女、南部境につき三判絵図と証文を持参し、江戸へ出立
寛文 10. 3. 3	津 軽	黒沢甚兵衛・大越靭負、家老の使者として津軽へ出立
寛文 11. 3. 3	南 部	小川九右衛門、南部境検分の使者として比内へ出立
.10.14	薮 台	黒沢采女・岩堀造酒、薮台堤検分へ出立
.10.26	薮 台	岩堀造酒、寺館百姓を連れ、江戸へ出立
寛文 12. 3.29	薮・強	小川九右衛門、強首・薮台検分へ出立
. 5.10	南 部	小川九右衛門、南部よりの返状を梅津半右衛門へ持参
. 5.12	薮 台	岩堀造酒、寺館百姓を連れ、江戸へ出立
.閏6.22	強 首	黒沢甚兵衛、強首に関する目安を亀田領江原田村へ遣わす
. 7.29	薮・強	小川九右衛門病気に付き、生田目隼人・黒沢甚兵衛、論地へ出立
. 8. 3	薮・強	黒沢甚兵衛・生田目隼人、検使案内
. 8.16	薮・強	幕府による論所検分（～17日）
. 8.19	薮 台	黒沢甚兵衛・生田目隼人ほか、秋田に帰る
. 9. 4	薮・強	田所縫殿左衛門、寺館・強首・九升田村百姓を連れ、江戸へ出立
.11.12	薮・強	幕府による薮台・強首境争論の裁許
.11.19	薮・強	裁許絵図裏書出来。田所縫殿左衛門、百姓を連れ、江戸を発足
延宝 元. 4.20	強 首	黒沢甚兵衛・生田目隼人、強首下段境解決せず
. 8.11	南 部	小川九右衛門、幕府役人に論地の様子を具に申し上げる
.11.14	南 部	南部境に関し、大館・十二所拠人、幕府寺社奉行へ目安を差し上げる
延宝 2.正.11	南 部	小川九右衛門、大館・十二所拠人を連れ、江戸より秋田へ帰る
.正.26	南 部	黒沢多左衛門・小川九右衛門、秋田より大館・十二所へ向かう
. 3.21	―	小川九右衛門、境目奉行となる
延宝 3. 9.28	―	井口織部、境目奉行となる
延宝 4.11.27	南 部	小川九右衛門・井口織部、南部境検使派遣の旨を幕府役人より承る
延宝 5. 2.24	南 部	井口織部、検使派遣により十二所へ出立
. 4.17	南 部	幕府による検分（～27日）
. 6. 4	南 部	幕府による裁許
延宝 8. 9.20	八卦通	幕府による八卦通検分、首尾よく済む
.12.22	八卦通	幕府による裁許。四年間、度々拠人江戸へ登る。八代六兵衛、毎度同道する
貞享 2.10.17	保呂羽	田口徳右衛門・八代角助、保呂羽山境を検分
.10.17	保呂羽	中川宮内、亀田へ書状遣わす
元禄 元. 7.朔	保呂羽	中川宮内、岡半之允、保呂羽山境より帰る。境解決せず
元禄 2.12.26	―	信太小右衛門・大越靭負、境目奉行となる
元禄 13. 8. 9	保呂羽	大越靭負、保呂羽山境へ検使派遣につき書付を渡される
. 8.20	保呂羽	検使久保田長五郎、八沢木村へ下る
. 8.29	保呂羽	検使須田三郎右衛門、八沢木村へ下る
.12.12	保呂羽	幕府による裁許
元禄 15.11. 6	保呂羽	幕府による再裁許。大越靭負、境目奉行として公儀へ出、仰せ渡される
享保 13.10. 2	金山沢	金山沢堤につき、境目奉行鷲尾彦九郎・田代源太へ訴えが出る
享保 14. 5.24	金山沢	鷲尾彦九郎・田代源太、亀田役人と対談
享保 15. 2.	金山沢	金山沢堤、解決
享保 19.11. 4	津 軽	津軽境において、剪木について交渉
元文 3. 2.24	津 軽	川井六之允・石井監物、境目検分
元文 4.11.10	南 部	南部境米代川境柱流失により、境目奉行評議

（史料ア、「国典類抄」前編嘉部五十七をもとに作成）

表２　境争論関連史料所蔵一覧

《南部境争論》			
・前期（絵図）	県C-343	奥州南部領鹿角郡花輪村毛馬内村与羽州秋田領沢尻村十二所村味噌内村茂内村別所村扇田村大館山境論争之事裁許絵図	延宝５
	県C-344	奥州南部領鹿角郡花輪村毛馬内村与羽州秋田領沢尻村十二所村味噌内村茂内村別所村扇田村大館山境論争之事裁許絵図	延宝５
	県C-345	奥州南部領鹿角郡花輪村毛馬内村与羽州秋田領沢尻村十二所村味噌内村茂内村別所村扇田村大館山境論争之事裁許申付絵図裏書	延宝５
	県C-187	大館十二所御境三判扣絵図	元和４
	県C-188	大館十二所御境三判扣絵図	元和４
	県C-272	十二所境絵図	
	A290-114-99	大館十二所近山南部境三判御絵図	
	A290-114-96	大館十二所御境御論之節調候絵図	
	A290-114-97	大館十二所御境御論之節調候絵図	
	県C-310	秋田郡鹿角郡絵図	
	県C-347	秋田郡米内沢より南部領鹿角郡松山村迄の絵図	
・前期（簿冊）	県A-1	南部津軽両御境目日記	正徳４
	県A-2	秋田南部御境御用書付写	正徳６
	県A-3-1	両御境目之内承申候覚	正徳４
	県A-3-2	口上之覚	
	県A-4	秋田南部御境目御論之節御証拠に罷出候書付之覚	正徳４
	県A-5-1	宝永年中より南部江通状之写	正徳４
	県A-5-2	南部津軽領ニ付往復書状写	正徳４
	県A-6	慶安三歳秋田南部御論地ニ付目安等口上書以言上仕候覚	
	落1117	秋田南部御論地ニ付目安口上を以言上仕候覚	
	県A-7	秋田領南部領より御国境数通之証文御目安之控、同従南部返答之写書状写万証文之控	寛文12
	県A-8	秋田南部御境目御用覚書	正徳６
	県A-104	於江戸御検使前ニ而双方拠人対決帳	延宝５
	A312-36	井口長七郎差出候秋田南部御境御用書付写	正徳６
	A317-18-1	延宝年中御境目御論地御書付写	
《藪台境争論》			
・前期（絵図）	県C-51	藪台山谷地絵図	
	県C-52	寺館藪台地絵図	
	県C-100-1	出羽国仙北郡大沢村と同郡北野目村並びに寺館尻引村藪台山谷地論之事穿鑿之上裁許申付之覚並びに山谷地境筋之絵図	寛文12
	県C-100-2	出羽国仙北郡大沢村と同郡北野目村並びに寺館尻引村藪台山谷地論之事穿鑿之上裁許申付之覚並びに山谷地境筋之絵図	寛文12
	県C-140	出羽国山本郡大沢村と同郡北野目村并寺館尻引村谷地論絵図	寛文12
・後期（絵図）	県C-50	藪台山谷地之絵図	天保２
・後期（簿冊）	県A-13	藪代山谷地（三方入会）一件記録	（文政12～13、天保３）
	県A-14	藪代一件記録	（文政12～13、天保３）
	AS312-44	藪台一件記録　三	
	県A-159	先年より御論地之記録	（天保２）
	A312-3	大沢郷村替記録	（天保２～３）
	A312-34	下野御領薬師寺村飯田村之内と大沢郷并北野目村三条川原村と村替被仰蒙候次第留書	
	落1649	藪台山谷地草刈壱件書上	
《大正寺境争論》			
・前期（絵図）	県C-63	仙北郡小種村より出す立合境塚之図	承応３
《強首境争論》			
・前期（絵図）	県C-62	出羽国山本郡宿村及強首村野論裁許絵図	寛文12

	県C-82	金沢村強首村之絵図	
	県C-106	強首村江原田村宿村御裁許絵図	寛文12
	A290-114-136	強首村江原田村宿村御裁許絵図	寛文12
	県C-86	金山沢強首村絵図	
	県C-90	直支配強首村御絵図	
	県C-78	強首村谷地之絵図	
	県C-79	強首村と江原田村論地ノ絵図	寛文6
	県C-83	仙北郡強首村九升田村絵図	承応2
	県C-88	湯沢強首両村新川堀替絵図	
	県C-84	強首村絵図	
	県C-80	強首村絵図	
	県C-87	金山沢強首村之絵図	
	県C-61	江原田村木売沢村入会絵図	
	県C-85	金山沢村強首村御絵図	寛文7
	県C-89	仙北郡強首村九升田村絵図	
	県C-81	強首村絵図	
	県C-77	峰吉川村強首村山境ノ図	承応3
《八卦通境争論》			
・前期（絵図）	A290-114-150	峯吉川村寺館尻引村百姓地境諍論裁許之絵図	延宝8
	県C-47	嶺吉川寺館尻引村絵図	延宝8
	県C-48	秋田領峰吉川同領寺館村矢島領寺館尻引村地境諍論絵図	延宝8
	県C-49	嶺吉川村寺館尻引村百姓地境諍論裁許之絵図	
	県C-329	秋田領寺館尻引村矢嶋領寺館尻引村地境論裁許絵図	延宝8
	県C-331	秋田領峰吉川村与同領寺館尻引村与矢嶋領寺館尻引村境争論裁許絵図写	延宝8
	県C-54	峰吉川村寺館尻引村絵図	
	県C-57	仙北郡御物川寺館尻引村絵図	
	県C-56	峰吉川村寺館尻引村入会野之図	
	県C-323	御領矢嶋亀田入会野新田絵図	貞享2
・前期（簿冊）	県A-63	仙北郡寺館尻引村矢島領寺館村新畑出入留書	寛保3
・後期（簿冊）	県A-94	仙北郡峯吉川村外二ケ村入会野切添田畑示談済取纏候写	（文化7）
	A312-18	亀田北野目村と御領矢嶋領御境八卦通一件	（天明8～文化7）
	A312-32	亀田北野目村と御領矢嶋領御境八卦通一件	（天明8～文化7）
《保呂羽山境争論》			
・前期（絵図）	県C-34	保呂羽山より外小友絵図	
	県C-36	保呂羽山御絵図	
	県C-38	八沢木絵図	
	県C-320-1	八沢木村羽広村論図	元禄13
	県C-320-2	八沢木村羽広村争論裁許絵図	元禄13
	A290-114-149	出羽国平鹿郡八沢木村同国由利郡羽広村境論之事絵図	
	県C-37	八沢木絵図	
《津軽境争論》			
・前期（簿冊）	A312-40	津軽御境矢立杉植継御用留書	延享3
《金山沢堤境争論》			
・前期（簿冊）	県A-65	金山沢村堤論覚書	享保14
	県A-93	金山沢村提出出入ニ付亀田八嶋贈答状扣	（享保13～14）
《高尾山境争論》			
・後期（絵図）	県C-108	河辺郡女米木村絵図	
	県C-250	女米木村絵図	
	A290-114-127	女米木村絵図	文化10
	A290-114-123	女米木村御境御安地絵図	文化10
	A290-114-124	女米木村御安地絵図	
・後期（簿冊）	落1137	河辺郡女米木村亀田君ケ野御境一件	（享和3～文化7）
	落1138	河辺郡女米木村御境一件	（文化2）
《亀田境争論》			
・後期（簿冊）	県A-92	亀田御境御安地取纏	（文化10～11）
	県A-235	亀田御安土纏	（文化10）
	A312-19	亀田御境御安地取纏	（文化10～11）

争論名に関しては定着した名称がないため、ここでは争論名を「論地名＋境争論」とした。また、史料アで扱われている天明期までを前期、それ以降を後期と区分し、さらに絵図と簿冊とに分けた。なお前後期の区別は本稿における便宜上のもので、前期史料を二章、後期史料を三章で扱うために設けた。史料の年号は作成年代を記したが、不明なものは内容年代を（　）内に記した。

次章以降では、これらの関連史料について、史料整理に基づいた若干の考察を加えたい。

二　天明期以前の関連史料

この時期の関連史料として、まずは裁許絵図を検討したい。

裁許絵図とは、論地の絵図上に裁決で定められた境界線を墨書し、裏面に裁決内容を記したものである。藩境や郡境の裁許絵図には、当時の幕府の三奉行の連印のほか、老中の加印も必要とされている[7]。

当館所蔵の裁許絵図をまとめると表3のとおりである。内訳は、秋田領内の絵図が五枚（内一枚は写）、下野領内の絵図が二枚（ともに写）の計七枚である。この他に多数の写絵図も残されている[8]。作成年代は寛文十二年（一六七二）から元禄十三年（一七〇〇）までである。これは裁許絵図がもっとも多く作成された時期と一致する[9]。

そしてこれらの裁許絵図は、幕府による藩境確定の証拠として重

表3　裁許絵図所蔵一覧

整理記号・番号	史料名	年号	寸法(cm)	備考
県C-62	出羽国山本郡宿村及強首村野論裁許絵図	寛文12.11.12	82×163	強首境争論の裁許絵図。原本。県C-82、県C-106、A290-114-136は写。
県C-140	出羽国山本郡大沢村と同郡北野目村并寺館尻引村谷地論絵図	寛文12.11.12	118×206	薮台境争論の裁許絵図。原本。県C-100-1、県C-100-2は写。
県C-344	奥州南部領鹿角郡花輪村毛馬内村与羽州秋田領沢尻村十二所村味噌内村茂内村別所村扇田村大館山境争論之事裁許絵図	延宝5．6．4	123×322	南部境争論の裁許絵図。原本。県C-343は写。県C-345は裏書のみ。
県C-48	秋田領峰吉川同領寺館村矢島領寺館尻引村地境諍論絵図	延宝8．12.22	108×139	八卦通境争論の裁許絵図。写。県C-47、県C-49、県C-329、県C-331、A290-114-150も写。
県C-320-2	八沢木村羽広村争論裁許絵図	元禄13.12.12	296×370	保呂羽山境争論の裁許絵図。原本。県C-320-1、県C-37、A290-114-149は写。
県C-402	下野国都賀郡延嶋村与同郡高橋村并河内郡絹枝村与延嶋村野論裁許絵図	貞享5．9．4	156×211	下野領延嶋村境争論の裁許絵図。写。県C-403、県C-405も写。
県C-404	下野国都賀郡下茅橋村与上茅野村論裁許絵図	元禄3．4.25	87×134	下野領下茅橋村境争論の裁許絵図。写。県C-430も写。

要史料とされた。

例えば「佐竹大膳大夫領分論所従先年相済候覚書」（県A―六七）という宝永七年（一七一〇）作成の簿冊がある。これは、秋田領内の五つの裁許絵図の裏書を記した簿冊であるが、同年五月に秋田を訪れた幕府巡見使に提出する目的で作成された史料である。(10) また、同様のものが元禄十七年（一七〇四）の国目付に提出されていることも確認できる。(11)

さらに、天保五年（一八三四）の「御論地裁許絵図裏書」（三八八―六〇〇七）も興味深い。これは、博物館から移管された山口一郷家資料のなかの一史料であり、藩で作成された史料ではない。しかし、やはり裁許絵図裏書が五つ記されている。この史料は、当時大葛村の抱人職を勤める山口知正が、勤務に必要な史料として境目奉行のもとから写し取った史料であると推測される。(12) 天保という時期においてなお、境に関する根本史料と見なされていた可能性をうかがわせる。

この裁許絵図に関して今後明らかにすべき課題としては、当時の秋田藩の境争論に臨む体制の解明と、作成された絵図の保管体制の解明があげられる。ここでは保管についてふれてみたい。

正徳二年（一七一二）作成の「御国絵図御用留書」（県A―八八、以下史料イ）という史料がある。これは元禄の国絵図作成に関連して作成された史料と考えられるが、そのなかに「国絵図仕立様覚」「清御絵図代金覚」などの項目とともに「御兵具蔵入記」という項目があり、当時兵具蔵に保管されていた絵図・高辻帳など四九点の名前が列挙されている。多くの史料が、国絵図を仕立てる過程で作成されたものであるが、ひとつの特徴として、裁許絵図類がほとんど含まれていないことがあげられる。そして、史料名を列挙したあとの部分には「御境目御論処御裁許之御絵図、江戸御蔵ニ有之候、御写之御絵図ハ、御論所之所々江被相渡候事」と記されている。これにより、正徳二年に裁許絵図の原本は江戸で保管されていたと考えられる。

また史料イの作成に関し、末尾に次のような記述がある。

史料1

右御絵図御用留書は、従以前御記録等就無之、此度被仰付候、仍嶋田長兵衛ニ被仰渡、於江戸ニ相勤候通遂吟味、且岡勘右衛門覚書等致、急々考相調之候、以上

正徳二年辰五月二日

梅津大蔵
田中勘兵衛
生田目喜内

この末書により、これ以前には絵図類・高辻帳の種類や数量、保管状況などをまとまった形で把握していなかったことが推測される。そして、史料整理・保管状況の確認にあたった人物として嶋田長兵衛、岡勘右衛門の名前を、また史料イの作成にあたった人物として梅津大蔵、田中勘兵衛、生田目喜内の名前をあげることができる。彼らのうち、三名が境目奉行に就任している。すなわち、宝永三

年からつとめている岡勘右衛門、正徳元年からの梅津大蔵、また、享保三年（一七一八）に死去するまでつとめた生田目喜内である。[13]

史料イは国絵図作成に関する史料であり、彼らの行動が境争論、あるいは関連史料の整理に直接結びつくものではない。しかし、正徳二年の段階で、史料の保管状況を把握しようとする動きが生じ、その作業に境目奉行の者が多くたずさわっているといえる。

境目奉行は、「国典類抄」前編嘉部五十七では、延宝二年（一六七四）の小川九右衛門が初見である。しかし表1を見ると、小川九右衛門は境目奉行の就任前から、南部境の検分、薮台・強首の検分、または江戸で幕府に対して南部境の様子を説明するなど、境争論における中心人物のひとりとして活躍していることが確認できる。小川の就任は、前後の状況から察するに、翌延宝三年に境目奉行となった井口織部とともに、南部境争論の実務にたずさわる目的が主であったと考えられる。しかし、延宝二年段階以前、すでに同様の職務にたずさわっていることが確認できることなどから、境目奉行の設置に関する詳しい検討は、境争論に臨む藩体制の解明とともに今後の課題であろう。

さて裁許絵図であるが、享保年間に入ると保管場所が変更される。

史料2

覚

一　生駒殿領大沢村と強首［村］野論之御絵図壱枚
　　但江戸御老中・御役人中御裏判有、外ニ［御証文］之写
　　廿三通
一　出羽国秋田領嶺吉川村・同領寺館尻引村百［姓］ト同国矢嶋領寺館尻引村百姓地堺論糺明之上裁許申付候覚御［絵図壱］枚
　　但江戸御老中・御役人中裏書有
一　南部堺目御絵図
　　但石井伊賀守・桜庭安房守・梅津半右衛門右三人致裏判候絵図写壱枚并長木沢御絵図一包、其外御書付・書状共拾通、入記有
一　下野国都賀郡延嶋村と同郡高橋村并河内郡絹板村・山田村・延嶋村野論裁許之御絵図写壱枚
一　下野国都賀郡下萱橋村ト野論、依之元禄三庚午四月廿五日於御評定所ニ御裁許相済、御役人様方御判形之御絵図写壱枚
一　出羽秋田領大館・拾二所ト奥州南部領毛馬内・花輪国境、江戸御老中・御役人中御裏書之御絵図壱枚
　　但御書付共八通、入記有、外ニ御絵図写壱枚入
一　御当領八沢木村・亀田領羽広・坂部村論所御裁許相済、江戸御老中・御役人中御裏書御絵図壱枚
　　外八沢木村御論所重而御裁許相済候節、於御評定所本多弾正少弼殿大越靱負ニ被相渡候御書付壱通、元禄十五壬午年
　　十一月六日
右之御絵図共御納戸より被指出、永々御境目役へ被渡置候之間、

御兵具蔵へ納置可被申候、以上

享保五年

子七月廿九日

大越　甚右衛門（印）

在江戸 山方太郎左衛門

小野岡　市太夫（印）

在江戸 宇都宮　帯　刀

今　村　小隼人殿

真崎五郎左衛門殿

鷲　尾　彦九郎殿

これは「御絵図御証拠覚」（県B―二〇）である。虫食い箇所があるため、写と思われる「御絵図目録」（県B―四一八）で補った（［　］で示した部分）。差出は当時の家老衆、受取は当時の境目奉行である。

ここに挙げられている絵図類は、裁許絵図の原本四枚（秋田領に関する絵図）、裁許絵図写二枚（下野領に関する絵図）、裁許絵図に準ずる証拠絵図（南部堺目御絵図）一枚の計七枚である。正徳二年には江戸で保管されていたと考えられる裁許絵図だが、この史料により、享保五年（一七二〇）には久保田城の納戸に移管されていたことがわかる。そしてこれ以降は、境目役、つまり境目奉行の管轄のもと、兵具蔵で保管されることとなっている。

このように、正徳二年には絵図類を中心とした史料整理・管理の動きがみられ、享保五年には裁許絵図の保管が正式に境目奉行に委ねられている。

次に、この時期に編纂された簿冊についてふれたい。

まず、もっとも大きなまとまりをなすのが南部境争論に関連して編纂された簿冊である。これを作成担当者により区分すると、主に正徳四年（一七一四）に長山七郎兵衛らによって編纂された簿冊類（Ⅰ群）、正徳六年に井口長七郎によって編纂された簿冊類（Ⅱ群）となる。

まずⅠ群であるが、表2でいうと県A―一（全三八冊）、三―一、四、五―一、五―二の計四二冊である。編纂にあたったのは、巻末に名前がみえる長山七郎兵衛、中田孫兵衛、石井佐治右衛門、小貫内記、高久監物の五人と思われる。文化二年（一八〇五）提出の系図[14]により、正徳四年当時、彼らのうち石井・小貫が「邦境之吏」、長山が「津軽南部両地御境目御山役」であったことが確認できる。また、石井も長山も常陸から移り、大館に居住して七〇石余り給付されている者たちである。したがって、この史料群の編纂担当は、大館周辺で境目山役を勤めた者が中心であったと考えられる。

次にⅡ群であるが、表2では県A―二の一冊と、A三―二―三六[15]（全一〇冊中）九冊の計一〇冊となる。しかし、今のところ井口長七郎がどのような人物であったのか確かなことがわかっていない。

この南部境に関連する簿冊がどのような命令系統のもとで編纂されたのか、当時の体制を解明するうえで重要な課題となろう。

次に、南部境以外に関連して作成された簿冊であるが、表2の県A―六三、六五、九三、A三―二―四〇の四冊が該当する。このうち県A―九三をのぞく三冊の巻末に作成担当者が記されている。

作成の早い順にみると、県A―六五は享保十四年（一七二九）に鷲尾彦九郎と田代源太により、県A―六三とA三―二―四〇は、それぞれ寛保三年（一七四三）、延享三年（一七四六）にどちらも信太又左衛門・岡見織部・菅谷小隼人により作成されている。

「国典類抄」前編嘉部五十七によると、鷲尾と田代は享保十四年十二月十七日にはそろって境目奉行であることが確認できる。また、信太は元文四年（一七三九）に、岡見は寛保元年に、菅谷は寛保三年にそれぞれ境目奉行に就任している。つまり、これらの簿冊はすべて境目奉行によって作成されているのである。

以上、編纂簿冊からは、争論そのものの性格の違いなどの検討は要するものの、正徳から享保の間に、簿冊作成担当の中心が境目山役から境目奉行へ移っていることがうかがえる。

三　寛政期以降の関連史料

寛政期に入ると、境争論に関連して作成された一紙物が多く残されている。そして、その多くは県庁から移管された史料群の中に含まれている。まずはこの一紙物に検討を加えたい。

県庁から移管された一紙物は、現在「県B」史料としてまとめられている。[16]県庁文書は形態ごとに分類されており、主に「県A」史料が簿冊類、「県B」史料が一紙物、「県C」史料が絵図類となっている。しかし、便宜上の分類でしかなく、現状では史料間の相互関連を示すことも充分にはできていない。よって県庁から移管された史料群全体についての検討が急がれるところではあるが、ここではそれを指摘するにとどめ、検討の必要性を認識したうえで境争論の関連部分にふれていくこととする。

「県B」史料は、主に境争論に関する往復書状とその写、城の修復に関するもの、北方交易に関するもの、藩士の系譜・由緒書、戊辰戦争に関する軍功書などからなる約一〇〇〇点の史料群である。このうち境争論関連史料の対象となったのは四一七点である。

表4は、この四一七点を境争論ごとに分類し、二〇年ずつ区切ったものである。なお、複数の境争論に関わる史料が存在するため、のべ点数は四三四点となっている。このうち作成年代が明らかなものと、後述する編纂簿冊により推定できるものはあわせて三四三点である。いまだ整理途中であり、数字などには検討の余地が残る部分も多いが、現時点における整理結果を述べたい。

まず数量についてみる。

年代ごとにみると、もっとも多く一紙物が残っている年代は享和・文化期の一八〇一年～一八二〇年で、点数は二五六点になる。次いで天明・寛政期の一七八一年～一八〇〇年（二六点）、寛文・延宝期の一六六一年～一六八〇年（二一点）となっている。

表4　「県B」史料（境争論関連分）年代別一覧

年　代	南部	薮台	強首	八卦	保呂	高尾	亀田	その他	計
1601〜1620	11								11
1621〜1640									
1641〜1660									
1661〜1680	2	4		7		1	6	1	21
1681〜1700	3								3
1701〜1720									
1721〜1740			7						7
1741〜1760					3		1		4
1761〜1780									
1781〜1800				24			2		26
1801〜1820	1	4	12	74	7	113	37	8	256
1821〜1840	5	3	2	1				1	12
1841〜1860	1							2	3
小　計	23	11	21	106	10	114	46	12	343
年不明	10	1	0	11	1	18	6	44	91
合　計	33	12	21	117	11	132	52	56	434

寛文・延宝期は、前章でふれた裁許絵図の作成された時期にあたる。このため、前後の時期に比べ一紙物が多く残っていると考えられる。内容は、覚・証文類とその写がほとんどである。

問題は、天明から文化の一紙物であり、わずか四〇年の間に二八二点、全体の約六五パーセントをしめるほど残されている。年代を検討した三四三点のなかでは八二パーセントにのぼる。

若干の補足を加えると、天明・寛政期の二六点のうち、天明六年（一七八六）の二点、寛政元年（一七八九）の一点をのぞく二三点が寛政八年以降の五年間で作成されたものである。また享和・文化期の場合、文化十年（一八一三）の六一点、文化六年の五四点、文化二年の四九点など特定の年代に集中して残っている。これらについては、当時問題となっていた境争論の経過と関連していると考えられる。

次に境争論ごとにみると、一紙物が残されている境争論は南部、薮台、強首、八卦通、保呂羽山、高尾山の争論である。また、六争論以外で秋田藩と亀田藩との争論に関するものを「亀田境争論」とした。これはひとつの論地に関する境争論ではないため、他の境争論とは性格がやや異なり、まとめてひとつに扱うにはやや問題もあるが、[17]ここに含めて検討したい。

全四三四点中、もっとも多いのが高尾山境争論の一三二点、次いで八卦通境争論の一一七点である。この二争論だけで二四九点にのぼり、全体の五七パーセント以上となる。そして、この二争論とももっとも多く残っている年代は、一八〇一年〜一八二〇年である。

これらの結果から、関連一紙物は多くが寛政から文化にかけてのもので、特に八卦通境争論と高尾山境争論とに集中していることがわかる。

次に一紙物の内容について検討したい。

ここでは、同時期に編纂された簿冊と一紙物を対照させ、両者の関連の度合いをみることとしたい。一例として八卦通境争論に関する簿冊内容と一紙物とを比較し、全体を推測する手だてとする。

寛政から文化にかけて編纂された簿冊であるが、表2において後

期簿冊としたなかで、文政・天保にかけての薮台境争論に関する簿冊七点をのぞく八点が該当する。対象となる境争論は八卦通、高尾山、亀田の三境争論である。ここで二点だけ簿冊の特徴を述べると、まず記載内容がほぼ一致するものが二組ずつ存在していることがあげられる。薮台境争論では、県A－一四（全四冊）の四冊目とAS三一二一－四四が一致する。八卦通境争論ではA三一二一－一八とA三一二一－三二（ともに全五冊）が一致する。亀田境争論ではA三一二一－一九（全四冊）の一・二冊目と県A－三五、三・四冊目と県A－九二が一致する。

　また二点目として、表紙に「御蔵分」の印がみられる簿冊があることがあげられる。ここではA三一二一－三二とA三一二一－一九が該当する。これは当時の保管場所をしめすものと考えられるが⑱、二組作成された簿冊の一方にのみ確認できる。二組作成された簿冊は、それぞれ用途、保管場所を異としたことが推測される。

　では、簿冊内容と一紙物の比較に移りたい。簿冊はA三一二一－一八を使用した。簿冊の内容年代が天明八年（一七八八）から文化七年（一八一〇）までであるため、八卦通に関連する一紙物一〇六点中一六点が時期的に対象外となる。ちなみにこの一六点は、すべて百姓が取り交わした証文と書付類である。さらに残りの九〇点のなかには、もともと一通であったものの、継ぎ目がはがれ、二点に分けて整理されているものが含まれているため、実際には八四点の一紙物が検討の対象となる。

　この八四点の一紙物と、簿冊に含まれていた書状、書付、証文類一五五点を、主に作成と受取をもとに分類したのが表5である。「秋田→亀田」と分類したものには、秋田藩役人から亀田藩役人へ遣わした書状とその写のほか、秋田からの使者の口上書の類なども含めた。また江戸における交渉と秋田における交渉を区別することはしなかった。この表をもとに県Bとして残された一紙物の内容について考えてみたい。

　八卦通境争論は秋田・亀田・矢島三藩の争いであり、関連して作成されたのは、主に文化六、七年に当該村落が相互に交わした証文類と、それ以前の交渉の段階で藩同士で交わされた書状類となる。

表5　八卦通境争論書状類の対照表

	簿冊に含まれる点数	県Bに含まれる点数	両者に共通する点数
秋田　→　亀田	46	7	2
亀田　→　秋田	53	48	43
秋田　→　矢島	15	2	1
矢島　→　秋田	22	15	7
証文類	8	9	6
その他	11	3	0
計	155	84	59

　藩同士で交わされた書状類について検討すると、簿冊中一五五点のうち、秋田－亀田間の書状類は九九点で全体の約六四パーセント、秋田－矢島間のものは三七点で約二四パーセントとなる。この割合は、県Bでも、それぞれ約六五パーセント、約二〇パーセントでほ

ほぼ一致する。県Bの残り具合に、交渉の相手藩による偏りはそれほどみられないとしてよいであろう。

しかし、作成がどちらかにより、大きな差がみられる。亀田―秋田間の書状類のうち、亀田側作成のものは簿冊に五三点、県Bにも四八点確認できる。しかし、秋田側作成の書状類は、簿冊では四六点確認できるものの、県Bではわずか七点しか確認できない。矢島との書状類でも同傾向で、秋田側が作成した書状類はほんのわずかである。

このことから、八卦通境争論に関連する一紙物には、秋田から相手藩へ遣わした書状類がほとんど含まれず、相手藩作成の書状類が多く残されているといえる。

この傾向は境争論に関する「県B」史料全体にもうかがえるが、残る高尾山境争論、亀田境争論に関する一紙物と簿冊との比較検討を行うことで、より明確になると思われる。

ところで、寛政から文化にかけての約三五年の間に限り、一紙物が多く残されている理由について若干考えてみたい。

前章では、絵図類の保管体制や簿冊の編纂作業に境目奉行が関わっている事例を二、三紹介したが、ここでも境目奉行に着目する。

史料3

一　今日於御茶屋左之通被　仰渡候

御評定奉行　関口半八

右御境目奉行兼帯勤被　仰付候

御目付　梅津良兵衛

右御評定奉行江転役、御境目奉行兼帯被　仰付候

御物頭　黒木権右衛門

同　石井有仲

同　岡見徳平

右御境目奉行兼帯相勤候所、右御用向御用所江被纏置候ニ付、兼帯勤御免被仰渡、勤中辛労致候ニ付御称言之上銀弐枚宛被下置候

但御境目奉行之儀は、以前より御物頭内より兼帯被　仰付候得共、御用向も多端ニ相成不取纏ニ付、此度御用所江御取纏、是迄之仕形ニ不泥簡易ニ取扱候様被　仰渡、且是迄は壱ヶ年役ニ物書而已被　仰付候得共、駄輩諸士之内より御境目方取次役被立置、鈴木監物・木部五郎右衛門両人被仰付、御合力銀弐百目宛被下置候、御境目奉行江も内々物入可有之ニ付、壱人に銀三百目宛被下置候、将又両人共ニ新タニ被　仰付、其向不案内ニ可有之ニ付、井口亘（御評定奉行）（御町奉行兼帯）根岸正親（御財用奉行）両人以前御境目奉行も相勤候ニ付、当分助力被　仰付候

これは「御亀鑑」秋府十七の寛政十二年（一八〇〇）三月二十四日の記事である。ここでは、評定奉行の関口平八が境目奉行の兼帯を命ぜられている。また、目付の梅津良兵衛が評定奉行に転役となり境目奉行兼帯を命ぜられている。そして、これまで境目奉行を兼帯していた物頭の黒木、石井、岡見の三名が兼帯を免ぜられている。

つまり、これまで物頭の者がつとめていた境目奉行の役職に、この年から評定奉行の者が就任する事となったのである。理由については、境争論に関する用向が多くなったため、その業務を御用所へ移し、より迅速に処理をしていく方針となったことが記されている。

この職制変更の詳細は今後の検討となるが、少なくとも境目奉行の通常職務において何らかの変化があったことが考えられる。そして、この時期に入り書状が多く残されはじめた理由も、業務体制や史料保管体制が、それまでと異なったためではないかと推測される。

しかし、書状類が多く残されているのは、文化年代までである。後期境争論では文政から天保にかけて藪台境争論が再燃しており、文化年間の境争論と同じように簿冊が作成されている。にもかかわらず書状類はほとんど残されていない。

これについても同じように境目奉行に着目して考えたい。

当時、この藪台境争論を担当した中心人物のひとりに益田治右衛門重護がいる。彼の経歴をまとめると以下の通りとなる。[19]

文化十年十一月　境目奉行見習から境目奉行となる。
文化十四年十月　兵具奉行兼境目奉行となる。
　　　　十二月　郡奉行兼境目奉行となる。
文政四年十一月　監察帰府により行賞。
天保元年閏三月　田代村復郡により行賞。
　　　　四月　境安地の忠勤により加増。
天保三年十一月　属県損亡なきにより行賞。
　　　　十二月　大沢郷替地の労により行賞。

寛政十二年の段階で、境目奉行は物頭兼任から評定奉行の兼任となった。しかし益田は、文化十年に見習の立場から奉行となっており、評定奉行の兼任という形をとっていない。そしてさらに、文化十四年には兵具奉行、郡奉行をつとめるなど、これまでにはない形で境目奉行を兼任することとなる。文政四年以降は、すべて郡奉行兼境目奉行としての功績である。

この変化が、境目奉行の立場や業務に変化を及ぼし、史料の作成や整理・保管に影響を及ぼしたことも考えられる。

この二事例はあくまで推測であり、後期における境争論関連史料の作成・保管の体制解明の何らかの手がかりになるかと考え紹介したに過ぎない。これらの事例が境争論に臨む体制にどのような変化を及ぼしたのか、その具体的な影響の解明は今後の課題となる。

おわりに

以上、整理の報告としてこれまで紹介した内容をまとめたい。

まず対象となる境争論について、藩境を論地とし、幕府裁許や藩どうしの交渉などによって解決したものと規定し、所蔵関連史料をあげた。そして史料に検討を加えたところ、絵図類を中心とした史料の整理・管理をはじめた時期や担当者、あるいは史料作成・編纂にあたった担当者の推測などが可能となった。すなわち、正徳・享保期の境目奉行を中心とした者たちによる絵図整理、保管責任の確定であり、また境目山役から境目奉行への簿冊作成の担当の変更である。

さらに、寛政年間から文化年間にかけて集中的に残された一紙物の検討から、史料作成や保管の担当と考えられる境目奉行の性格の変化が、関連史料の残り具合などに影響を与えている可能性を指摘することができた。

しかし、史料一点一点への調査が不足した状態での報告であり、推測に推測を重ねた面も多く、今後の課題が多く残されたままである。課題については本文でもくり返し述べたところではあるが、まとめると次の二点となろう。

ひとつは秋田藩の職制の解明である。誰があるいはどの役職が担当し、どのような史料が作成され、どこでどのように保管されたかを明らかにすることが、秋田藩において作成・保存された史料全体の解明につながると考えられる。本稿では境争論を題材とし、関連史料から担当や作成・保管状況の解明を試みたが、いまだ推測にとどまる点が多い。史料への調査をより深めることで徐々に解明していきたい。

また、当館が所蔵する個々の史料群ごとの性格の検討も重要な課題である。例えば本稿では、「県B」史料の性格を明らかにしないまま境争論に関連する部分にのみ検討を加えたが、本来は所蔵史料全体のなかでの位置づけなどを明確にしてから内容を検討するべきであろう。その意味で、「秋田藩文書」の解明のためには、史料群ごとの性格をはっきりとさせた上で、その相互関連を検討していくことが必要であろう。

以上、二つの課題を示し、今後の整理・調査の方向性を確認したところでこの報告を終えたい。

註

（1）県庁から移管された史料は、簿冊類・一紙物類・絵図類と形態ごとに分類されている。図書館からの移管史料は、主にNDC分類に基づく同館の郷土資料分類基準により分類されているが、一部には十干分類・五十函分類なども採用されている。博物館からの移管史料は、博物館独自の分類基準により分類されている。

（2）笠谷和比古「大名家文書の史料的特質と目録編成」（国文学研究資料館史料館編『史料の整理と管理』岩波書店、一九八八年）参照。

（3）伊藤勝美「『秋田藩家蔵文書』成立の過程」（秋田県公文書館『研究紀要』第二号）参照。

（4）菊池保男「館蔵史料の伝来と再整理についての覚書」（秋田県公文書館『研究紀要』創刊号）参照。

（5）『国史大辞典』一四（吉川弘文館）、「論所」参照。

（6）個々の境争論の相手村は以下の通りである。

南　部：花輪村、毛馬内村境（ともに南部藩）
津　軽：八森境、比内境（ともに津軽藩）
大正寺：大正寺村（亀田藩）
薮　台：北野目村（亀田藩）大沢村、寺館尻引村（ともに矢島藩）
強　首：江原田村（亀田藩）宿村（矢島藩）
八卦通：寺館尻引村（矢島藩）
保呂羽：羽広村（亀田藩）
金山沢：江原田村（亀田藩）木売沢村（矢島藩）
高尾山：君ケ野村（亀田藩）

(7) 『国史大辞典』六、「裁許絵図」参照。

(8) さらに当館には由利諸藩に関する裁許絵図も数点所蔵されている。本稿では秋田藩の境争論を対象としたため、これら由利諸藩の裁許絵図の紹介・検討は省略した。

(9) 山本英二「論所裁許の数量的考察」（徳川林政史研究所『研究紀要』第二七号）参照。

(10) 「御国絵図御用留書」（県A一八八）参照。

(11) 同前

(12) 山口一郷家資料は『比内町史』に紹介されている。山口家は代々大葛村の拠人職を勤めており、この史料群は地域の観点から境争論を検討する上で貴重である。

(13) 『国典類抄』前編嘉部五十七参照。

(14) 石井・小貫については「石井氏系図」（A二八八・二一・五一）一二番目の「石井監物二男分流系図」、長山については「長山氏系図」（A二八八・二一・四〇二）二番目の「源姓長山氏系図」を参照。

(15) A三一二一―三六は全一〇冊のまとまりで整理されている。しかし、五冊目のみ延宝四年の作成で、残り九冊が文化六年三月二十八日付の簿冊群となっている。九冊の内、二冊目と三冊目、四冊目と六冊目、七冊目と八冊目が同内容であり、二、四、八冊目の朱書訂正部分が三、六、七冊目では修正されている。また、「井口長七郎指上」と記された表紙が残っているのは三、六、七冊目と九冊目である。

このようにA三一二一―三六は内部に二組のまとまりを持ち、さらに作成時期の異なる簿冊を一冊含んでいる。現段階では五冊目をのぞく九冊を井口長七郎提出と考えているが、引き続き検討が必要であろう。

(16) 以下、県庁史料に関しては秋田県公文書館『公文書館だより』第四号の「秋田県庁文書」を参照。

(17) 文化十年（一八一三）、秋田・亀田間で藩境確定の動きが生じ、君ケ野、水沢、平沢、下黒瀬、桂根、瀧ノ下、梢田、小山など多くの村落間で証文が交わされた。表4の「亀田」欄における一八〇一年〜一八二〇年の三七点は、すべてこの文化十年に作成された書状や証文写である。

他時期の九点は、黒瀬村と平沢村で交わした証文写などであるが、先の三七点と同地域ではあるものの、文化十年の動向と直接関係するものではない。本来は同欄にまとめるべきではないであろうが、表4では、年代別のほかおおよその地域別の傾向を示したいこともあり、ここでは同欄にまとめることとした。

(18) この「御蔵分」については、菊池保男氏が前掲（4）でふれており、御金蔵か御兵具蔵かの検討が必要であることを指摘している。

(19) 原武男編『佐竹家譜』下（東洋書院、一九八九年）参照。

付記　本稿は平成九年度史料管理学研修会（短期研修課程）提出レポートに加筆・訂正をしたものである。

（古文書課主事　かとう　まさひろ）

彙報

（平成九年十二月末現在）

一 展示

公文書課企画展

「県庁文書で見る秋田の鉄道史」

前期　八月二十六日～九月二十四日

後期　十月二十八日～十一月十四日

企画展での詳しい実践内容については、報告で述べた通りである。展示構成は左の通りである。（「　」は大コーナー名）

前半展示

・県庁文書の鉄道関係簿冊群の解題
・「奥羽線の夜明け前」
・「奥羽線の建設と私鉄」
・「支線の建設と鉄道輸送」
・県庁文書の特徴と限界

後半展示

・「戦前県庁文書とは何だろう」
・「秋田県公文書館の役割とは」
・戦前県庁文書の簿冊形態、行政資料
・マイクロフィルムよりの複製本作製

前半展示では、史料群の作成部課を明らかにし、県の鉄道政策の画期ごとの簿冊群を紹介した。「奥羽線の夜明け前」は、明治二十五年の「鉄道敷設法」制定以前が対象である。「奥羽線の建設と私鉄」は、二十五年に「鉄道敷設法」が制定され奥羽線の敷設が決定してから、三十八年に全通するまでが対象。「支線の建設と鉄道輸送」は、三十八年から大正末年に県内の主要鉄道網が大体完成するまでを対象として、簿冊群を紹介した。

後半展示では、当館企画展としては今回初めて、公文書館自体の役割を展示紹介した。

前期後期をあわせて、おおよそ一八〇〇人の観覧者があったと推定される。展示期間中に実施したアンケート結果については、報告で集計分析しているので参照されたい。展示表現については、イラストなどを使用し相当嚙み砕いた手法を用いており、その効果はアンケート結果に現れている。

古文書の展示については、従来、博物館サイドからも「難しい」と言われ続けてきた。故に、文書を専門に扱う公文書館としては、展示表現技術の開発は今後避けて通れない問題である。その意味で今回の企画展は、当初から実験的意識を強く持って行った。

公文書館の展示は、不特定市民の中に理解者層と利用者層を拡大していく普及活動である。当館の従来の企画展は、利用者層の拡大をメインとする傾向にあった。今回は理解者層拡大の要素も加味し、若干の軌道修正を行った。両層の拡大を普及活動の「車の両輪」と意識することが大切である。（柴田知彰）

二 講座

○古文書解読講座

平成九年度の古文書解読講座は、八月五・六の両日、公文書館三階多目的ホールを会場に行われた。今年度は二日間同内容の講座となり、両日あわせて五〇名の参加者が熱心に史料解読に取り組んだ。

この講座は、主に古文書解読の基礎的知識を有する方を対象に、当館所蔵の近世文書を使用して行うもので、開館以来毎年開催されている。講座内容・講師は次の通り。

講座①

秋田・南部・津軽の境目関係史料

講師　伊藤勝美（当館古文書課専門員）

講座②

藩主夫人の書状

講師　柴田次雄（当館古文書課嘱託）

秋田実季の書状を取り上げて近世初期、史料があまり残っていない時期の秋田地域の様子について探ろうとする取り組み（講座①）や、二代藩主佐竹義隆夫人であった光聚院の書状を教材として、秋田藩政を陰から支えた女性の姿に光を当てようとする（講座②）など、単に古文書解読の技術修得だけではなく、史料自体の歴史的意義に踏み込んだ講座となった。

このような機会を通じて、古文書の解読及び歴史の実証的な研究方法を学ぶとともに、史料の保存と活用に対する理解が高まることを期待したい。

（煙山英俊）

○講師派遣

各地区の解読研究会への職員派遣は以下の通りである。

六月六日～十一月二十八日　岩城町解読講座　幸野義夫

十一月十一日　角館町古文書解読研究会　幸野義夫

十二月十一日　大曲市図書館解読講座　伊藤勝美

また、史料の整理・保存についての職員派遣は以下の通りである。

一月十三日　峰浜村教育委員会史料調査委員会　煙山英俊

三　研修・協議会

○第二三回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会（香川大会）

平成九年十一月十二～十四日の三日間、香川県立文書館の主催で、香川県教育会館を会場に行われた。参加者は二五六名。当館からは館長をはじめ各課一名計四名が参加した。大会テーマは「一〇年で何が変わったか―公文書館法と史料保存」であった。概要は次の通り（前日に徳島県立文書館視察も行った）。

一日目：午前、午後とも研修会
　　三時より総会、懇親会
二日目：午前　分科会（自由テーマ）
　　午後　全体会
三日目：午前　分科会（大会テーマ）
　　午後　施設見学（文書館・図書館）

評価選別に関する東京都公文書館の事例報告や徳島県立文書館・博物館、福岡市総合図書館の事例報告など、様々な館の例を聞くことができ、意義のある内容であった。また、デジタルカメラによる文書調査の実践例なども興味深かった。総会では、公文書館法制定一〇周年にあたっての特別決議なども採択されたが、まだまだ公文書館をめぐる課題は多い。当館も今一度日常業務を問い直す時期にきているのではないかと思われる。

（佐藤　隆）

○史料管理学研修会（短期研修）

国立国文学研究資料館史料館が主催する第四二回史料管理学研修（短期研修過程）は、十一月十日～二十一日の日程で、沖縄県公文書館において開催された。文書館施設の他、図書館、県史編纂室、大学機関などから三七名が参加した。

講義や館内見学を通して、沖縄県公文書館における業務、設備の一端を伺うことができた。現時点で評価の高い史料管理や整理の方法、設備を積極的にとりいれ、しかも徹底して行っているという印象をうけた。

講義内容では、短期研修ではじめてコンピュータに関する講義が設けられ、データベースの共有化など文書館施設におけるコンピュータ利用の課題や可能性を伺うことができた。

また総合討論などを通して、文書館の普及活動や、他施設との相互補完の重要性などに関する様々な意見が各参加者から挙げられた。史料管理にまつわる現状や問題点を率直に話し合う機会として非常に有意義であった。

この研修に参加することにより、多くの知識・情報を得ることができた。また様々な立場の参加者との交流により、普段の業務では得ることのない刺激を受けた。これらを今後の業務に活かせるよう努力したい。

（加藤昌宏）

○公文書館等職員研修

第一〇回公文書館等職員研修会は、平成九年十一月十七日から二十一日までの五日間、東京都千代田区九段会館で開催された。研修会には、都道府県、政令市の文書館職員、国の機関の職員など五〇名が参加した。

研修会では、情報公開とプライバシーの保護、古書の取扱い、公文書の評価・選別など

一六の講義が組まれており、基礎的知識の修得とはいえ、結構ハードな研修であった。

公文書の評価・選別の講義では、各都道府県の文書管理システム等について説明があったが、文書館の設置型、非設置型での違いのみならず、それぞれの間にも取り扱いに違いが見られた。選別基準について言えば、それぞれの文書管理制度に基づいて設定されるものではあるが、「後世に記録を残す」という共通の観点に立てば、ある程度の理論的統一があってもよいのでは、と感じた。

公文書課では現在、引き渡された簿冊の評価・選別の作業に取り組んでいるが、予算、時間、人員の限られた範囲の中で、いかに効率的かつ正確に「保存すべき文書」を選別するか、重い課題を背負いながらも業務の遂行に当たっている。研修の成果を踏まえつつ。

（菊地廣安）

○市町村史料保存機関連絡協議会

当会は、一昨年の「市町村史料保存に関する実務担当者会議」を引き継ぐもので、六月二十四日、当館の多目的ホールを会場に開催された。公民館や資料館などの職員、市町村史編纂に関わる職員など、三十一市町村から三十二名の参加があった。会議の前半は情報提供、後半は全体協議を行った。概要は以下の通りである。

一、情報提供

「史料の整理・保存について」　煙山英俊

当館職員により、史料整理と目録の編成、史料保存の環境などについて、スライドを交えながら情報提供をおこなった（七五分）。

二、全体協議

テーマ①

「市町村史刊行とその後の状況について」

このテーマを設定した趣旨は以下の通りである。当館には、県内の歴史史料に関する情報センターとしての役割も望まれている。しかし、史料所在目録を刊行している市町村は極端に少ないのが現状である。こうした中で、市町村史刊行の際、どのように所在調査が行われ、また刊行後、収集された史料がどのように保存され、利用される手だてが講じられているのか、という問題意識からこのテーマが設定された。

このテーマについて各市町村の状況を発言してもらったところ、いくつかの問題点が浮かびあがった。中でも最も深刻と思われたのは、収集した史料を市町村史編纂委員個人に任せきりにしていたため、原史料の所在がはっきりしなくなっているということだった。市町村史が刊行されれば史料はそれで終わりというわけではないのは自明のことである。収集した史料は、きちんと目録を作成し、所在を明確にしておく必要がある。特定の個人が知っているというのでは不備であり、市町村の担当者は少なくとも把握できている環境であってほしい。そのためにも、所在目録の作成が必要との思いを強くもった（八〇分）。

テーマ②

「今後の当会の運営の仕方について」

このテーマでは主に、当会の組織化について協議したが、種々の意見があり、当館ではこれらを参考に検討を進めたい（八〇分）。

（桜庭文雄）

○第五回都道府県・政令指定都市公文書館実務担当者会議

平成九年三月五〜七日の三日間、国立公文書館において開催された。参加者は一七名。概要は次の通り。

講演1：各国における評価選別・目録作成について　（小林蒼海）

講演2：歴史研究と公文書について　（大濱徹也）

討論1：公文書等の評価選別について　（鳥取県立公文書館　長尾芳明）

討論2：公文書等の目録作成について　（北海道立文書館　遠藤龍彦）

事例発表1：琉球政府関係文書の整理について　（沖縄県公文書館　垣花優子）

事例発表2：新潟県立文書館における教育普及活動について

（同館　山本幸俊）

事例発表3：非公開基準について

（秋田県公文書館　佐藤隆）

事例発表を行ったが、余り活発な議論とならず、参考になる点は少なかった。全国の都道府県レベルの公文書館がすべて参加すれば、各館の実情を聞くことができる機会として有意義なものとなると思われる。日程ももう少しとってもよいのではないか。

（佐藤　隆）

四　県内古文書所在調査

本年度は一〇町村の調査を計画し、これまで八町村を訪問している。調査の概要は以下の通りである。

九月四日　峰浜村
峰浜村教育委員会
沼田村文書、白鳥家所蔵文書、柳川家所蔵文書等を聞き取り調査。
小林実氏宅
沼田村文書のうち「草飼入会地取替証文」など一九点を調査。

九月五日　八森町
八森町教育委員会
加賀家所蔵文書、武田家所蔵文書等を聞き取り調査。
千場正光氏宅
「萬覚帳」、証文類等二七点を調査。

十月六日　鷹巣町
鷹巣町教育委員会
内館文庫等を聞き取り調査。
鷹巣町立図書館
「鷹巣地方史研究」、「坊澤村郷土史」を調査。
たかのす風土館
長岐文書及び証文類一五点を調査。

十月七日　田代町、鷹巣町
田代町立図書館
田代町教育委員会所蔵資料及び旧長坂村文書を調査。
長谷川啓司氏宅（鷹巣町）
「天保飢饉見聞実録」、「年代豊凶録」を調査。

十月二十九日　雄勝町
雄勝町教育委員会
工藤家文書等を聞き取り調査。
雄勝町教育委員会所蔵資料を調査。
小沢誠一郎氏宅（小沢家所蔵文書）
「認可状」、「諸廻文書」等二四点を調査。

十月三十日　皆瀬村
皆瀬村教育委員会
皆瀬村教育委員会所蔵資料を調査。
中山茂氏宅（中山家所蔵文書）
「名寄帳」、「年中行事日記」等一一点を調査。

十二月三日　田沢湖町
田沢湖町教育委員会
田沢湖町教育委員会所蔵資料を調査。
伊藤要助氏宅
「山林原野地引張」等を調査。

十二月四日　西木村
西木村教育委員会
村内古文書の状況等を聞き取り調査。
白川容子氏宅
「聞書永久記」等を調査。

（桜庭文雄）

五　図書

○寄贈図書（本館所蔵資料の出版掲載等の許可を受けた分）

秋田市太平郷土史　太平郷土史発刊委員会
「あきた史記」歴史論考集四　秋田姓氏家系研究会
秋田市史　第九巻　近世史料編上　秋田市史編さん室

○各公文書館からの受入れ図書

国立公文書館
公文類聚目録（第一二）
自家年譜（下）
北の丸（第二九号）
国立公文書館年報（第二六号）

外務省外交史料館
- 外交史料館報（第一〇号、第一一号）

国文学研究資料館史料館
- 史料館研究紀要（第二八号）
- 研究レポート（一）
- 史料館所蔵史料目録（第六四集、第六五集）
- 近世の村・家・人（史料叢書一）

北海道立文書館
- 研究紀要（第一二号）
- 北海道立文書館史料集（第一二）
- 北海道立文書館所蔵公文書件名目録（一二）
- 北海道立文書館所蔵資料目録（一二）

福島県歴史資料館
- 福島県歴史資料館研究紀要（第一九号）
- 歴史資料館収蔵資料目録（第二八集）

茨城県立歴史館
- 茨城県行政文書目録（一）
- 史料目録（四〇、四一）

栃木県立文書館
- 栃木県史料所在目録（第二六集）
- 栃木県立文書館研究紀要（創刊号）
- 栃木県立文書館年報（第一一号）

群馬県立文書館
- ぐんま史料研究（第八号、第九号）
- 群馬県行政文書件名目録（第九集）
- 群馬県立文書館収蔵文書目録（一五）
- 群馬県史収集複製資料目録（第四集）
- 群馬県史収集複製資料目録（総索引）
- 群馬県立文書館年報
- 双文（第一四号）

埼玉県立文書館
- 埼玉県史研究（第三二号）
- 収蔵地図目録（第二集）
- 収蔵文書目録（第三六集）
- 文書館紀要（第一〇号）
- 要覧（第一五号）

千葉県文書館
- 千葉県行政資料増加目録
- 収蔵文書目録（第八、九、一〇集）
- 千葉県の文書館（第二号）
- 事業概要

東京都公文書館
- 東京都公文書館年報（第一六号）
- 関東大震災と情報

神奈川県立公文書館
- 神奈川県立公文書館年報
- 神奈川県立公文書館紀要（創刊号）

新潟県立文書館
- 新潟県公文書簿冊目録（第三集）
- 新潟県立文書館年報（第五号）
- 新潟県立文書館研究紀要（第四号）

富山県公文書館
- 富山県公文書館文書目録（歴史文書一三）
- 富山県公文書館年報（第一〇号）

長野県立歴史館
- 長野県立歴史館研究紀要（第三号）
- 殖産興業と万国博覧会（夏期企画展図録）

岐阜県歴史資料館
- 岐阜県歴史資料館報（第二〇号）
- 岐阜県行政文書目録

愛知県公文書館
- 愛知県公文書館年報（第一一号）

京都府立総合資料館
- 資料館紀要（第二五号）

大阪府公文書館
- 中世東寺の文書管理
- 大阪府行政資料・刊行物目録（第五集）

和歌山県立文書館
- 和歌山県立文書館要覧
- 和歌山県公文書簿冊目録（第一集）
- 行政資料目録（一）
- 和歌山県立文書館紀要（第三号）

鳥取県立公文書館
- 鳥取県立公文書館年報（第七号）
- 鳥取県公文書簿冊目録（第一集）
- 行政資料目録（追録第五号）

広島県立文書館
- 広島県立文書館収蔵文書目録（第四集）
- 広島県立文書館紀要（第四号）

山口県文書館
- 年報
- 山口県文書館蔵行政文書目録
- 山口県文書館諸家文書目録（四）
- 山口県内所在史料目録（第二四集）

山口県文書館研究紀要（第二四号）
徳島県立文書館
　徳島県立文書館研究紀要（創刊号）
　徳島県立文書館学術調査報告（第一集）
香川県立文書館
　香川県行政資料目録（追録三）
　香川県立文書館紀要（創刊号）
　香川県立文書館蔵公文書簿冊目録（第一集）
　香川県立文書館年報（第三号）
沖縄県公文書館
　岸秋正文庫の世界
名古屋市市政資料館
　公義御茶壷一巻留
大阪市公文書館
　大阪市公文書館研究紀要（第九号）
　大阪市公文書館年報（第九号）
　大阪市行政刊行物目録
広島市公文書館
　広島市公文書館所蔵資料目録（第二一集）
　広島市公文書館紀要（第二〇号）
藤沢市文書館
　藤沢市史研究（三〇）
　藤沢市文書館紀要（二〇）

○県内市町村史関連図書

秋田市史（第九巻）
秋田市史民俗調査報告書（二）
能代市史研究（第五号）
本荘市史（通史編二）
鹿角市史（第五巻）
二ツ井町史資料（秋林・田口文書）
雄和町史料集（七）
仁賀保町郷土誌資料集（第一三巻）
岩城町史
岩城町史資料編一（亀田藩戊辰史）
西目町史研究（第二号）
新田沢湖町史
増田町史
雄物川町郷土史資料（第二五集）

○県外自治体史

千葉県の自然誌（県史四一）
千葉県の歴史（県史一五、二八）
石川県史資料（近代編二三）
三重県史（別編　自然、資料編　中世一）
福岡県史（近代研究編、近代史料編　一編）
宮崎県史（通史編、史料編　二編）
宮崎県史叢書
函館市史（通説編　第三巻）
仙台市史（資料編三、特別編四）
米沢市史（原始・古代・中世編）
東京市史稿（産業編四一）
新編高崎市史（資料編六　近世二）
新修名古屋市史（第一巻、第八巻）
浅川町史（第二巻　資料編）
茂木町史（第二巻　史料編一）
板橋区史（資料編四、資料編五）
大田区政五十年史

○本館刊行物

二月　『渋江和光日記』（第二巻）
三月　収蔵古文書目録第二集
　『秋田藩家蔵文書目録』
三月　研究紀要（第三号）
四月　公文書館だより（第六号）
五月　事業年報（第四号）
八月　リーフレット
　「県庁文書で見る秋田の鉄道史」
十月　公文書館だより（第七号）

秋田県公文書館研究紀要　第四号
平成十年三月二十日発行
編集発行　秋田県公文書館
秋田市山王新町一四―三一
郵便番号　〇一〇―〇九五二
電話（〇一八八）六六―八三〇一
印刷　太陽印刷株式会社
秋田市卸町一丁目二―一五